

市町村合併後の地方自治体の課題
調査研究報告書

2010年3月

財団法人 中部産業・地域活性化センター

はじめに

財団法人中部産業・地域活性化センターは、中部広域9県（富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀）を対象エリアとして、産業振興と地域整備に関する調査研究、普及啓発、支援事業などを展開している。

この「地域」を支える主体のひとつは言うまでもなく地方自治体・市町村であるが、これら市町村を取り巻く環境はこの10年ほどの間で大きな変化を見せている。そのひとつとして、2000年に施行された地方分権一括法を契機に、分権型社会の推進に向けて大きな転換が図られたことである。そして、いわゆる「平成の大合併」と呼ばれる市町村の合併再編は、今年3月に「一区切り」を迎えたとされたが、この結果、全国市町村の数は1999年当時の3,232から、今年3月31日には1,727へと半減した。また、中部9県においても全国同様に市町村数が半減し、このうち5県（石川、福井、静岡、三重、滋賀）では、「村」がなくなるという結果となった。

今回の調査研究は、中部圏における市町村合併の姿をより客観的に評価・検証すると同時に、合併を行った市町村の課題を抽出し、この課題解決のための方策を探ることを目的とした。市町村合併が成功したといえるかどうかは、新市建設計画の期間が概ね10年間であることを考慮すると、今後残された数年間の取り組みにかかっている。したがって、現時点における「平成の大合併」の評価はやや時期尚早ともいえるが、一方で、合併後数年が経過した市町村も多く、市町村合併の効果をより高めるためには、この時点での評価・検証、そして各市町村における先行的な取り組み事例の紹介が有用であると考えた次第である。

本調査研究の実施にあたっては、2008年に「中部地域における平成の市町村合併の評価に関するアンケート調査」を実施していた三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社のご協力をいただきました。また、ヒアリング調査においては、各自治体の関係者のみなさまにご協力をいただき、有識者として名城大学昇教授、関西学院大学小西教授には、適切なアドバイスをいただきましたことを、ここに深く感謝申し上げます。

2010年3月

財団法人中部産業・地域活性化センター

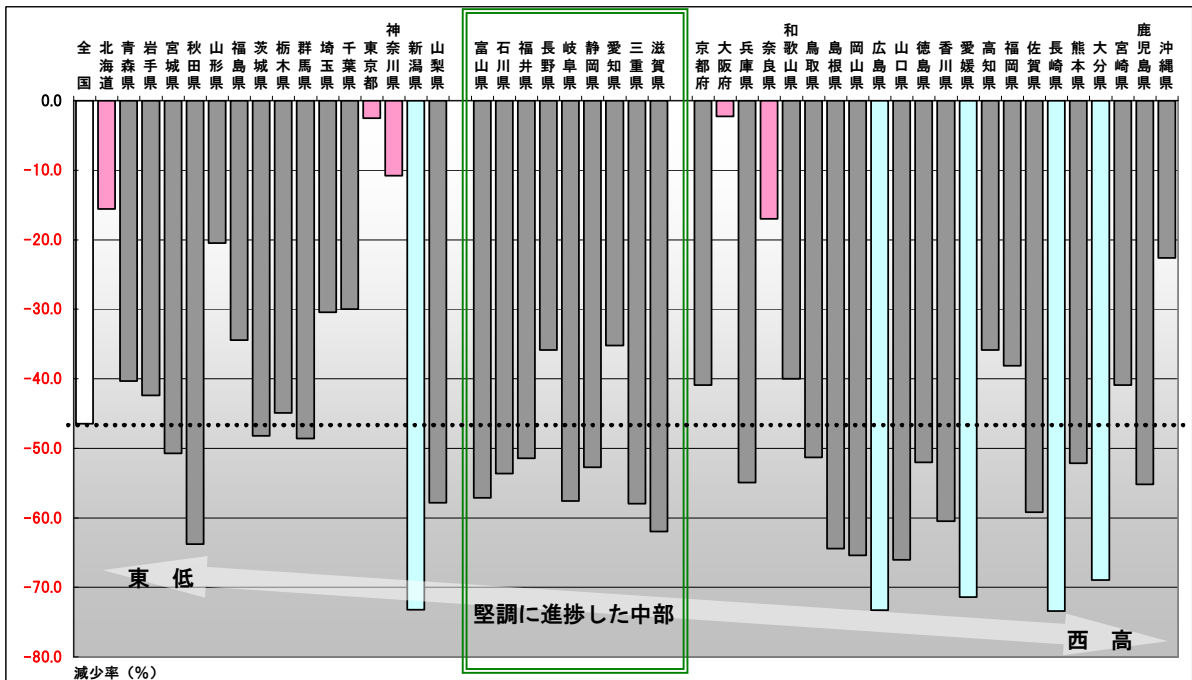
市町村合併後の地方自治体の課題(概要)

1 平成の市町村合併後の中部の姿

○全国との比較でみた中部の合併状況

中部9県（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県）では、平成11年度から平成21年度末の間に、市町村数は611から310へとほぼ半減(▲49.3%)し、全国水準(▲46.6%)をやや上回る、堅調な進捗がみられる。9県中7県は全国水準を上回り、下回った愛知県でも同じ大都市圏にある東京都、大阪府、神奈川県等に比して、高い進捗となっている（残る全国水準未達は、長野県）。

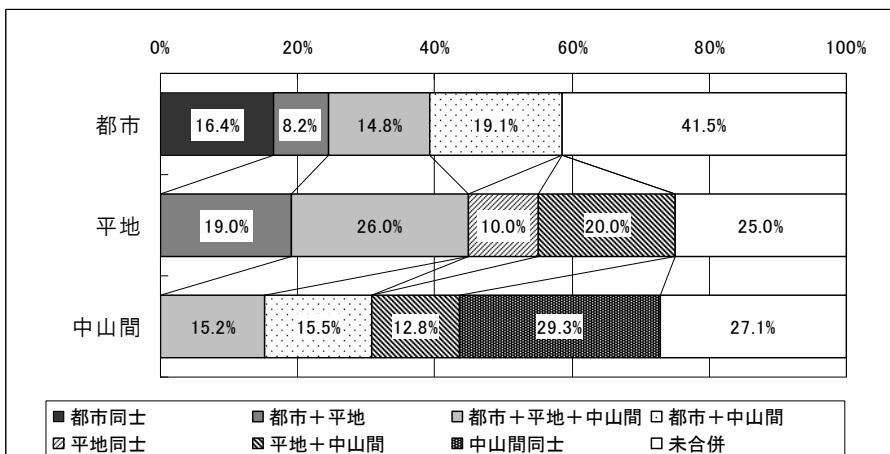
都道府県別にみた市町村の減少率



○市町村類型別にみた合併パターン

平成11年時点の市町村611のうち、合併を決めた市町村は421で68.9%を占める。市町村の地域類型別（平成11年時点の類型）の合併パターンをみた場合、「平地」、「中山間地」の7割強が合併した中で、「都市」で合併したのは約6割弱となっている。全国の動向と比較すると各類型とも総じて高い割合となっているが、特に「都市」においては、合併した割合が顕著に高くなっている。

市町村類型別にみた合併パターン



【参考:全国の割合】

都市：41.1% (17.4)

平地：66.2% (8.8)

中山間：67.4% (5.5)

※ () は中部との差

○合併市町村と非合併市町村の差異

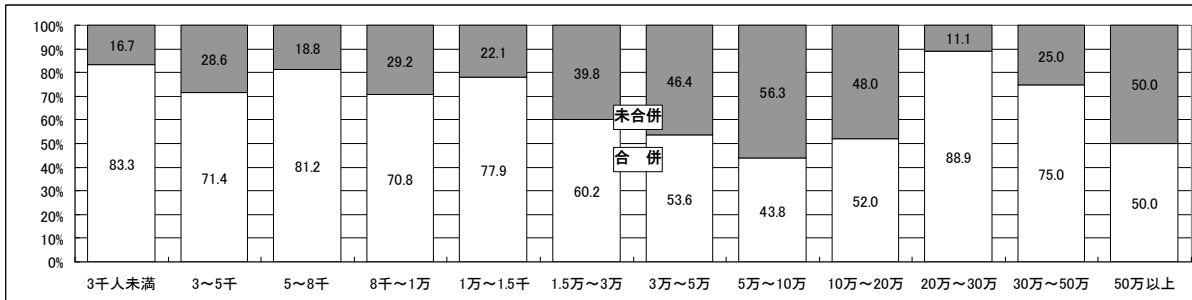
中部9県内市町村の平均面積は、96k m²から192k m²に拡大、特に合併市町村では平均344k m²となり、日常生活圏の広域化へ一定の対応が果たされた。また、人口規模は全市町村平均で35千人から70千人へと増加、合併市町村では合併前の平均29千人から103千人へと増加し、地域の平均像として、数値の上では標準団体並みの水準となっている。

○行政体制面の変化

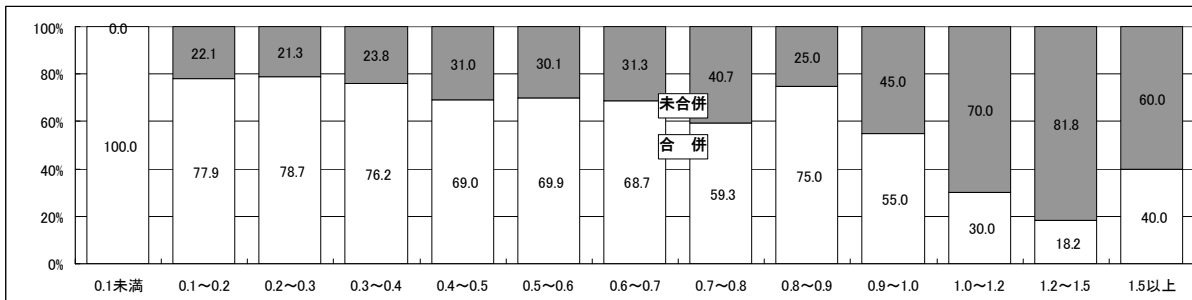
人口1万人未満の小規模な町村は、260から66へと約4分の1に減少、全市町村に占める割合も42.6%から21.3%にまで低減した。10万人以上の都市は44から51へと増加し、合併に伴って特例市については「津市（三重県）」が、中核市は、「一宮市（愛知県）」「大津市（滋賀県）」「四日市市（三重県）」の3市が人口要件をクリアした（現時点では未施行のものを含む）。また、当地域では「静岡市（静岡県）」「浜松市（同）」の2つの新たな政令指定都市が誕生するなど、行政体制の整備・充実に向けた下地は固まりを見せている。

人口規模別・財政力指数別にみた合併・非合併の状況（構成比：各層の合計100%）

<人口規模別>



<財政力指数別>



2 市町村合併の評価に対する取り組み

(1) 国の視点からみた評価

評価は時期尚早とするものの、専門的組織の設置や財政力指数の改善など行財政基盤の改善をとらえ、概ね成果が表れたと評価している。一方、周辺部の利便性や活力の低下、自治体としての一体感の醸成など合併後に新たに生じた課題、住民負担の適正化や公共施設の再編など合併前からの積み残し課題を今後取り組むべき事項として認識しているが、具体的な対応については個別市町村の対応に委ねている。

(2) 中部9県の視点からみた評価

平成の市町村合併における都道府県の役割は、国の方針のもとに市町村合併を誘導することにあつた。中部9県のうち静岡県、三重県、滋賀県の3県では、県内合併市町村における合併後の実態把握を行ったものの、合併効果や課題解決事例を集約し、未合併市町村の検討材料として情報提供する側面が強い。

(3) 市町村の視点からみた評価

住民アンケートや集会などを通じて、合併後の住民の意識を把握している市町村はあるものの、市町村合併による効果や課題を総括・公表している事例は少ない。これは、合併後のまちづくりのあり方を示した

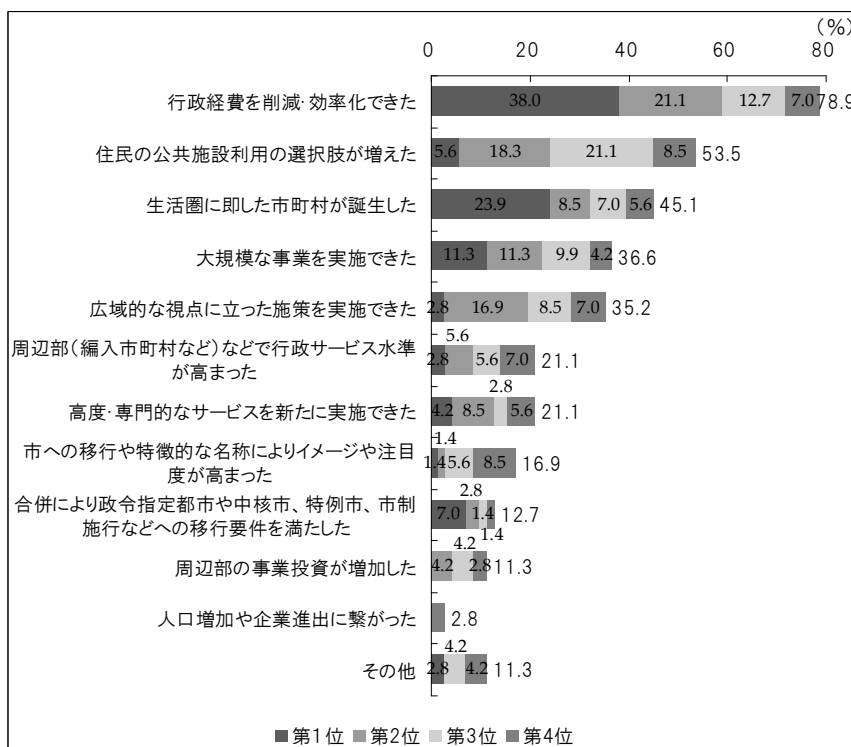
新市建設計画の計画期間が10年間であり、まだ効果が現れるほどの期間が経過していないことを理由としている市町村が多いと考えられる。

3 市町村合併の効果と課題

(1)市町村合併による効果

合併市町村が考える合併の最大の効果は、行政経費の削減・効率化である。特別職や議員数の失職、管理部門の集約による人件費の削減効果は、全ての合併市町村に共通している。また、小規模な自治体などでの公共施設の選択肢拡大や大規模事業の実施といったスケールメリットに関する効果、生活圏に即した市町村誕生や広域的視点に立った施策の実施といった生活圏域や経済圏域と行政サービスの整合性確保による効果などが挙げられている。

合併による効果(上位4項目を選択)



(2)市町村合併後に生じた課題

①周辺部の生活利便性や活力の低下

市町村合併により周辺部となった旧市町村では、旧事務所の支所への格下げに伴い職員数が削減されるとともに、事業投資が減少されたことなどにより、地域活力低下の懸念がある。また、小規模市町村が実施していた特徴的な行政サービスが統合・廃止され、地域のアイデンティティが失われるのではないかとという声もある。そのため、活力あるコミュニティの維持・発展が必要とされており、地域の個性を活かしたまちづくりを住民との協働により実現したい意向の強い市町村が多くみられる。

②庁舎面積の不足や庁舎分散がもたらす非効率

庁舎スペースの不足や機能分散が、業務効率や行政サービスの低下の大きな要因となっている。本庁方式を採用した市町村の多くは、執務室や会議室など慢性的なスペース不足が生じる他、住民向け駐車場の不足など利便性低下を招いている。また、分庁方式や総合支所方式を採用した市町村では、庁舎間移動による業務非効率や職員のコミュニケーション不足を招くとともに、組織一体化が進まない要因のひとつとなっている。

③自治体の規模に見合ったサービス水準の検証

公共施設の選択肢が拡大したものの、老朽化に伴う維持管理費の増大が懸念されており、7割の市町村

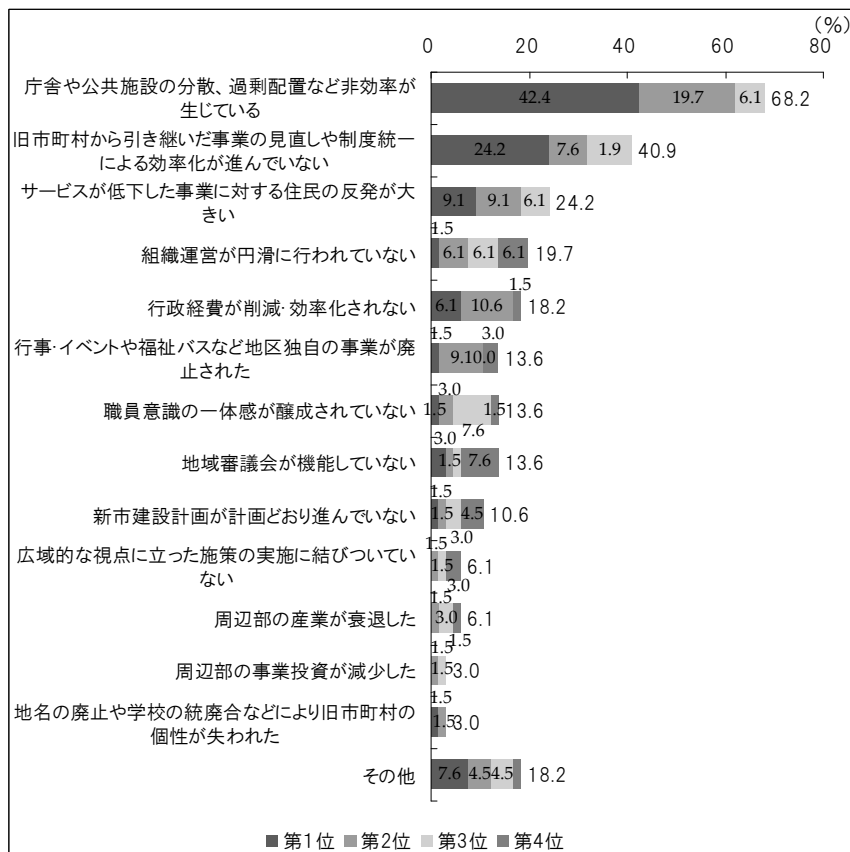
が公共施設の適正配置を志向している。合併効果を高めるには、旧市町村単位でフルセットで整備された公共施設について、過剰なサービスが提供されていないか、全市で均衡あるサービスを受けられるか等を検証し、財政とのバランスを取れた身の丈にあったサービスを提供することが必要である。

自治会をはじめとする各種団体の活動や補助金、バスなど福祉関連事業の見直しが進んでいない。これらは周辺部の旧市町村の重要施策であったものが多く、事業廃止や負担増大など受益者の大幅なサービス低下に繋がる可能性が高いことから、住民感情に配慮して取り組めない実状にある。

④地方分権の受け皿としての行政基盤の強化

組織・機構の再編や職員定数の適正化等を通じて、地方分権の受け皿となるべく更なる行政基盤の強化を重視している市町村も多い。また、市町村合併により行政サービスの高度化・専門化を期待した住民も少なくないことから、当該市町村における住民ニーズを的確に把握し、優先度・重要度の高いサービスを提供することが必要とされる。

合併後の課題(上位4項目を選択)



(3) 今後、想定されるまちづくり課題

市町村合併により、人口や経済規模の拡大、地域資源の増加、さらには情報発信力の向上など、産業活性化に繋がるインパクトが高まった。こうしたインパクトを最大限に活用し、新たな産業やビジネス機会の創出に取り組むことが重要であり、特に、地域資源を活かした産業育成や観光活性化などが期待される。

3 合併効果を高めるために必要な取り組み

合併を契機として即効性のある効果は既に現れていると評価している一方、合併後に新たに課題が生じており、長期的にみた合併の成否を判断するうえで、その課題の解消が重要になる。また、市町村合併のインパクトを産業経済分野に波及させることへの期待も大きい。

本調査では、市町村合併の効果創出に向けて、「合併後に生じた課題の解消」と「産業経済分野への効果創出」に関する先行的な取り組みを行う 20 都市の事例を調査し、紹介している。

目次

序	本調査の目的	1
1	調査目的	1
2	調査項目	2
I	全国との比較による中部の合併状況	3
1	平成の合併による市町村数の変化	3
2	市町村類型パターン（総務省研究会調査）との比較	6
II	中部9県の合併・非合併市町村の比較	10
1	合併市町村と非合併市町村の比較	10
2	各県における合併市町村と非合併市町村の比較	12
III	平成の市町村合併に対する国の評価（文献調査）	31
1	平成の市町村合併の目的	31
2	第29次地方制度調査会による市町村合併の評価	32
3	市町村の合併に関する研究会による評価（平成の合併の評価・検証・分析）	33
IV	平成の市町村合併に対する中部9県の評価（聞き取り調査）	40
1	市町村合併の総括の実施状況	40
2	各県の評価	41
V	中部9県の合併市町村の評価（アンケート調査）	46
1	調査の概要	46
2	市町村合併による効果と課題について	48
3	合併における制度統一の状況について	56
4	事務所（市町村庁舎）配置の状況について	59
5	公共施設の適正配置について	65
VI	中部9県における平成の市町村合併の評価	68
1	平成の市町村合併後の中部の姿	68
2	市町村合併の評価に対する取り組み	69
3	市町村合併の効果と課題	70
4	合併効果を高めるために必要な取り組み	74

Ⅶ 合併後の課題解消に向けた取り組み事例	76
1 地域自治区の活用	76
【事例1】 地方自治法に基づく地域自治区の活用（恵那市）	76
【事例2】 合併特例法に基づく地域自治組織の設置（飯田市）	78
2 新たなコミュニティの形成	80
【事例3】 都市内分権（長野市）	80
【事例4】 地域マネジメント（松阪市）	82
【事例5】 地域自治振興事業（越前市）	84
3 新庁舎の整備	86
【事例6】 新庁舎の建設（一宮市）	86
【事例7】 新庁舎の建設（安曇野市）	88
4 庁舎機能の見直し	90
【事例8】 庁舎機能・地域自治の見直し（伊賀市）	90
5 公共施設の適正配置・サービス適正化	92
【事例9】 小学校適正規模の検討（岡崎市）	92
【事例10】 公立保育園の適正化（白山市）	94
【事例11】 資産経営推進方針の確立による施設評価（浜松市）	96
【事例12】 公共交通の適正化（豊田市）	98
6 ガバナンスを重視した自治体組織の運営	100
【事例13】 総合計画による進行管理と評価（多治見市）	100
7 行政サービスの高度化・専門化	102
【事例14】 子ども総合支援室の設置（亀山市）	102
Ⅷ 産業経済への効果創出に向けた取り組み事例	104
1 地域資源を活かした産業育成	104
【事例1】 お茶がんばる課の設置（島田市）	104
【事例2】 ネームバリューの向上（伊豆市）	106
【事例3】 美濃陶酔ブランドの構築（多治見市）	108
2 広域観光の推進	110
【事例4】 広域観光の取り組み（高山市）	110
【事例5】 観光協会の統合（志摩市）	112
3 経済団体との連携強化	114
【事例6】 商工会議所の統合を契機とした行政との連携の影響（長野市）	114

序 本調査の目的

1 調査目的

中部地域における市町村合併は、平成 15 年 4 月に合併した静岡市と岐阜県山県市を皮切りに、平成 22 年 3 月末までには 611 から 310 に半減する見通しにあり、うち 122 が合併により誕生した市町村となる。本調査は、最長で 7 年が経過している合併市町村について、合併効果をより高いものへと導くための基礎的調査として、以下の 2 点を把握することを目的とする。

- ① 中部地域の合併市町村における合併による効果と課題を検証する。特に、合併を契機とした産業分野におけるビジネス機会の創出状況についても着目する。
- ② 合併による効果をより高めるために取り組むべき方策を検討するとともに、効果的な取り組み事例を整理する。

2 調査項目

(1) 統計データ分析

- ・ 面積、人口構造、財政規模など各種統計データをもとに、市町村合併前後の中部地域の市町村の変化を整理するとともに、データから見た行政規模・能力の充実と行財政基盤の強化の状況を調査し、そこから読みとれる効果や課題の仮説建てを行う。
- ・ 合併形態や人口・面積・産業構造などの基礎データをもとに、中部地域の市町村の特徴を整理し、本調査の分析に活用するための類型化を試み、各分類別の市町村グループの特徴を整理する。

(2) 国の評価の整理(文献調査)

- ・ 国が公表した既往調査をもとに、市町村合併による効果と課題を整理するとともに、主要課題の効果的な解決に取り組んだ市町村の先行的な取組事例を収集する。

(3) 中部地域9県の評価の整理(聞き取り調査)

- ・ 中部地域各県の市町村合併担当部局への電話ヒアリングを実施し、独自調査等による合併の評価分析の実施や合併に伴う課題解決に向けて取り組んだ市町村事例の情報所有状況などを把握する。
- ・ 具体的な情報を保有している県については、必要に応じて訪問ヒアリング調査を実施する。

(4) 市町村の評価の整理(アンケート調査)

- ・ 合併市町村を対象とした既往アンケート調査をベースとして、中部 9 県の枠組みで再調査・分析を行い、合併による効果と課題を分析する。

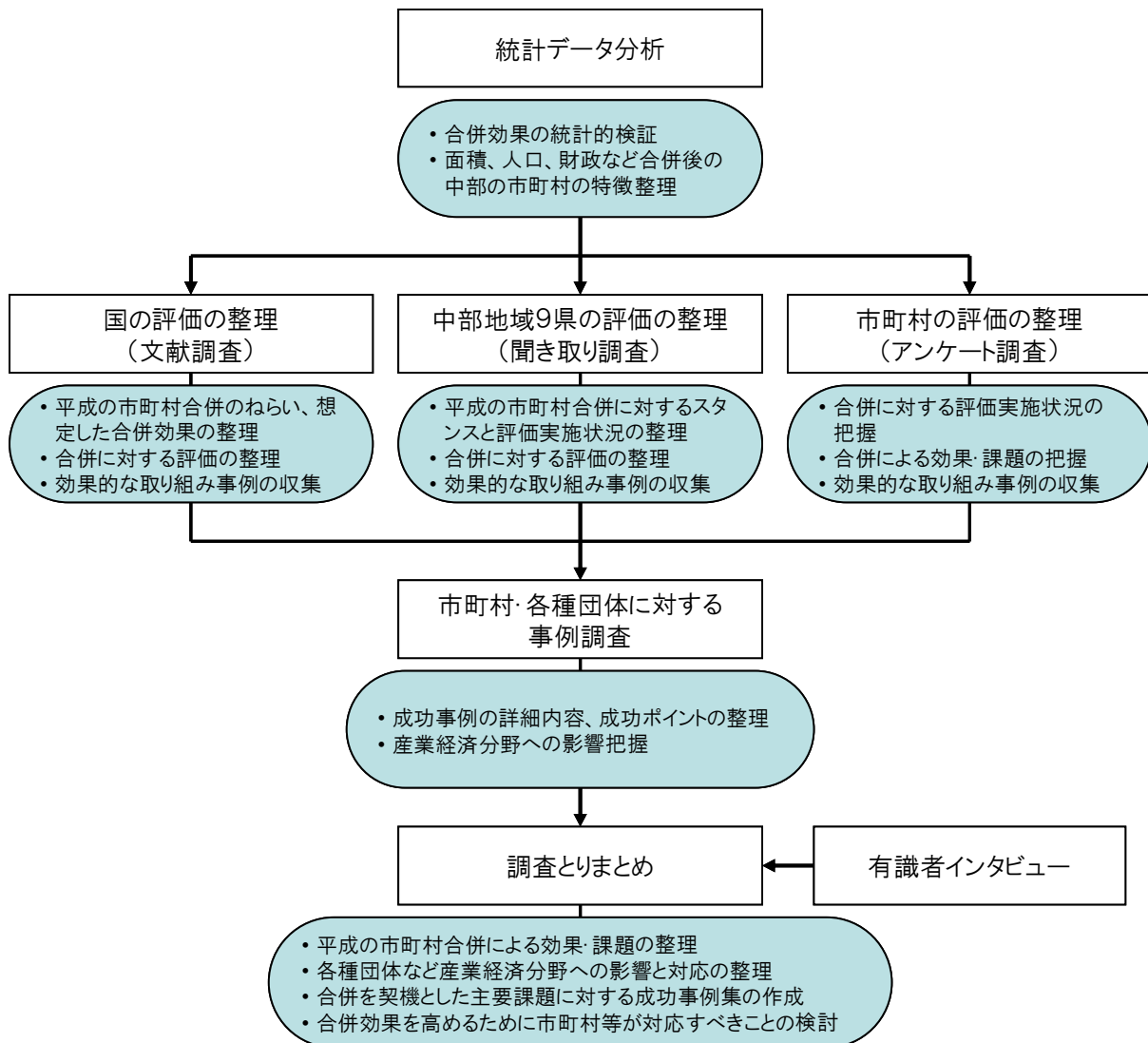
(5)市町村・各種団体に対する事例調査

- ・ 本調査の論点ポイントとして取り上げた課題に対して効果的な取り組みを実施した市町村 20 か所程度を抽出し、その具体的な内容を把握するための訪問ヒアリング調査を実施する。
- ・ 特に、産業経済分野（各種団体）への影響などについて把握するための調査も実施し、合併前後による産業経済分野への影響を把握する。
- ・ 本調査結果については、合併により生じた課題を解消するための効果的な事例として整理する。

(6)調査とりまとめ

- ・ 1～5の調査結果をもとに、平成の合併による効果と課題について取りまとめる。
- ・ 市町村合併に対する造詣の深い有識者に対するインタビューを行い、市町村合併に対する評価と合併効果を高めるための方策についてのコメントを整理する。

調査フロー図



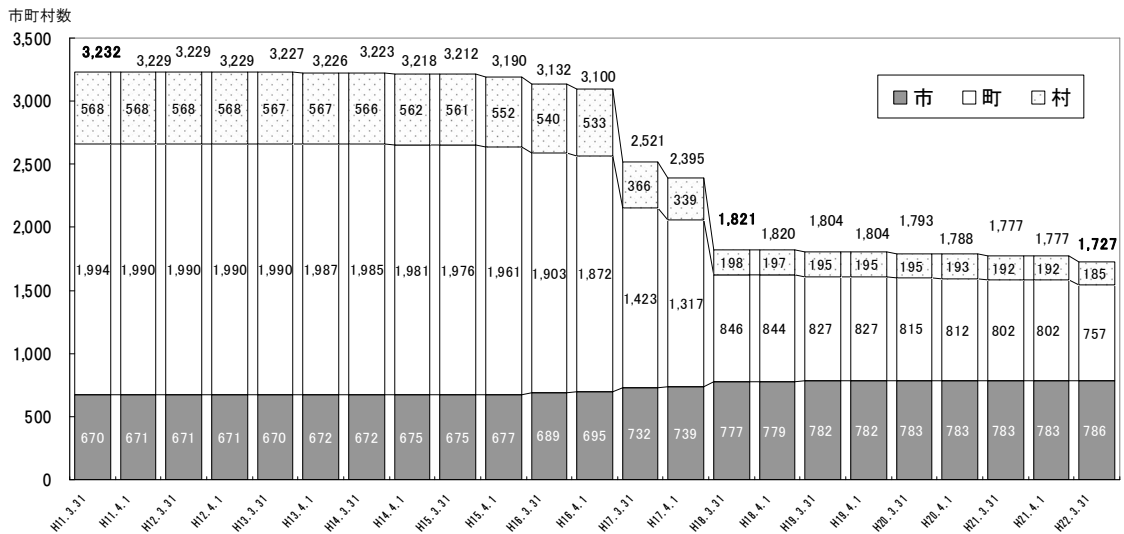
I 全国との比較による中部の合併状況

1 平成の合併による市町村数の変化

(1) 平成の合併による市町村数の変化

全国の市町村数は、平成 11 年 3 月末時点では 3,232 であったが、合併促進の契機となった合併特例法（平成 11 年改正）が期限を迎えた平成 18 年 3 月末においては 1,821 と、1,411 減少した（減少率 43.4%）。平成 19 年度以降、合併優遇となる特例措置が軽減された新合併特例法の下、合併成立のテンポは鈍化したが、同特例法の期限となる平成 22 年 3 月末（総務大臣告示済み）には、市町村数は 1,727（減少率 46.6%）となる見込みである。

平成の合併における市町村数の推移



資料：総務省「市町村数の変遷」平成 22 年 3 月現在

地域単位での合併状況を全国水準との比較で見ると、市町村の減少率が高い圏域は中国・四国（▲61.8%）、九州（▲51.9%）で、北海道・東北（▲33.5%）は低く、西高東低の傾向がある。また、大都市圏が存在する関東（▲43.7%）と関西▲35.1%の進捗率は低くなっている。中部 9 県（▲49.3%）は、全国水準をやや上回る約半数に減少となっており、堅調な進捗がみられる。

なお、各地域ブロックの構成は、国土形成計画の広域地方計画区域を参考に、次ページの都道府県の組み合わせとした。

地域ブロックの構成

北海道・東北	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	関西	京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
関東・甲越	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県	中国・四国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
中部9県	富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県	九州・沖縄	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

地域ブロック別にみた市町村数・構成比の推移(平成11年・22年)

H11.3末	市町村数				構成比			
	市	町	村	計	市	町	村	計
北海道・東北	97	406	109	612	15.8%	66.3%	17.8%	100.0%
関東・甲越	190	314	125	629	30.2%	49.9%	19.9%	100.0%
中部9県	127	343	141	611	20.8%	56.1%	23.1%	100.0%
関西	83	167	26	276	30.1%	60.5%	9.4%	100.0%
中国・四国	79	377	78	534	14.8%	70.6%	14.6%	100.0%
九州・沖縄	94	387	89	570	16.5%	67.9%	15.6%	100.0%
合計	670	1,994	568	3,232	20.7%	61.7%	17.6%	100.0%

H22.3末	市町村数				構成比			
	市	町	村	計	市	町	村	計
北海道・東北	110	247	50	407	27.0%	60.7%	12.3%	100.0%
関東・甲越	212	110	31	353	60.1%	31.2%	8.8%	100.0%
中部9県	156	114	40	310	50.3%	36.8%	12.9%	100.0%
関西	98	66	15	179	54.7%	36.9%	8.4%	100.0%
中国・四国	92	101	11	204	45.1%	49.5%	5.4%	100.0%
九州・沖縄	118	119	37	274	43.1%	43.4%	13.5%	100.0%
合計	786	757	184	1,727	45.5%	43.8%	10.7%	100.0%

H11→H22	増減数				増減率			
	市	町	村	計	市	町	村	計
北海道・東北	13	-159	-59	-205	13.4%	-39.2%	-54.1%	-33.5%
関東・甲越	22	-204	-94	-276	11.6%	-65.0%	-75.2%	-43.9%
中部9県	29	-229	-101	-301	22.8%	-66.8%	-71.6%	-49.3%
関西	15	-101	-11	-97	18.1%	-60.5%	-42.3%	-35.1%
中国・四国	13	-276	-67	-330	16.5%	-73.2%	-85.9%	-61.8%
九州・沖縄	24	-268	-52	-296	25.5%	-69.3%	-58.4%	-51.9%
合計	116	-1,237	-384	-1,505	17.3%	-62.0%	-67.6%	-46.6%

注)市数は政令指定都市を含み、特別区を含まない。平成22年3月16日時点で総務大臣告示済みのもの。

資料：総務省「都道府県別市町村数の変遷」より作成

(2) 中部9県における合併状況の概要

中部9県においては、当地域で平成の合併初の事例となる静岡県静岡市、岐阜県山県市が平成15年4月に合併し、それ以降、平成22年3月末までに市町村数は611から310へとほぼ半減(▲49.3%)する見込みである。9県全体では、全国水準をやや上回る状況となっているが、9県のうち7県は全国水準を上回る進捗であり、愛知県は、減少率は低いものの、東京都、大阪府、神奈川県など他の大都市圏を有する都府県に比して、高い進捗となっている。また、全国水準を下回る残る1県は、長野県となっている。

中部9県の合併状況をみると、全国的な傾向と同様に、町・村数で大幅な減少がみられる一方で、市の数は増加を示している。これは、市と町村との合併が行われたのと同時に、町村同士が合併特例を活用した市制施行を目的のひとつとして合併し市となったケースが多くみられるためである。

その結果、市町村の構成比は次表の通り、市の占める割合が大幅に高くなっている。その一方で、村については大幅な減少がみられ、特に、石川県、福井県、静岡県、三重県及び滋賀県では村が無くなっている。残る県のうち、富山県、岐阜県及び愛知県においても8割以上の減少となっている。

また、平成の合併を経て、当地域では新たな政令市として、静岡市及び浜松市の2市が誕生している。

中部9県の市町村数・構成比の推移(平成11年・22年)

H11.3末	市町村数				構成比			
	市	町	村	計	市	町	村	計
富山県	9	18	8	35	25.7%	51.4%	22.9%	100.0%
石川県	8	27	6	41	19.5%	65.9%	14.6%	100.0%
福井県	7	22	6	35	20.0%	62.9%	17.1%	100.0%
長野県	17	36	67	120	14.2%	30.0%	55.8%	100.0%
岐阜県	14	55	30	99	14.1%	55.6%	30.3%	100.0%
静岡県	21	49	4	74	28.4%	66.2%	5.4%	100.0%
愛知県	31	47	10	88	35.2%	53.4%	11.4%	100.0%
三重県	13	47	9	69	18.8%	68.1%	13.0%	100.0%
滋賀県	8	41	1	50	16.0%	82.0%	2.0%	100.0%
合計	128	342	141	611	20.9%	56.0%	23.1%	100.0%

H22.3末	市町村数				構成比			
	市	町	村	計	市	町	村	計
富山県	10	4	1	15	66.7%	26.7%	6.7%	100.0%
石川県	10	9	0	19	52.6%	47.4%	0.0%	100.0%
福井県	9	8	0	17	52.9%	47.1%	0.0%	100.0%
長野県	19	23	35	77	24.7%	29.9%	45.5%	100.0%
岐阜県	21	19	2	42	50.0%	45.2%	4.8%	100.0%
静岡県	23	12	0	35	65.7%	34.3%	0.0%	100.0%
愛知県	37	18	2	57	64.9%	31.6%	3.5%	100.0%
三重県	14	15	0	29	48.3%	51.7%	0.0%	100.0%
滋賀県	13	6	0	19	68.4%	31.6%	0.0%	100.0%
合計	156	114	40	310	50.3%	36.8%	12.9%	100.0%

H11→H22	増減数				増減率			
	市	町	村	計	市	町	村	計
富山県	1	-14	-7	-20	11.1%	-77.8%	-87.5%	-57.1%
石川県	2	-18	-6	-22	25.0%	-66.7%	-100.0%	-53.7%
福井県	2	-14	-6	-18	28.6%	-63.6%	-100.0%	-51.4%
長野県	2	-13	-32	-43	11.8%	-36.1%	-47.8%	-35.8%
岐阜県	7	-36	-28	-57	50.0%	-65.5%	-93.3%	-57.6%
静岡県	2	-37	-4	-39	9.5%	-75.5%	-100.0%	-52.7%
愛知県	6	-29	-8	-31	19.4%	-61.7%	-80.0%	-35.2%
三重県	1	-32	-9	-40	7.7%	-68.1%	-100.0%	-58.0%
滋賀県	5	-35	-1	-31	62.5%	-85.4%	-100.0%	-62.0%
合計	28	-228	-101	-301	21.9%	-66.7%	-71.6%	-49.3%

資料：総務省「都道府県別市町村数の変遷」より作成

2 市町村類型パターン(総務省研究会調査)との比較

総務省の「『平成の合併』の評価・検証・分析」(平成20年)で用いられた市町村類型パターンを踏襲して中部9県内市町村データを集計・分類し、動向を把握することにより、全国における傾向と対比しながら、中部地域の特性の考察を行った。

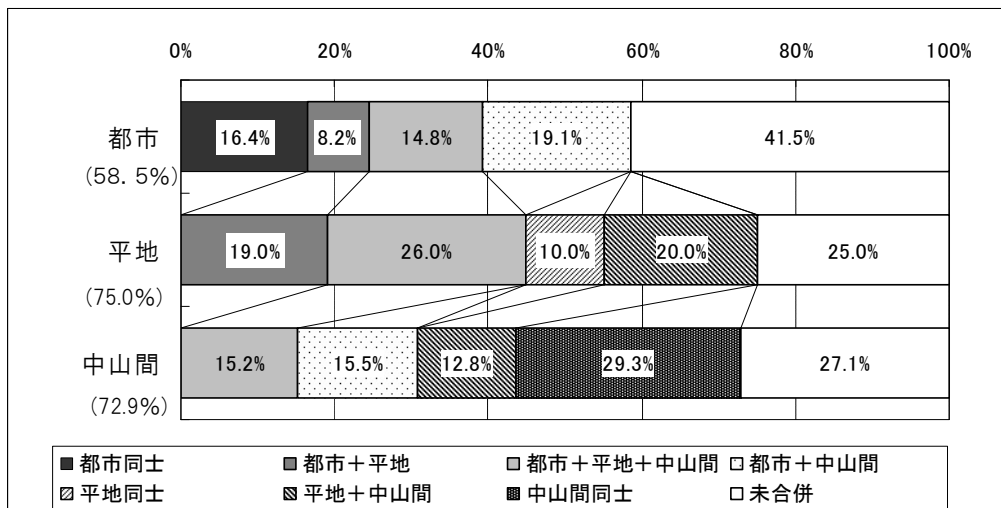
【参考】2000年世界農林業センサスにおける「農業地域類型」

「都市」	○可住地に占めるD I D面積が5%以上で人口密度500人以上又はD I D人口2万人以上の旧市区町村または市町村。
	○可住地に占める宅地等率が60%以上で人口密度500人以上の旧市区町村または市町村。ただし林野率80%以上のものは除く。
「平地」	○耕地率20%以上かつ林野率50%未満の旧市区町村または市町村。ただし、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が90%以上のものを除く。
	○耕地率20%以上かつ林野率50%以上で傾斜20分の1以上の田と傾斜8%以上の畑の合計面積の割合が10%未満の旧市区町村または市町村。
「中山間」「中間」	○耕地率20%未満で、「都市」及び「山間」以外の旧市区町村または市町村。
	○耕地率20%以上で、「都市」及び「平地」以外の旧市区町村または市町村。
「山間」	○林野率80%以上かつ耕地率10%未満の旧市区町村または市町村。

(1)市町村類型別にみた合併パターン

平成11年時点における中部9県611市町村について、地域類型別に平成22年時点における合併状況を見ると、「平地」(75.0%)、「中山間地」(72.9%)で7割強の市町村が合併している。また、「都市」(58.5%)は約6割と、平地、中山間地に比して低い状況ではあるが、全国の動向と比較すると、「平地」(66.2%)「中山間地」(67.4%)「都市」(41.1%)の各類型とも総じて上回っているなかで、特に「都市」は、全国比プラス14.4ポイントと顕著に高くなっている。

市町村類型別にみた合併パターン(中部9県内611市町村)

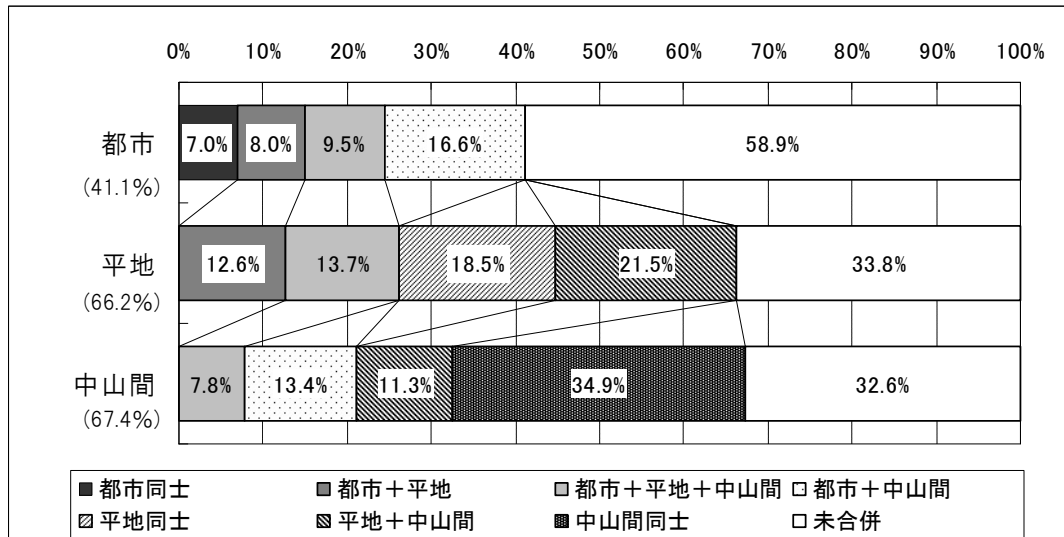


構成比

	団体数	都市同士	都市+平地	都市+平地+中山間	都市+中山間	平地同士	平地+中山間	中山間同士	小計	未合併
都市	183	16.4%	8.2%	14.8%	19.1%	0.0%	0.0%	0.0%	58.5%	41.5%
平地	100	0.0%	19.0%	26.0%	0.0%	10.0%	20.0%	0.0%	75.0%	25.0%
中山間	328	0.0%	0.0%	15.2%	15.5%	0.0%	12.8%	29.3%	72.9%	27.1%
合計	611	4.9%	5.6%	16.9%	14.1%	1.6%	10.1%	15.7%	68.9%	31.1%

資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

市町村類型別にみた合併パターン(全国 3,232 市町村)



構成比

	団体数	都市同士	都市+平地	都市+平地+中山間	都市+中山間	平地同士	平地+中山間	中山間同士	小計	未合併
都市	759	7.0%	8.0%	9.5%	16.6%	0.0%	0.0%	0.0%	41.1%	58.9%
平地	693	0.0%	12.6%	13.7%	0.0%	18.5%	21.5%	0.0%	66.2%	33.8%
中山間	1,780	0.0%	0.0%	0.0%	7.8%	13.4%	11.3%	34.9%	67.4%	32.6%
合計	3,232	1.6%	4.6%	9.5%	11.3%	4.0%	10.8%	19.2%	61.0%	39.0%

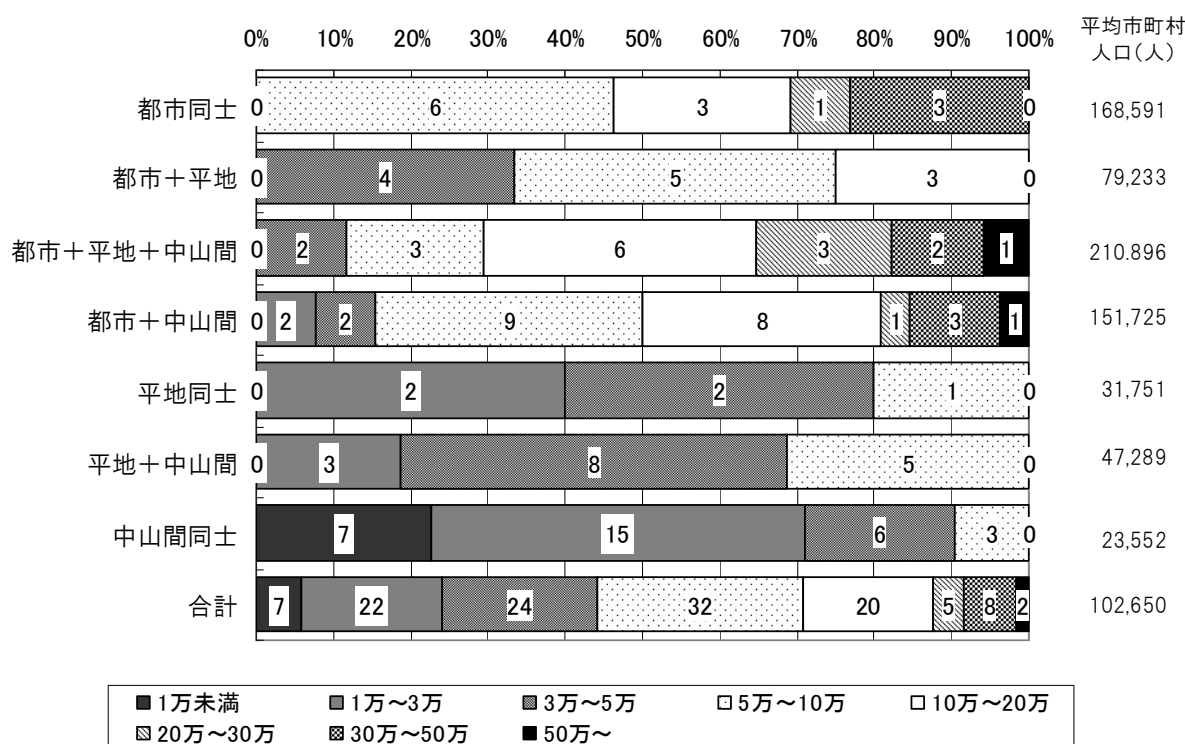
資料：総務省「『平成の合併』の評価・検証・分析」

(2) 合併パターン別市町村人口

次に、合併パターン別に合併後の人口規模をみると、平成22年時点における中部9県120市町村の平均は、10万2,650人と10万人を超える規模となっている。また、都市を含む合併パターンでは、「都市同士」「都市+平地+中山間」「都市+中山間」の3パターンで10万人超となっている（全国においては、都市を含む全てのパターンで10万人超）。それに対して、「平地同士」「平地+中山間」の合併パターンでは、合併後の平均人口は3万人を超え、平均値として、市制施行の合併特例による人口要件を超えている。

合併パターン別にみて、全国平均人口との差異が大きいのは、「都市同士」（▲約11万人）、「都市+平地」（▲約5万人）、「都市+平地+中山間」（+約5万人）など都市を含むパターンで多くみられる。

合併パターン別にみた市町村人口（中部9県120市町村）

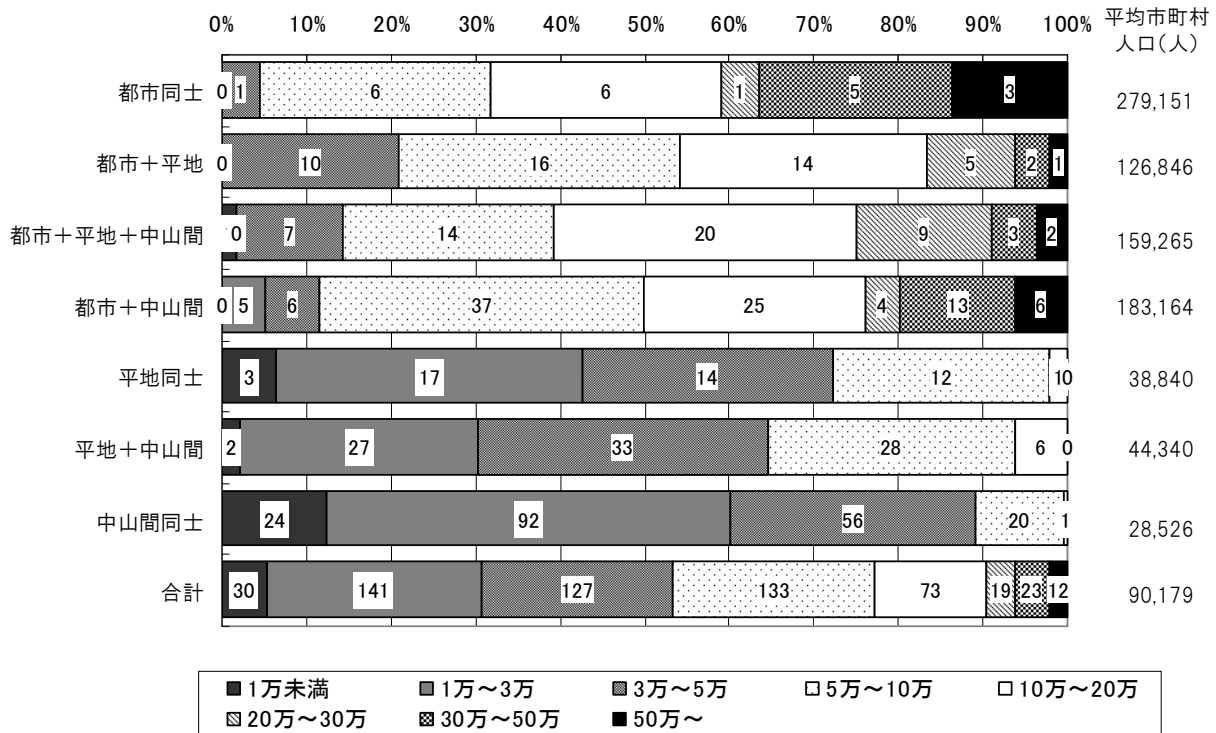


構成比

	団体数	構成比	1万未満	1万~3万	3万~5万	5万~10万	10万~20万	20万~30万	30万~50万	50万~
都市同士	13	10.8%				46.2%	23.1%	7.7%	23.1%	
都市+平地	12	10.0%			33.3%	41.7%	25.0%			
都市+平地+中山間	17	14.2%			11.8%	17.6%	35.3%	17.6%	11.8%	5.9%
都市+中山間	26	21.7%		7.7%	7.7%	34.6%	30.8%	3.8%	11.5%	3.8%
平地同士	5	4.2%		40.0%	40.0%	20.0%				
平地+中山間	16	13.3%		18.8%	50.0%	31.3%				
中山間同士	31	25.8%	22.6%	48.4%	19.4%	9.7%				
合計	120	100.0%	5.8%	18.3%	20.0%	26.7%	16.7%	4.2%	6.7%	1.7%

資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

合併パターン別にみた市町村人口(全国 558 市町村)



構成比

	団体数	構成比	1万未満	1万~3万	3万~5万	5万~10万	10万~20万	20万~30万	30万~50万	50万~
都市同士	22	3.9%			4.5%	27.3%	27.3%	4.5%	22.7%	13.6%
都市+平地	48	8.6%			20.8%	33.3%	29.2%	10.4%	4.2%	2.1%
都市+平地+中山間	56	10.0%	1.8%		12.5%	25.0%	35.7%	16.1%	5.4%	3.6%
都市+中山間	96	17.2%		5.2%	6.3%	38.5%	26.0%	4.2%	13.5%	6.3%
平地同士	47	8.4%	6.4%	36.2%	29.8%	25.5%	2.1%			
平地+中山間	96	17.2%	2.1%	28.1%	34.4%	29.2%	6.3%			
中山間同士	193	34.6%	12.4%	47.7%	29.0%	10.4%	0.5%			
合計	558	100.0%	5.4%	25.3%	22.8%	23.8%	13.1%	3.4%	4.1%	2.2%

資料：総務省「『平成の合併』の評価・検証・分析」

Ⅱ 中部9県の合併・非合併市町村の比較

1 合併市町村と非合併市町村の比較

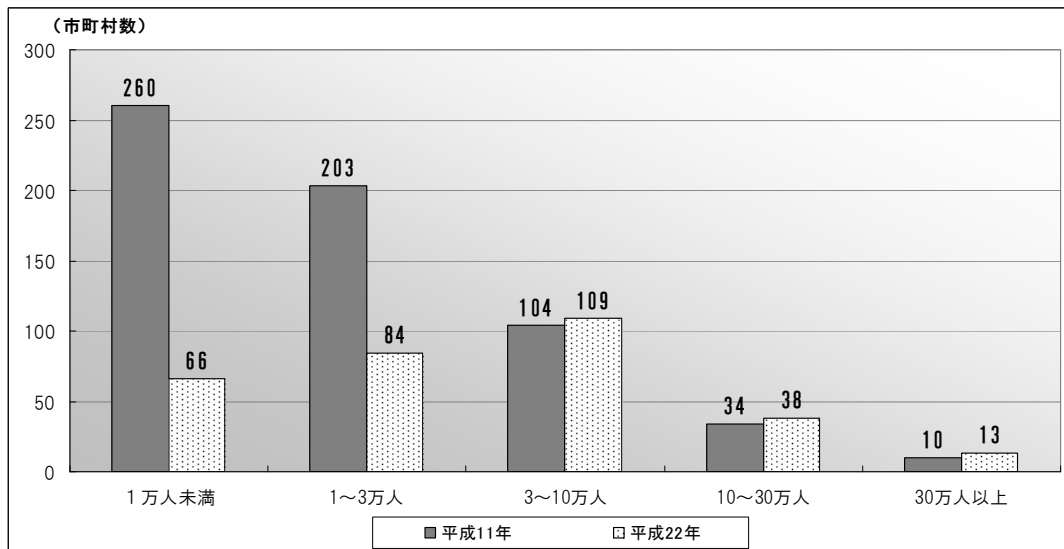
中部9県の611市町村（平成11年時点）のうち、平成の合併を経て合併を決めた市町村は421で68.9%を占めている。一方、最終的に合併に至らなかった市町村は、190となっている（平成22年2月末時点で合併協議中のもの、合併協議を行わなかった市町村のほか、合併協議が途中で終了したものを含む）。

中部9県内の市町村の平均面積は、96k㎡から192k㎡に拡大し、特に、合併市町村では平均344k㎡と約3倍となっており、日常生活圏の広域化へ一定の対応が果たされたと言える。また、人口規模は、全市町村平均で35千人から70千人へと拡大、特に合併市町村においては、合併前の29千人（421市町村平均）から103千人（120市町村）へと増加し、地域の平均像として数値上は標準団体（10万人）並みの平均規模となっている（非合併市町村210における同期間の伸び率は、平均1.5%）。

平成の合併前後の市町村平均データの比較（中部9県）

	市町村数	市町村平均面積(k㎡)	市町村平均総人口(人)	人口構成	15歳未満 構成比(%)	15～64歳 構成比(%)	65歳以上 構成比(%)	市町村平均歳出総額(億円)	市町村平均財政力指数
平成14年度	611	96.23	35,040	市町村平均	14.1	61.9	24.0	132.4	0.52
				県全体	14.9	66.3	18.9		
				差異	0.8	4.4	5.1		
平成19年度	310	191.87	69,537	市町村平均	13.8	61.2	25.1	254.0	0.70
				県全体	14.3	64.1	21.6		
				差異	0.6	2.9	3.5		
増減	-301	95.63	34,497		-0.2	-1.4	-1.6	121.6	0.18
増減率(%)	-49.3	99.4	98.5		-	-	-	91.9	-

人口規模別市町村数の変化（中部9県）



行政体制面の変化をみると、人口1万人未満の小規模な町村は、260から66へと約4分の1に減少、全市町村に占める割合も42.6%から21.3%にまで低減した。10万人以上の都市は44から

51 へと増加し、合併に伴って特例市については「津市（三重県）」が、中核市は、「一宮市（愛知県）」「大津市（滋賀県）」「四日市市（三重県）」の3市が人口要件をクリアした（現時点では未施行のものを含む）。また、当地域では「静岡市（静岡県）」「浜松市（同）」の2つの新たな政令指定都市が誕生するなど、行政体制の整備・充実に向けた基盤は固まったと思われる。

合併市町村と非合併市町村の比較(中部9県)

	市町村数	市町村平均面積	市町村平均総人口(人)	人口構成	15歳未満構成比(%)	15~64歳構成比	65歳以上構成比	市町村平均歳出総額(億)	市町村平均財政力
(1) 合併 H14	421	96.69	29,244	市町村平均	13.9	61.4	24.7	108.0	0.47
				中部全体	14.8	65.7	19.6		
				差異	0.9	4.2	5.1		
H19	120	343.70	102,650	市町村平均	13.6	61.4	25.0	375.4	0.69
				中部全体	14.2	63.6	22.2		
				差異	0.6	2.1	2.7		
増減	-301	247.01	73,406		-0.3	-2.1	-2.4	267.4	0.22
増減率(%)	-71.5	255.5	251.0		-	-	-	247.6	-
(2) 非合併 H14	190	95.21	47,882	市町村平均	14.6	63.0	22.4	186.4	0.62
				中部全体	15.0	67.1	17.9		
				差異	0.4	4.1	4.5		
H19	190	95.97	48,623	市町村平均	13.8	61.0	25.2	177.3	0.71
				中部全体	14.5	64.8	20.6		
				差異	0.7	3.9	4.5		
増減	0	0.76	741		0.3	-0.3	0.0	-9.1	0.09
増減率(%)	0.0	0.8	1.5		-	-	-	-4.9	-

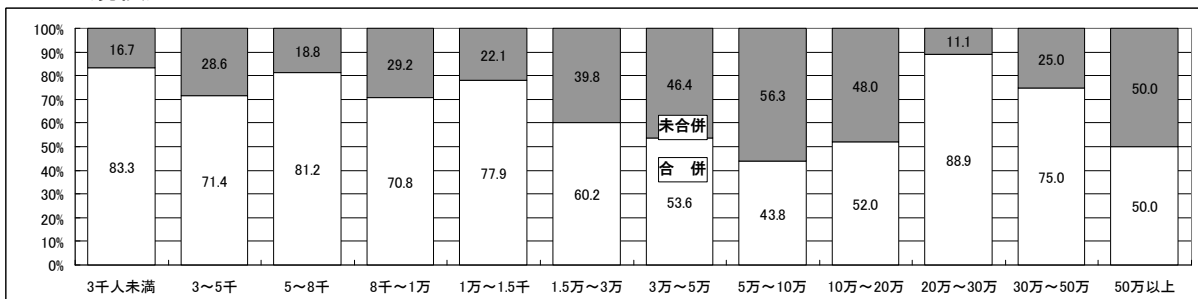
合併動向をより詳細にみるため、人口規模のカテゴリーを下図の通り細分化すると、最小の3千人未満の層から10万人未満の層にかけては、概ね人口規模が小さいほど合併の割合は高くなっている。また、20~30万人の層では最も合併した割合が低くなっているが、それ以上の層で合併した割合が高くなり、これは編入合併における受け皿としての役割がみられるものと考えられる。

一方、財政状況と合併状況との関連をみると、財政力指数が0.1未満ではすべての市町村が合併を行っているが、それ以上の層では、財政力指数0.8~0.9の層まで、合併状況に大差はみられない。しかし、0.9以上の市町村においては合併した割合は低減し、合併により財政的な良好さに影響を受ける市町村では、合併が進まなかった点が浮かび上がっている。

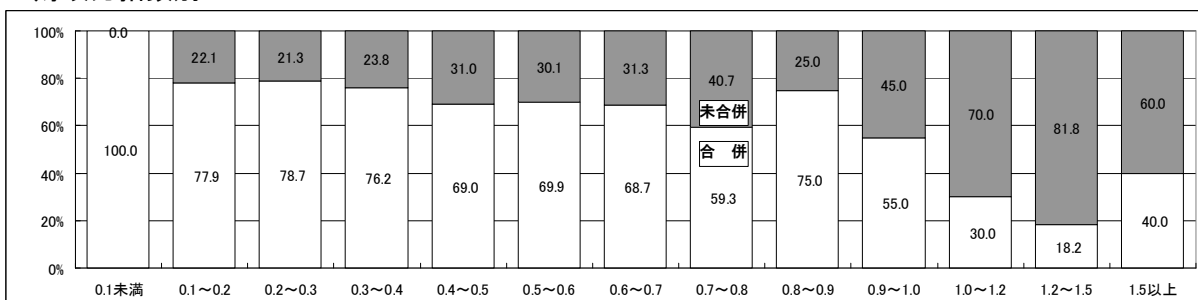
なお、財政力指数1.5以上の市町村では、「旧豊田市（愛知県）」と、原子力発電所が立地する「旧大飯町（福井県）」の2市町が合併を行っている。

人口規模別・財政力指数別にみた合併・非合併の状況(構成比:各層の合計100%)

■人口規模別



■財政力指数別



2 各県における合併市町村と非合併市町村の比較

①愛知県

愛知県内の市町村数は、88 から 57 へと 31 (▲35.2%) の減少となっており、中部地域では、最も減少率が低い。ただし、大阪府 (▲2.3%)、東京都 (▲2.5%) 並びに神奈川県 (▲10.8%) など大都市圏を有し同水準以上の人口を擁する都府県との比較で見れば、相対的に大きな進捗となっている。しかし、合併後も 2 村が存続しており、県内では、政令市から村まで、行政組織としての規模的・体制的なバラつきは、引き続き存在している。

市町村合併により、市町村の平均面積は 58.59k m² から 84.65k m² へと約 1.4 倍に拡大している。人口についても 1 市町村あたり平均は約 4 万人増加し、1.5 倍の規模となっている。また、財政規模についても同様となっている。

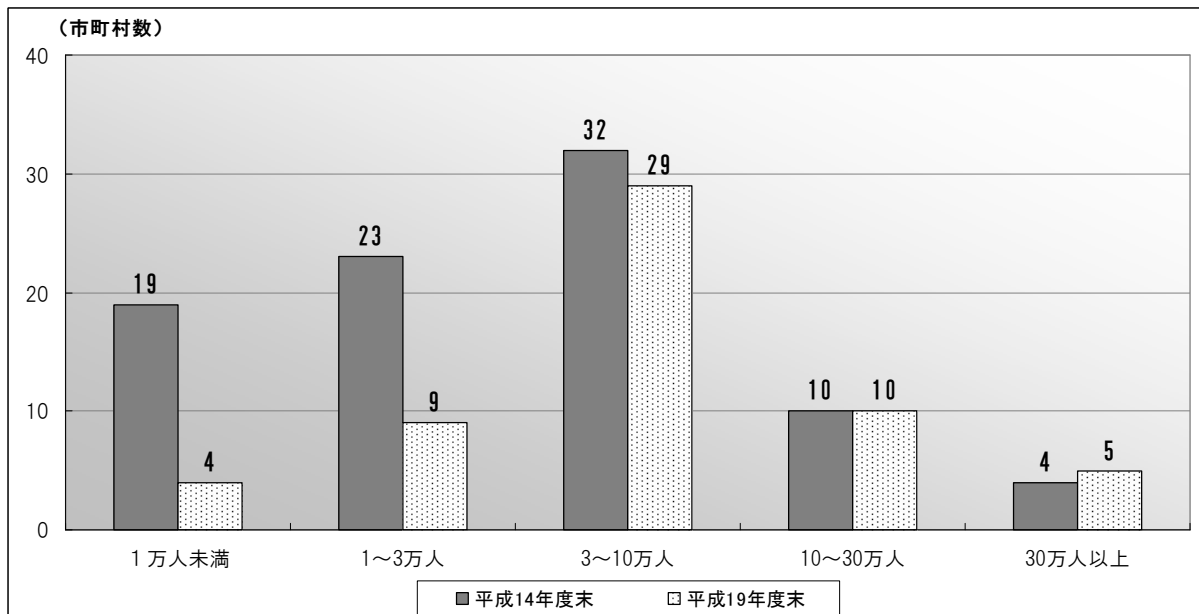
人口構成における合併前後の変化として、平成 14 年度に市町村平均でみた年少人口 (15 歳未満) 構成比 15.0% は、県全体でみた構成比 15.2% の間に 0.2 ポイントの差異がみられたが、平成 19 年度では 0.1 ポイントに縮小している。同様に、生産年齢 (15~64 歳) 人口並びに老年 (65 歳以上) 人口においても差異は縮小している。

このことは、市町村間で存在していた年齢構成のばらつきが、特に、著しい高齢化傾向にあった小規模自治体が都市と一体となったことにより、緩和 (平準化) されたことを示している。

平成の合併前後の市町村平均データの比較

	市町村数	市町村平均面積 (km ²)	市町村平均総人口 (人)	人口構成	15歳未満 構成比 (%)	15~64歳 構成比 (%)	65歳以上 構成比 (%)	市町村平均歳出総額 (億円)	市町村平均財政力指数
平成14年度	88	58.59	79,523	市町村平均	15.0	66.1	18.9	288.4	0.80
				県全体	15.2	68.7	16.1		
				差異	0.2	2.6	2.8		
平成19年度	57	90.59	126,066	市町村平均	14.9	64.7	20.4	450.1	1.09
				県全体	14.8	66.2	19.0		
				差異	0.1	1.5	1.4		
増減	-31	32.00	46,543		-0.1	-1.1	-1.4	161.8	0.29
増減率 (%)	-35.2	54.6	58.5		-	-	-	56.1	-

人口規模別市町村数の変化



平成14年から19年にかけての人口構成の変化をみると、合併を行った市町村では、生産年齢人口及び老年人口構成比が、県全体平均に近づいており、高齢化がやや緩和された状況を示している。一方、年少人口については、わずかながら県平均よりバラつきをみせており、少子化においては格差がみられる状況となっている。

合併市町村と非合併市町村の比較

	市町村数	市町村平均面積(km ²)	市町村平均総人口(人)	人口構成	15歳未満構成比(%)	15～64歳構成比(%)	65歳以上構成比(%)	市町村平均歳出総額(億円)	市町村平均財政力指数
(1)合併H14	45	65.68	41,730	市町村平均	14.5	64.3	21.2	131.6	0.65
				県全体	15.2	68.7	16.1		
				差異	0.6	4.4	5.0		
H19	14	211.15	137,385	市町村平均	14.0	62.9	23.0	453.0	0.94
				県全体	14.8	66.2	19.0		
				差異	0.8	3.2	4.0		
増減	-31	145.47	95,654		0.2	-1.2	-1.0	321.4	0.28
増減率(%)	-68.9	221.5	229.2		-	-	-	244.3	-
(2)非合併H14	43	51.17	119,074	市町村平均	15.5	67.9	16.5	452.5	0.96
				県全体	15.2	68.7	16.1		
				差異	0.3	0.7	0.4		
H19	43	51.33	122,380	市町村平均	15.2	65.2	19.6	449.2	1.15
				県全体	14.8	66.2	19.0		
				差異	0.4	0.9	0.6		
増減	0	0.17	3,307		0.0	0.2	0.2	-3.3	0.19
増減率(%)	0.0	0.3	2.8		-	-	-	-0.7	-
合併非合併比較	-31	145.30	92,347	合併非合併比較	0.1	-1.4	-1.2	324.7	0.10

	平成14年度	平成19年度
合併市町村	①岡崎市・額田町、②一宮市・尾西市・木曾川町、③豊川市・一宮町・音羽町・御津町・小坂井町、④豊田市・藤岡町・小原村・足助町・下山村・旭町・稲武町、⑤稲沢市・祖父江町・平和町、⑥新城市・鳳来町・作手村、⑦田原町・赤羽根町・渥美町、⑧佐屋町・立田村・八開村・佐織町、⑨西枇杷島町・清洲町・新川町・春日町、⑩師勝町・西春町、⑪弥富町・十四山村、⑫七宝町・美和町・甚目寺町、⑬設楽町・津具村、⑭豊根村・富山村	①岡崎市、②一宮市、③豊川市、④豊田市、⑤稲沢市、⑥新城市、⑦田原市、⑧愛西市、⑨清須市、⑩名古屋市、⑪弥富市、⑫あま市、⑬設楽町、⑭豊根村
非合併市町村	名古屋市、豊橋市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、みよし市、東郷町、長久手町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町、東栄町	同左

②岐阜県

県内の市町村数は、99 から 42 へと 57 (▲57.6%) の減少となっており、中部地域では、滋賀県、三重県に次ぐ高い進捗となっている。

層別人口で増加しているのは人口 3~10 万人の層であり、平均人口は、従前の約 2 万人から約 5 万人へと増加している。その一方で、人口 1 万人未満の町村が 7 存続しており、小規模自治体の行政体制強化の課題は引き続き存在している。

市町村の面積は従前においても平均が 100k m²を超えていたが、合併の進展に伴い、市町村面積が全国 1 位となった高山市を擁するなど平均面積 253k m²と 2 倍超の拡大となっている。また、財政的については、平均歳出総額が 2 倍超の規模に拡大している。

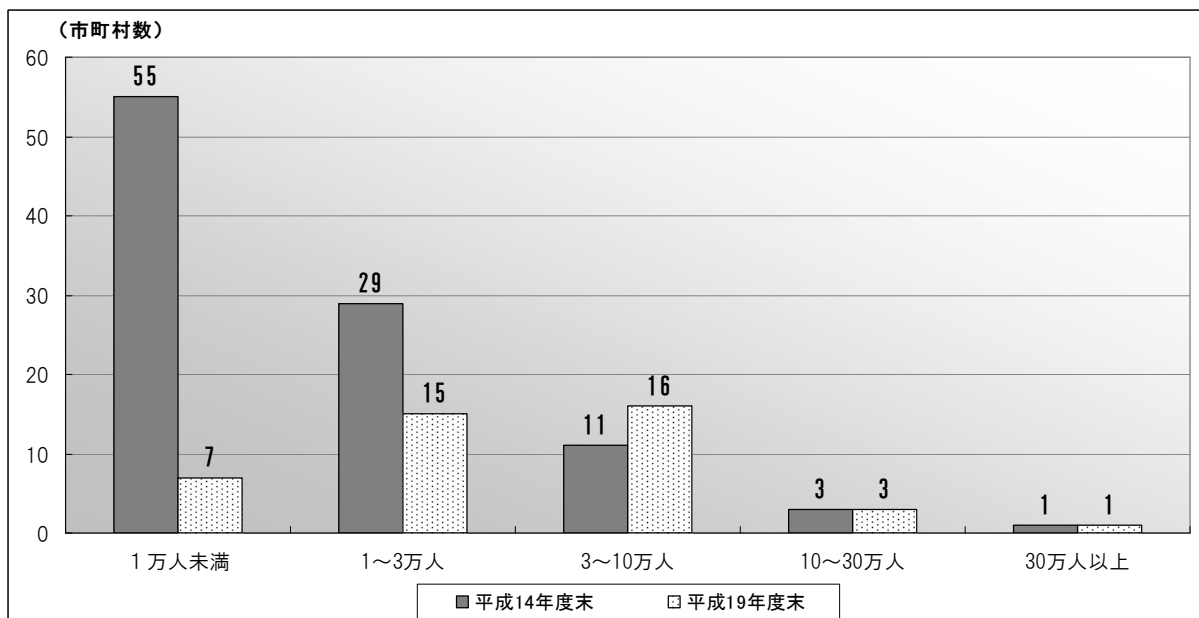
人口構成における合併前後の変化として、平成 14 年度に市町村平均でみた年少人口 (15 歳未満) 構成比 14.2%は、県全体でみた構成比 15.0%の間に 0.2 ポイントの差異がみられたが、平成 19 年度では 0.1 ポイントに縮小している。同様に、生産年齢 (15~64 歳) 人口並びに老年 (65 歳以上) 人口においても差異は縮小している。

このことは、市町村間で存在していた年齢構成のばらつきが、特に、著しい高齢化傾向にあった小規模自治体が都市と一体となったことにより、緩和 (平準化) されたことを示している。

平成の合併前後の市町村平均データの比較

	市町村数	市町村平均面積 (km ²)	市町村平均総人口 (人)	人口構成	15歳未満 構成比 (%)	15~64歳 構成比 (%)	65歳以上 構成比 (%)	市町村平均歳出総額 (億円)	市町村平均財政力指数
平成14年度	99	107.05	21,305	市町村平均	14.2	61.0	24.8	80.7	0.42
				県全体	14.9	65.5	19.6		
				差異	0.7	4.5	5.2		
平成19年度	42	252.89	49,892	市町村平均	14.0	62.1	23.8	177.0	0.64
				県全体	14.2	63.2	22.6		
				差異	0.2	1.0	1.3		
増減	-57	145.83	28,588		-0.5	-3.4	-3.9	96.3	0.21
増減率 (%)	-57.6	136.2	134.2		-	-	-	119.4	-

人口規模別市町村数の変化



平成14年から19年にかけての人口構成の変化をみると、合併を行った市町村では、年少人口、生産年齢人口及び老年人口構成比のいずれもが県全体平均に近づいており、特に高齢化が緩和された状況を示している。

また、財政状況は、非合併市町村において▲11.1%となる中で、合併市町村においては、平均歳出額が82億円から336億円に拡大している。

合併市町村と非合併市町村の比較

	市町村数	市町村平均面積(km ²)	市町村平均総人口(人)	人口構成	15歳未満構成比(%)	15~64歳構成比(%)	65歳以上構成比(%)	市町村平均歳出総額(億円)	市町村平均財政力指数
(1) 合併H14	74	117.55	21,072	市町村平均	13.9	60.0	26.1	81.8	0.38
				県全体	14.9	65.5	19.6		
				差異	0.9	5.5	6.4		
H19	17	513.06	91,145	市町村平均	14.0	62.1	23.9	336.3	0.66
				県全体	14.2	63.2	22.6		
				差異	0.3	1.0	1.3		
増減	-57	395.51	70,074		-0.7	-4.5	-5.2	254.5	0.28
増減率(%)	-77.0	336.4	332.6		-	-	-	310.9	-
(2) 非合併H14	25	75.97	21,996	市町村平均	14.9	64.1	21.0	77.2	0.55
				県全体	14.9	65.5	19.6		
				差異	0.1	1.4	1.4		
H19	25	75.97	21,841	市町村平均	14.1	62.1	23.8	68.7	0.62
				県全体	14.2	63.2	22.6		
				差異	0.2	1.1	1.2		
増減	0	0.00	-155		0.1	-0.3	-0.1	-8.6	0.08
増減率(%)	0.0	0.0	-0.7		-	-	-	-11.1	-
合併非合併比較	-57	395.51	70,229	合併非合併比較	-0.8	-4.1	-5.0	263.0	0.20

	平成14年度	平成19年度
合併市町村	①岐阜市・柳津町、②大垣市・上石津町・墨俣町、③高山市・丹生川村・清見村・荘川村・宮村・久々野町・朝日村・高根村・国府町・上宝村、④多治見市・笠原町、⑤関市・洞戸村・板取村・武芸川町・武儀町・上之保村、⑥中津川市・坂下町・川上村・加子母村・付知町・福岡町・蛭川村・(長野県)山口村、⑦恵那市・岩村町・山岡町・明智町・串原村・上矢作町、⑧各務原市・川島町、⑨可児市・兼山町、⑩高富町・伊自良村・美山町、⑪穂積町・巣南町、⑫古川町・河合村・宮川村・神岡町、⑬本巣町・真正町・糸貫町・根尾村、⑭八幡町・大和町・白鳥町・高鷲村・美並村・明宝村・和良村、⑮萩原町・小坂町・下呂町・金山町・馬瀬村、⑯海津市・平田町・南濃町、⑰揖斐川町・谷汲村・春日村・久瀬村・藤橋村・坂内村	①岐阜市、②大垣市、③高山市、④多治見市、⑤関市、⑥中津川市、⑦恵那市、⑧各務原市、⑨可児市、⑩山県市、⑪瑞穂市、⑫飛騨市、⑬本巣市、⑭郡上市、⑮下呂市、⑯海津市、⑰揖斐川町
非合併市町村	美濃市、瑞浪市、羽島市、美濃加茂市、土岐市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、大野町、池田町、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町、白川村	同左

③三重県

県内の市町村数は、69 から 29 へと 40 (▲58.0%) の減少となっており、中部地域では、滋賀県に次いで減少率が大きくなっている。

合併によって村数は 0 となった。その一方で人口 1 万人未満の町村は 4 が存続し、人口 30 万人以上の中核市から村まで、行政組織としての規格的・体制的なバラつきが存在している。

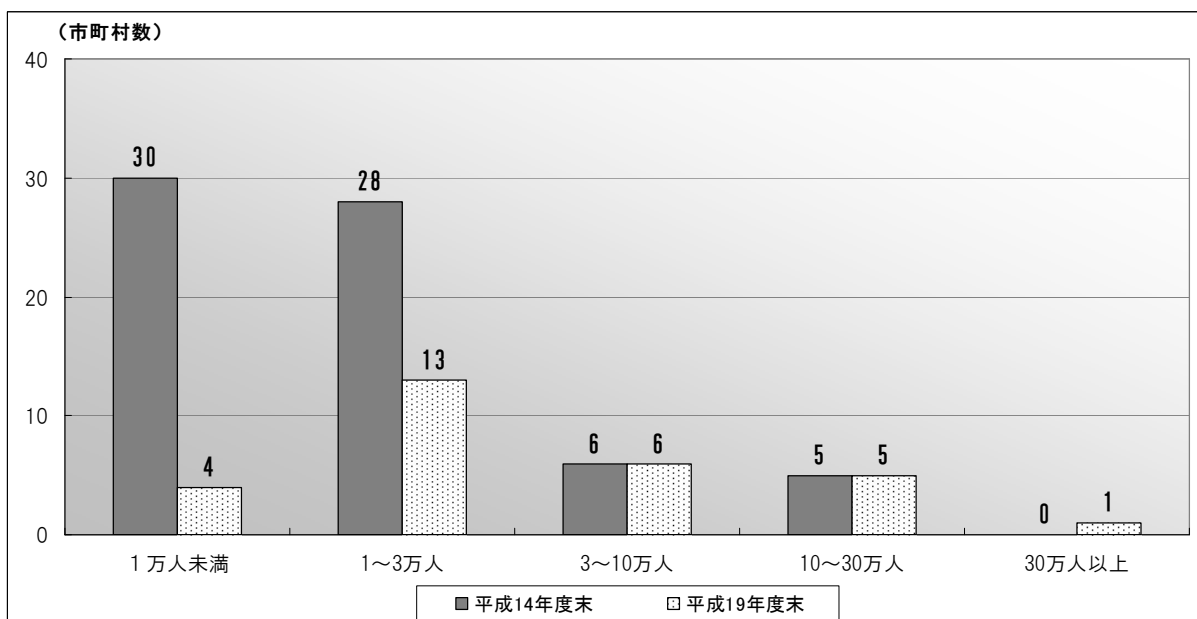
市町村合併により、市町村の平均面積は約 84k m² から約 200k m² へ拡大している。人口についても 1 市町村あたり平均は約 4 万人増加し、2.4 倍の規模となっている。また、財政規模についても 2.3 倍の拡大となっている。

人口構成における合併前後の変化として、平成 14 年度に市町村平均でみた年少人口 (15 歳未満) 構成比 13.6% は、県全体でみた構成比 14.7% の間に 1.1 ポイントの差異がみられたが、平成 19 年度では 0.5 ポイントにまで縮小している。同様に、生産年齢 (15~64 歳) 人口並びに老年 (65 歳以上) 人口においても差異は縮小している。

平成の合併前後の市町村平均データの比較

	市町村数	市町村平均面積 (km ²)	市町村平均総人口 (人)	人口構成	15歳未満 構成比 (%)	15~64歳 構成比 (%)	65歳以上 構成比 (%)	市町村平均歳出総額 (億円)	市町村平均財政力指数
平成14年度	69	83.71	26,929	市町村平均	13.6	61.8	24.6	95.9	0.49
				県全体	14.7	65.0	20.4		
				差異	1.1	3.1	4.2		
平成19年度	29	199.21	64,010	市町村平均	13.4	61.2	25.4	220.9	0.67
				県全体	13.9	63.2	22.9		
				差異	0.5	2.0	2.5		
増減	-40	115.50	37,081		-0.6	-1.2	-1.7	125.0	0.18
増減率 (%)	-58.0	138.0	137.7		-	-	-	130.3	-

人口規模別市町村数の変化



平成14年から19年にかけての人口構成の変化をみると、合併を行った市町村では、年少人口、生産年齢人口及び老年人口構成比のいずれもが県全体平均に近づいており、特に高齢化が緩和された状況を示している。

また、財政状況は、非合併市町村において▲7.2%となる中で、合併市町村においては、平均歳出額が90億円から309億円に拡大している。

合併市町村と非合併市町村の比較

	市町村数	市町村平均面積(km ²)	市町村平均総人口(人)	人口構成	15歳未満構成比(%)	15~64歳構成比(%)	65歳以上構成比(%)	市町村平均歳出総額(億円)	市町村平均財政力指数
(1) 合併H14	56	83.68	24,822	市町村平均	13.2	61.1	25.6	90.1	0.45
				県全体	14.7	65.0	20.4		
				差異	1.4	3.9	5.3		
H19	16	292.91	86,495	市町村平均	12.7	59.5	27.8	309.2	0.63
				県全体	13.9	63.2	22.9		
				差異	1.3	3.6	4.9		
増減	-40	209.24	61,673	/	-0.2	-0.2	-0.4	219.1	0.18
増減率(%)	-71.4	250.1	248.5		-	-	-	243.2	-
(2) 非合併H14	13	83.88	36,004	市町村平均	14.9	64.9	20.1	120.9	0.68
				県全体	14.7	65.0	20.4		
				差異	0.3	0.0	0.3		
H19	13	83.90	36,335	市町村平均	14.3	63.2	22.4	112.3	0.72
				県全体	13.9	63.2	22.9		
				差異	0.4	0.1	0.4		
増減	0	0.01	331	/	0.1	0.0	0.2	-8.7	0.05
増減率(%)	0.0	0.0	0.9		-	-	-	-7.2	-
合併非合併比較	-40	209.22	61,342	合併非合併比較	-0.3	-0.3	-0.6	227.8	0.13

	平成14年度	平成19年度
合併市町村	①津市・久居市・河芸町・芸濃町・美里村・安濃町・香良洲町・一志町・白山町・美杉村、②四日市市・楠町、③伊勢市・二見町・小俣町・御園村、④松阪市・嬉野町・三雲町・飯南町・飯高町、⑤桑名市・多度町・長島町、⑥亀山市・関町、⑦熊野市・紀和町、⑧北勢町・員弁町・大安町・藤原町、⑨浜島町・大王町・志摩町・阿児町・磯部町、⑩上野市・伊賀町・島ヶ原村・阿山町・大山田村・青山町、⑪多気町・勢和村、⑫大台町・宮川村、⑬大宮町・紀勢町・大内山村、⑭南勢町・南島町、⑮紀伊長島町・海山町、⑯紀宝町・鶴殿村	①津市、②四日市市、③伊勢市、④松阪市、⑤桑名市、⑥亀山市、⑦熊野市、⑧いなべ市、⑨志摩市、⑩伊賀市、⑪多気町、⑫大台町、⑬大紀町、⑭南伊勢町、⑮紀北町、⑯紀宝町
非合併市町村	鈴鹿市、名張市、尾鷲市、鳥羽市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、明和町、玉城町、度会町、御浜町	同左

④静岡県

県内の市町村数は、74 から 35 へと 39 (▲52.7%) の減少となっており、全国水準を大きく上回る進捗となっている。また、平成 15 年の静岡市誕生は、中部における合併の先駆けであるとともに、政令市として新たな権能拡大を果たしている。

合併によって村数は 0 となった。その一方で人口 1 万人未満の町村は 4 が存続し、県内には 2 つの政令市から小規模自治体まで、行政組織としての規制的・体制的なバラつきが存在している。

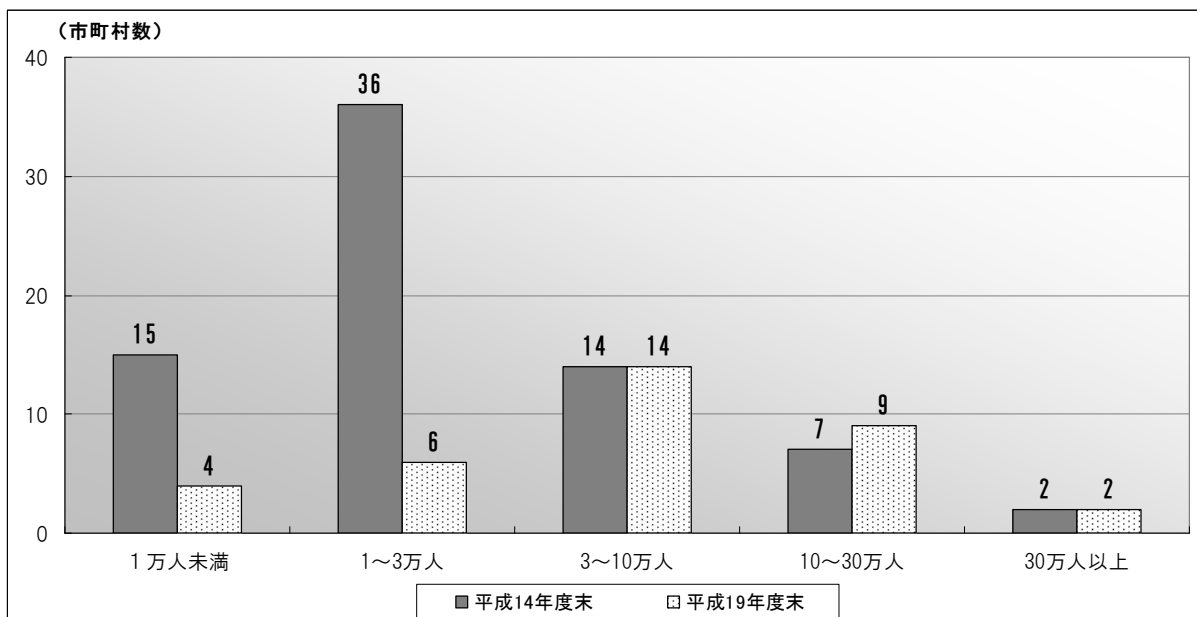
市町村合併により、市町村の平均面積は約 104k m² から約 220k m² へと拡大している。人口についても 1 市町村あたり平均は約 6 万人増加し、2.1 倍の規模となっている。また、財政規模についても同様の拡大となっている。

人口構成における合併前後の変化として、平成 14 年度に市町村平均でみた年少人口 (15 歳未満) 構成比 13.6% は、県全体でみた構成比 14.5% の間に 0.9 ポイントの差異がみられたが、平成 19 年度では 0.6 ポイントにまで縮小している。同様に、生産年齢 (15~64 歳) 人口並びに老年 (65 歳以上) 人口においても差異は縮小している。

平成の合併前後の市町村平均データの比較

	市町村数	市町村平均面積 (km ²)	市町村平均総人口 (人)	人口構成	15歳未満 構成比 (%)	15~64歳 構成比 (%)	65歳以上 構成比 (%)	市町村平均歳出総額 (億円)	市町村平均財政力指数
平成14年度	74	104.25	50,943	市町村平均	13.6	63.3	23.1	170.1	0.67
				県全体	14.5	66.3	19.2		
				差異	0.9	3.0	3.8		
平成19年度	35	220.43	107,869	市町村平均	13.2	62.0	24.7	367.3	0.89
				県全体	13.8	63.9	22.2		
				差異	0.6	1.9	2.5		
増減	-39	116.18	56,926		-0.2	-1.1	-1.4	197.2	0.22
増減率 (%)	-52.7	111.4	111.7		-	-	-	115.9	-

人口規模別市町村数の変化



平成14年から19年にかけての人口構成の変化をみると、合併を行った市町村では、年少人口、生産年齢人口及び老年人口構成比のいずれもが県全体平均に近づいており、特に高齢化が緩和された状況を示している。

また、財政状況は、非合併市町村において▲3.3%となる中で、合併市町村においては、平均歳出額が180億円から568億円に拡大している。

合併市町村と非合併市町村の比較

	市町村数	市町村平均面積(km ²)	市町村平均総人口(人)	人口構成	15歳未満構成比(%)	15~64歳構成比(%)	65歳以上構成比(%)	市町村平均歳出総額(億円)	市町村平均財政力指数
(1)合併H14	58	107.99	54,435	市町村平均	13.5	63.1	23.3	180.4	0.64
				県全体	14.5	66.3	19.2		
				差異	0.9	3.2	4.1		
H19	19	329.68	166,331	市町村平均	13.4	62.7	24.0	568.4	0.90
				県全体	13.8	63.9	22.2		
				差異	0.4	1.3	1.7		
増減	-39	221.69	111,896	/	-0.5	-1.9	-2.4	388.1	0.26
増減率(%)	-67.2	205.3	205.6		-	-	-	215.1	-
(2)非合併H14	16	90.70	38,286	市町村平均	13.8	64.1	22.1	132.8	0.80
				県全体	14.5	66.3	19.2		
				差異	0.6	2.3	2.9		
H19	16	90.70	38,445	市町村平均	13.0	61.3	25.7	128.4	0.89
				県全体	13.8	63.9	22.2		
				差異	0.8	2.6	3.4		
増減	0	0.00	159	/	0.2	0.3	0.5	-4.4	0.09
増減率(%)	0.0	0.0	0.4		-	-	-	-3.3	-
合併非合併比較	-39	221.69	111,737	合併非合併比較	-0.7	-2.3	-3.0	392.5	0.17

	平成14年度	平成19年度
合併市町村	①静岡市・清水市・蒲原町・由比町、②浜松市・天竜市・浜北市・春野町・龍山村・佐久間町・水窪町・舞阪町・雄踏町・細江町・引佐町・三ヶ日町、③沼津市・戸田村、④島田市・金谷町・川根町、⑤富士市・富士川町、⑥磐田市・福田町・竜洋町・豊田町・豊岡村、⑦焼津市・大井川町、⑧掛川市・大須賀町・大東町、⑨藤枝市・岡部町、⑩袋井市・浅羽町、⑪修善寺町・土肥町・天城湯ヶ島町・中伊豆町、⑫御前崎市・浜岡町、⑬小笠町・菊川町、⑭伊豆長岡町・韮山町・大仁町、⑮相良町・榛原町、⑯富士宮市・芝川町、⑰湖西市・新居町、⑱西伊豆町・賀茂村、⑲中川根町・本川根町	①静岡市、②浜松市、③沼津市、④島田市、⑤富士市、⑥磐田市、⑦焼津市、⑧掛川市、⑨藤枝市、⑩袋井市、⑪伊豆市、⑫御前崎市、⑬菊川市、⑭伊豆の国市、⑮牧之原市、⑯富士宮市、⑰湖西市、⑱西伊豆町、⑲川根本町
非合併市町村	熱海市、三島市、伊東市、御殿場市、下田市、裾野市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、森町	同左

⑤長野県

県内の市町村数は、120 から 77 へと 43 (▲35.8%) の減少で、全国水準を大きく下回る進捗となっている。

合併によって村は半減したが、村数 35 は全国の村の 4 分の 1 を占めている。また人口 1 万人未満の町村は 40 が存続し、その一方で人口 10 万人 10 万の都市は従前と変わらず 4 市となっている。

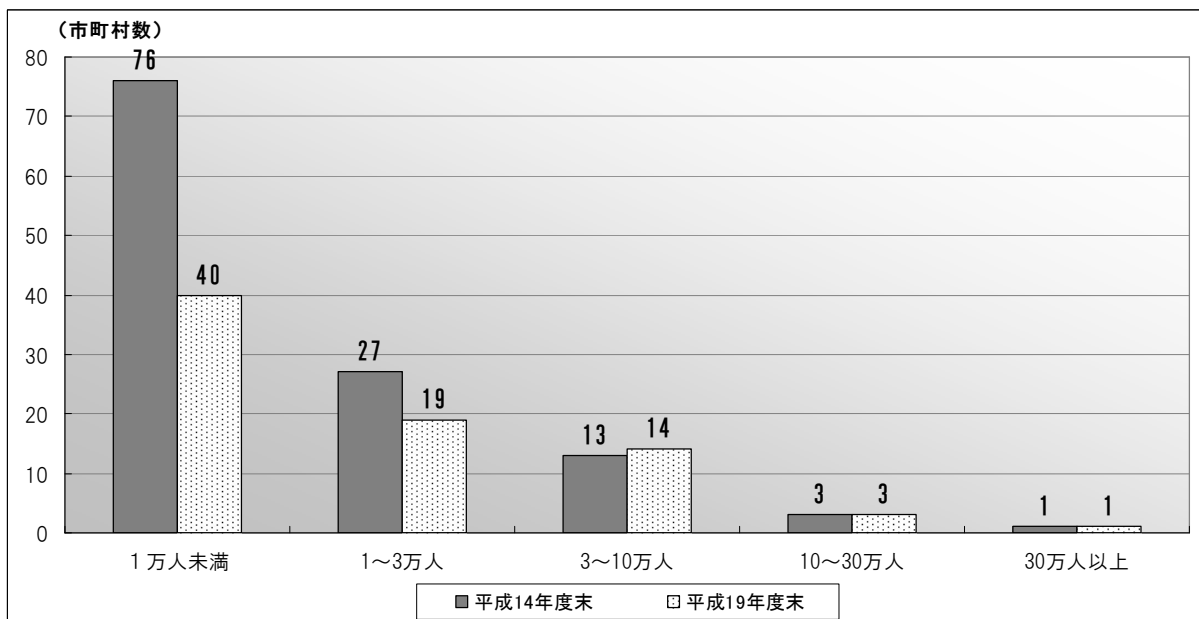
市町村合併により、市町村の平均面積は約 113k m² から約 176k m² へと拡大している。人口についても 1 市町村あたり平均は約 1.8 万人から 2.8 万人に拡大している。

人口構成における合併前後の変化として、平成 14 年度に市町村平均でみた年少人口 (15 歳未満) 構成比には変化がみられないが、生産年齢 (15~64 歳) 人口並びに老年 (65 歳以上) 人口においては、ともに 0.7 ポイント差異が縮小している。

平成の合併前後の市町村平均データの比較

	市町村数	市町村平均面積 (km ²)	市町村平均総人口 (人)	人口構成	15歳未満 構成比 (%)	15~64歳 構成比 (%)	65歳以上 構成比 (%)	市町村平均歳出総額 (億円)	市町村平均財政力指数
平成14年度	120	113.21	18,356	市町村平均	13.5	58.2	28.3	82.3	0.35
				県全体	14.7	62.6	22.7		
				差異	1.1	4.4	5.6		
平成19年度	77	176.13	28,270	市町村平均	12.9	57.1	30.0	116.3	0.43
				県全体	14.1	60.8	25.1		
				差異	1.1	3.7	4.9		
増減	-43	62.92	9,914		0.0	-0.7	-0.7	34.1	0.08
増減率 (%)	-35.8	55.6	54.0		-	-	-	41.4	-

人口規模別市町村数の変化



平成14年から19年にかけての人口構成の変化をみると、合併を行った市町村では、年少人口、生産年齢人口及び老年人口構成比のいずれもが県全体平均に近づいており、特に高齢化が緩和された状況を示している。

また、財政状況は、非合併市町村において▲13.4%となる中で、合併市町村においては、平均歳出額が101億円から319億円に拡大している。

合併市町村と非合併市町村の比較

	市町村数	市町村平均面積(km ²)	市町村平均総人口(人)	人口構成	15歳未満構成比(%)	15~64歳構成比(%)	65歳以上構成比(%)	市町村平均歳出総額(億円)	市町村平均財政力指数
(1)合併H14	61	113.36	24,136	市町村平均	13.3	58.5	28.3	100.8	0.33
				県全体	14.7	62.6	22.7		
				差異	1.4	4.1	5.5		
H19	18	382.49	81,108	市町村平均	13.5	59.6	27.0	318.6	0.49
				県全体	14.1	60.8	25.1		
				差異	0.6	1.2	1.8		
増減	-43	269.13	56,971	/	-0.8	-2.9	-3.7	217.8	0.15
増減率(%)	-70.5	237.4	236.0		-	-	-	216.1	-
(2)非合併H14	59	113.06	12,380	市町村平均	13.8	57.9	28.3	63.1	0.37
				県全体	14.7	62.6	22.7		
				差異	0.8	4.7	5.6		
H19	59	113.18	12,150	市町村平均	12.7	56.3	30.9	54.6	0.41
				県全体	14.1	60.8	25.1		
				差異	1.3	4.5	5.8		
増減	0	0.12	-230	/	0.5	-0.2	0.2	-8.5	0.04
増減率(%)	0.0	0.1	-1.9		-	-	-	-13.4	-
合併非合併比較	-43	269.01	57,201	合併非合併比較	-1.3	-2.7	-3.9	226.2	0.11

合併市町村	①長野市・大岡村・豊野町・戸隠村・鬼無里村・信州新町・中条村、②松本市・四賀村・奈川村・安曇村・梓川村・波田町、③上田市・丸子町・真田町・武石村、④飯田市・上村・南信濃村、⑤伊那市・高遠町・長谷村、⑥中野市・豊田村、⑦大町市・八坂村・美麻村、⑧塩尻市・榑川村、⑨佐久市・臼田町・浅科村・望月町、⑩更埴市・上山田町・戸倉町、⑪北御牧村・東部町、⑫豊科町・穂高町・三郷村・堀金村・明科町、⑬佐久町・八千穂村、⑭長門町・和田村、⑮阿智村・浪合村・清内路村、⑯木曾福島町・日義村・開田村・三岳村、⑰本城村・坂北村・坂井村、⑱牟礼村・三水村	①長野市、②松本市、③上田市、④飯田市、⑤伊那市、⑥中野市、⑦大町市、⑧塩尻市、⑨佐久市、⑩千曲市、⑪東御市、⑫安曇野市、⑬佐久穂町、⑭長和町、⑮阿智村、⑯木曾町、⑰筑北村、⑱飯綱町
非合併市町村	岡谷市、諏訪市、須坂市、小諸市、駒ヶ根市、飯山市、茅野市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町、青木村、下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、上松町、南木曾町、木祖村、王滝村、大桑村、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、池田町、松川村、白馬村、小谷村、坂城町、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、小川村、栄村	同左

⑥ 富山県

県内の市町村数は、35 から 15 へと 20 (▲57.1%) の減少となっており、全国水準を上回る進捗となっている。

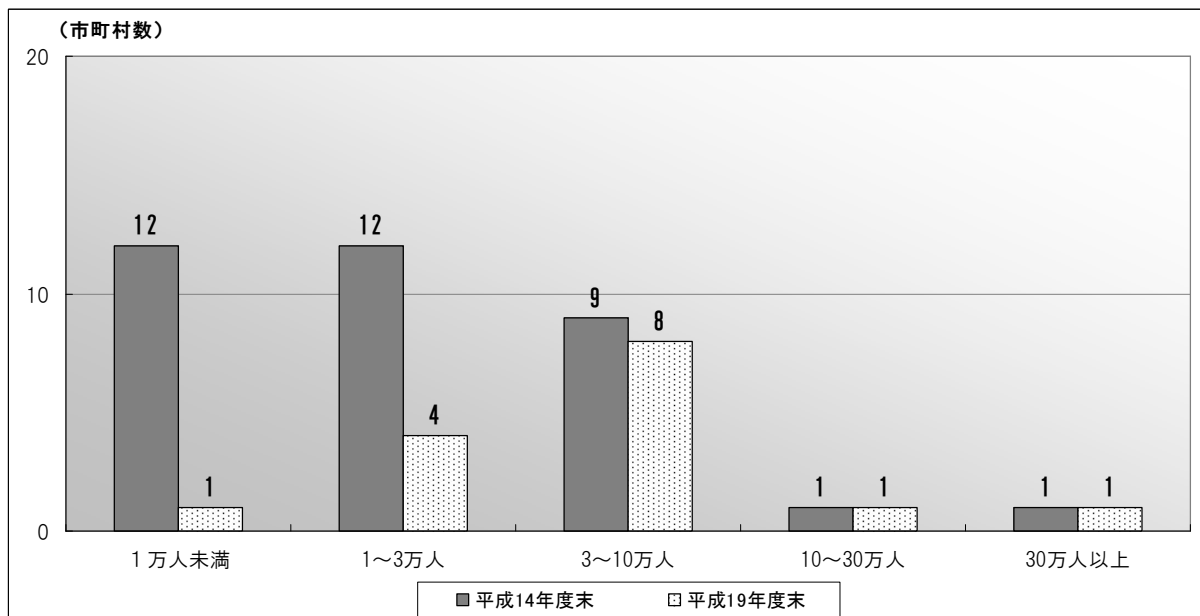
村数も大きく減少し、現時点では 2 村となっている。

市町村合併により、市町村の平均面積は 121k m² から 283k m² へと約 2.3 倍に拡大している。人口についても 1 市町村あたり平均は約 4 万人増加し、2.3 倍の規模となっている。また、財政規模についても同様となっている。

平成の合併前後の市町村平均データの比較

	市町村数	市町村平均面積 (km ²)	市町村平均総人口 (人)	人口構成	15歳未満 構成比 (%)	15～64歳 構成比 (%)	65歳以上 構成比 (%)	市町村平均歳出総額 (億円)	市町村平均財政力指数
平成14年度	35	121.35	32,024	市町村平均	13.5	62.2	24.3	131.5	0.47
				県全体	13.6	64.3	22.0		
				差異	0.1	2.1	2.2		
平成19年度	15	283.17	73,756	市町村平均	13.5	61.1	25.4	299.1	0.59
				県全体	13.3	62.1	24.6		
				差異	0.2	1.0	0.8		
増減	-20	161.82	41,732		0.1	-1.1	-1.5	167.6	0.13
増減率 (%)	-57.1	133.3	130.3		-	-	-	127.5	-

人口規模別市町村数の変化



平成14年から19年にかけての人口構成の変化をみると、合併を行った市町村では、年少人口、生産年齢人口及び老年人口構成比のいずれもが県全体平均に近づいている。非合併市町村においても差異は縮小しているが、合併市町村においては縮小幅が大きく、特に高齢化が緩和された状況を示している。

また、財政状況は、非合併市町村において▲9.1%となる中で、合併市町村においては、平均歳出額が134億円から579億円へと4.3倍の拡大となっている。

合併市町村と非合併市町村の比較

	市町村数	市町村平均面積(km ²)	市町村平均総人口(人)	人口構成	15歳未満 構成比 (%)	15~64歳 構成比 (%)	65歳以上 構成比 (%)	市町村平均歳出総額(億円)	市町村平均財政力指数
(1) 合併 H14	26	107.02	32,657	市町村平均	13.4	62.1	24.6	134.2	0.46
				県全体	13.6	64.3	22.0		
				差異	0.3	2.3	2.5		
H19	6	463.76	140,373	市町村平均	13.4	61.8	24.7	579.1	0.69
				県全体	13.3	62.1	24.6		
				差異	0.2	0.3	0.1		
増減	-20	356.74	107,716	/	-0.1	-2.0	-2.4	444.9	0.22
増減率(%)	-76.9	333.3	329.8		-	-	-	331.6	-
(2) 非合併 H14	9	162.76	30,195	市町村平均	14.0	62.6	23.5	123.6	0.47
				県全体	13.6	64.3	22.0		
				差異	0.4	1.8	1.4		
H19	9	162.78	29,345	市町村平均	13.5	60.7	25.8	112.3	0.53
				県全体	13.3	62.1	24.6		
				差異	0.3	1.5	1.2		
増減	0	0.02	-851	/	-0.1	-0.3	-0.2	-11.3	0.06
増減率(%)	0.0	0.0	-2.8		-	-	-	-9.1	-
合併非合併比較	-20	356.72	108,566	合併非合併比較	-0.0	-1.7	-2.2	456.2	0.16

	平成14年度	平成19年度
合併市町村	①富山市・大沢野町・大山町・八尾町・婦中町・山田村・細入村、②高岡市・福岡町、③黒部市・宇奈月町、④砺波市・庄川町、⑤城端町・平村・上平村・利賀村・井波町・井口村・福野町・福光町、⑥新湊市・小杉町・大門町・下村・大島町	①富山市、②高岡市、③黒部市、④砺波市、⑤南砺市、⑥射水市
非合併市町村	魚津市、氷見市、滑川市、小矢部市、舟橋村、上市町、立山町、入善町、朝日町	同左

⑦石川県

県内の市町村数は、41 から 19 へと 22 (▲53.7%) の減少となっており、全国水準を上回る進捗となっている。

合併によって村数は 0 となった。その一方で人口 1 万人未満の町村は 1 村が存続し、中核市から小規模自治体まで、行政組織としての規模的・体制的なバラつきが存在している。

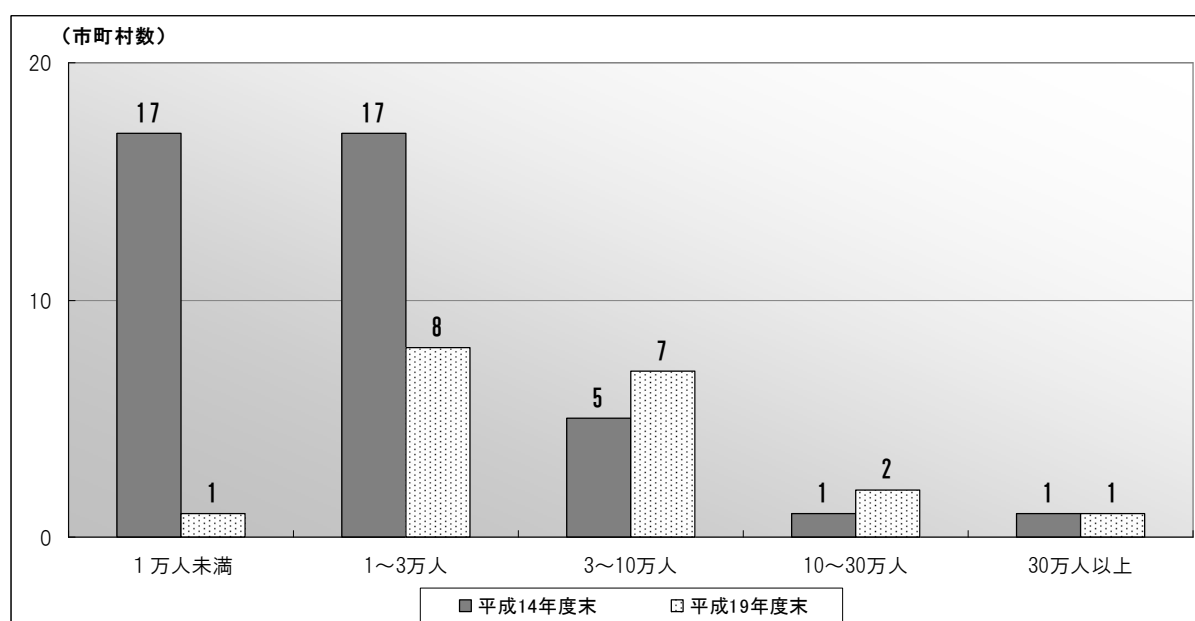
市町村合併により、市町村の平均面積は約 102k m² から約 220k m² へと拡大している。人口についても 1 市町村あたり平均は 2.1 倍の拡大となっている。また、財政規模についても同様に 2.2 倍の拡大となっている。

人口構成における合併前後の変化として、平成 14 年度に市町村平均でみた年少人口 (15 歳未満) 構成比 13.7% は、県全体でみた構成比 14.5% の間に 0.9 ポイントの差異がみられたが、平成 19 年度では 0.6 ポイントにまで縮小している。同様に、生産年齢 (15~64 歳) 人口並びに老年 (65 歳以上) 人口においても差異は縮小している。

平成の合併前後の市町村平均データの比較

	市町村数	市町村平均面積 (km ²)	市町村平均総人口 (人)	人口構成	15歳未満 構成比 (%)	15~64歳 構成比 (%)	65歳以上 構成比 (%)	市町村平均歳出総額 (億円)	市町村平均財政力指数
平成14年度	41	102.08	28,685	市町村平均	13.7	62.0	24.3	129.6	0.41
				県全体	14.5	65.6	19.9		
				差異	0.9	3.6	4.5		
平成19年度	19	220.29	61,429	市町村平均	13.5	61.1	25.4	254.1	0.53
				県全体	14.1	63.6	22.4		
				差異	0.6	2.4	3.0		
増減	-22	118.21	32,744		-0.3	-1.2	-1.5	124.4	0.12
増減率 (%)	-53.7	115.8	114.1		-	-	-	96.0	-

人口規模別市町村数の変化



平成14年から19年にかけての人口構成の変化をみると、合併を行った市町村では、生産年齢人口及び老年人口構成比のいずれもが県全体平均に近づいている。

また、財政状況は、非合併市町村において▲13.6%となる中で、合併市町村においては、平均歳出額が73億円から224億円に約3倍の規模に拡大している。

合併市町村と非合併市町村の比較

	市町村数	市町村平均面積(km ²)	市町村平均総人口(人)	人口構成	15歳未満構成比(%)	15~64歳構成比(%)	65歳以上構成比(%)	市町村平均歳出総額(億円)	市町村平均財政力指数
(1) 合併H14	32	83.59	14,319	市町村平均	13.4	61.3	25.3	72.6	0.37
				県全体	14.5	65.6	19.9		
				差異	1.2	4.3	5.4		
H19	10	267.50	44,761	市町村平均	12.7	60.2	27.1	224.2	0.50
				県全体	14.1	63.6	22.4		
				差異	1.3	3.4	4.7		
増減	-22	183.91	30,442	/	0.2	-0.9	-0.7	151.6	0.12
増減率(%)	-68.8	220.0	212.6		-	-	-	208.8	-
(2) 非合併H14	9	167.83	79,767	市町村平均	14.8	64.3	20.9	332.4	0.53
				県全体	14.5	65.6	19.9		
				差異	0.2	1.2	1.0		
H19	9	167.83	79,949	市町村平均	14.3	62.2	23.4	287.3	0.57
				県全体	14.1	63.6	22.4		
				差異	0.3	1.3	1.1		
増減	0	0.00	182	/	0.0	0.1	0.0	-45.1	0.04
増減率(%)	0.0	0.0	0.2		-	-	-	-13.6	-
合併非合併比較	-22	183.91	30,260	合併非合併比較	0.1	-0.9	-0.7	196.7	0.09

	平成14年度	平成19年度
合併市町村	①七尾市・田鶴浜町・能登島町・中島町、②輪島市・門前町、③加賀市・山中町、④高松町・七塚町・宇ノ気町、⑤松任市・美川町・鶴来町・河内村・吉野谷村・鳥越村・尾口村・白峰村、⑥根上町・寺井町、⑦辰口町・富来町・志賀町、⑧志雄町・押水町、⑨鳥屋町・鹿島町・鹿西町、⑩能都町・柳田村・内浦町	①七尾市、②輪島市、③加賀市、④かほく市、⑤白山市、⑥能美市、⑦志賀町、⑧宝達志水町、⑨中能登町、⑩能登町
非合併市町村	金沢市、小松市、珠洲市、羽咋市、川北町、野々市町、津幡町、内灘町、穴水町	同左

⑧福井県

県内の市町村数は、35 から 17 へと 18 (▲51.4%) の減少となっており、全国水準をやや上回る進捗となっている。

合併によって村数は 0 となった。その一方で人口 1 万人未満の 2 町村が存続し、行政組織としての規格的・体制的なバラつきが存在している。

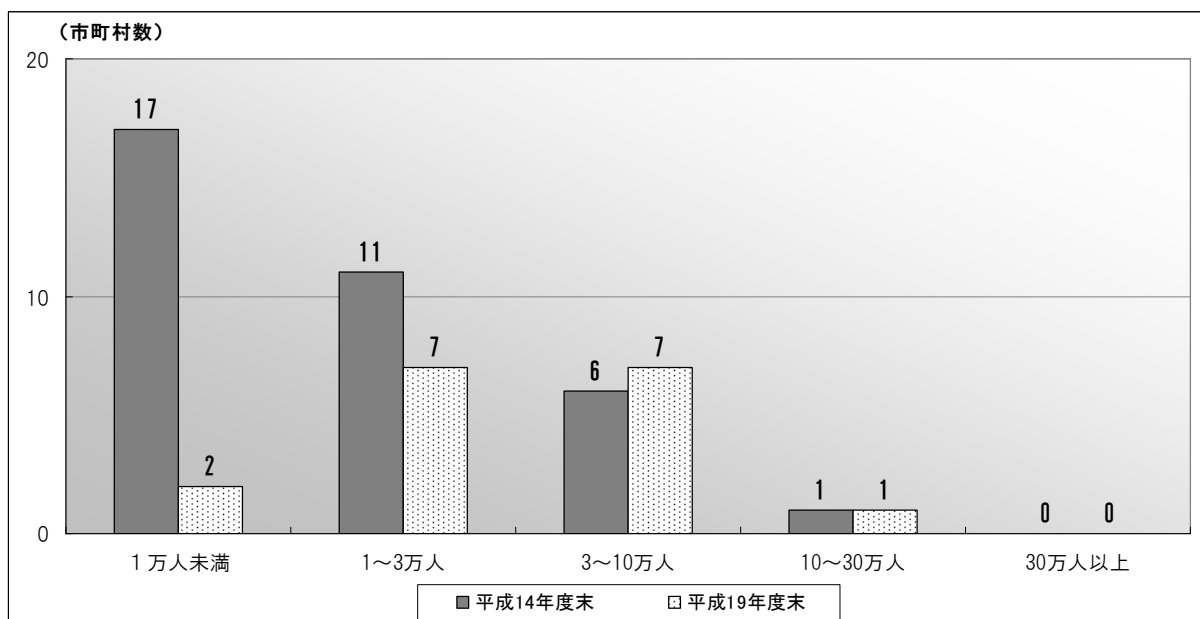
市町村合併により、市町村の平均面積は約 120k m² から約 246k m² へと拡大している。人口についても 1 市町村あたり平均は 2 倍の拡大となっている。また、財政規模についても同様にほぼ 2 倍の拡大となっている。

人口構成における合併前後の変化として、平成 14 年度に市町村平均でみた生産年齢 (15~64 歳) 構成比 60.8% は、県全体でみた構成比 63.2% の間に 2.4 ポイントの差異がみられたが、平成 19 年度で 1.9 ポイントにまで縮小している。同様に、老年 (65 歳以上) 人口においても差異は縮小している。

平成の合併前後の市町村平均データの比較

	市町村数	市町村平均面積 (km ²)	市町村平均総人口 (人)	人口構成	15歳未満 構成比 (%)	15~64歳 構成比 (%)	65歳以上 構成比 (%)	市町村平均歳出総額 (億円)	市町村平均財政力指数
平成14年度	35	119.69	23,611	市町村平均	14.5	60.8	24.7	101.5	0.48
				県全体	15.1	63.2	21.6		
				差異	0.6	2.4	3.0		
平成19年度	17	246.43	47,961	市町村平均	13.7	60.0	26.3	198.1	0.64
				県全体	14.4	61.9	23.7		
				差異	0.7	1.9	2.7		
増減	-18	126.75	24,350		0.1	-0.5	-0.4	96.6	0.16
増減率 (%)	-51.4	105.9	103.1		-	-	-	95.2	-

人口規模別市町村数の変化



平成14年から19年にかけての人口構成の変化をみると、合併を行った市町村では、生産年齢人口及び老年人口構成比のいずれもが県全体平均に近づいており、特に高齢化が緩和された状況を示している。

また、財政状況は、非合併市町村において▲11.5%となる中で、合併市町村においては、平均歳出額が89億円から243億円に約3倍の規模に拡大している。

合併市町村と非合併市町村の比較

	市町村数	市町村平均面積(km ²)	市町村平均総人口(人)	人口構成	15歳未満構成比(%)	15~64歳構成比(%)	65歳以上構成比(%)	市町村平均歳出総額(億円)	市町村平均財政力指数
(1) 合併H14	28	105.28	21,561	市町村平均	14.5	61.0	24.6	89.1	0.43
				県全体	15.1	63.2	21.6		
				差異	0.6	2.3	2.9		
H19	10	294.81	59,525	市町村平均	14.0	60.4	25.7	243.2	0.61
				県全体	14.4	61.9	23.7		
				差異	0.5	1.6	2.0		
増減	-18	189.53	37,964	/	-0.1	-0.7	-0.9	154.1	0.18
増減率(%)	-64.3	180.0	176.1		-	-	-	173.0	-
(2) 非合併H14	7	177.31	31,815	市町村平均	14.6	60.3	25.1	151.2	0.70
				県全体	15.1	63.2	21.6		
				差異	0.5	3.0	3.4		
H19	7	177.32	31,442	市町村平均	13.3	59.4	27.2	133.8	0.69
				県全体	14.4	61.9	23.7		
				差異	1.1	2.5	3.6		
増減	0	0.01	-373	/	0.6	-0.5	0.1	-17.4	-0.00
増減率(%)	0.0	0.0	-1.2		-	-	-	-11.5	-
合併非合併比較	-18	189.52	38,337	合併非合併比較	-0.8	-0.2	-1.0	171.5	0.18

	平成14年度	平成19年度
合併市町村	①福井市・美山町・越廼村・清水町、②大野市・和泉村、③芦原町・金津町、④武生市・今立町、⑤三国町・丸岡町・春江町・坂井町、⑥松岡町・永平寺町・上志比村、⑦南条町・今庄町・河野村、⑧朝日町・宮崎村、越前町・織田町、⑨名田庄村・大飯町、⑩三方町・上中町	①福井市、②大野市、③あわら市、④越前市、⑤坂井市、⑥永平寺町、⑦南越前町、⑧越前町、⑨おおい町、⑩若狭町
非合併市町村	敦賀市、小浜市、勝山市、鯖江市、池田町、美浜町、高浜町	同左

⑨滋賀県

県内の市町村数は、50 から 19 へと 31 (▲62.0%) の減少となっており、中部地域では、最も減少率が高い。

合併によって村数は0となった。その一方で人口1万人未満の3町村が存続し、行政組織としての規制的・体制的なバラつきが存在している。

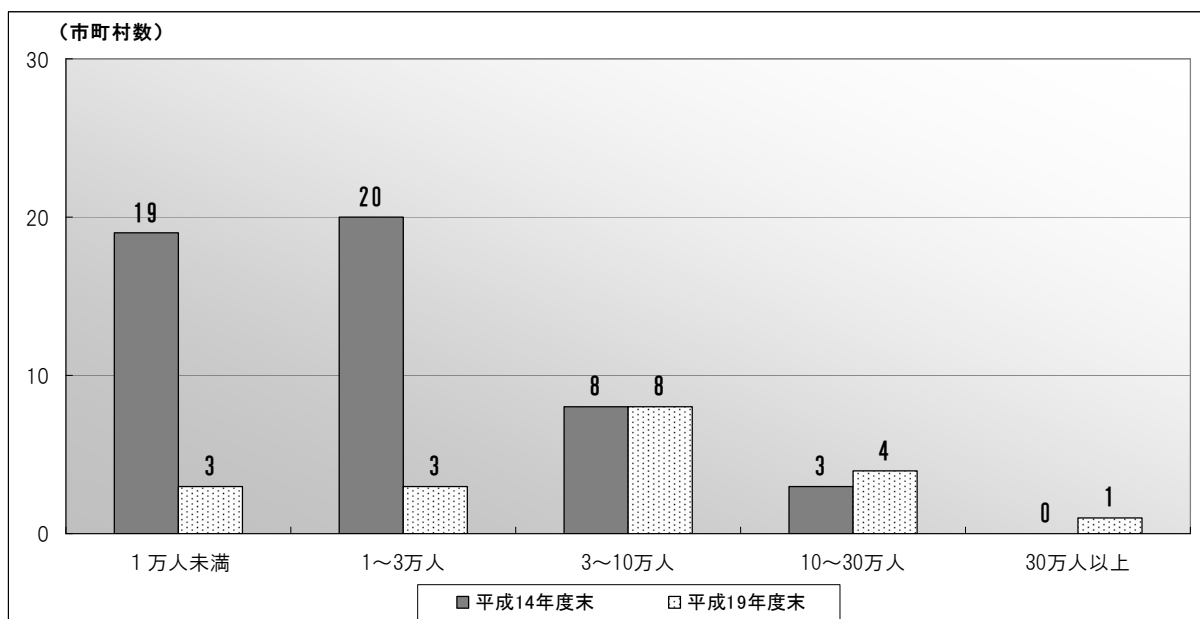
市町村合併により、市町村の平均面積は約67k㎡から約211k㎡へと3倍超に拡大している。人口についても1市町村あたり平均は2.7倍の拡大となっている。また、財政規模についても同様にほぼ2.5倍の拡大となっている。

人口構成における合併前後の変化として、平成14年度に市町村平均でみた年少人口(15歳未満)構成比15.5%は、県全体でみた構成比15.9%の間に0.4ポイントの差異がみられたが、平成19年度では0.3ポイントにまで縮小している。同様に、生産年齢(15~64歳)人口並びに老年(65歳以上)人口においても差異は縮小している。

平成の合併前後の市町村平均データの比較

	市町村数	市町村平均面積(k㎡)	市町村平均総人口(人)	人口構成	15歳未満 構成比(%)	15~64歳 構成比(%)	65歳以上 構成比(%)	市町村平均歳出総額(億円)	市町村平均財政力指数
平成14年度	50	66.94	26,965	市町村平均	15.5	63.9	20.5	99.7	0.56
				県全体	15.9	66.8	17.3		
				差異	0.4	2.8	3.2		
平成19年度	19	211.44	72,520	市町村平均	15.1	64.5	20.4	250.1	0.78
				県全体	15.4	65.1	19.5		
				差異	0.3	0.6	0.9		
増減	-31	144.50	45,555		-0.2	-2.2	-2.3	150.4	0.22
増減率(%)	-62.0	215.9	168.9		-	-	-	150.8	-

人口規模別市町村数の変化



平成14年から19年にかけての人口構成の変化をみると、合併を行った市町村では、生産年齢人口及び老年人口構成比のいずれもが県全体平均に近づいており、特に高齢化が緩和された状況を示している。

また、財政状況は、非合併市町村において▲4.0%となる中で、合併市町村においては、平均歳出額が86億円から336億円に約4倍の規模に拡大している。

合併市町村と非合併市町村の比較

	市町村数	市町村平均面積(km ²)	市町村平均総人口(人)	人口構成	15歳未満構成比(%)	15~64歳構成比(%)	65歳以上構成比(%)	市町村平均歳出総額(億円)	市町村平均財政力指数
(1)合併H14	41	67.91	23,027	市町村平均	15.5	63.4	21.1	86.3	0.52
				県全体	15.9	66.8	17.3		
				差異	0.4	3.3	3.8		
H19	10	332.55	95,596	市町村平均	15.1	64.1	20.8	336.0	0.73
				県全体	15.4	65.1	19.5		
				差異	0.3	1.0	1.3		
増減	-31	264.64	72,568	/	-0.1	-2.4	-2.5	249.8	0.21
増減率(%)	-75.6	389.7	315.1		-	-	-	289.6	-
(2)非合併H14	9	62.54	44,903	市町村平均	15.7	66.4	18.0	161.0	0.75
				県全体	15.9	66.8	17.3		
				差異	0.3	0.4	0.7		
H19	9	76.87	46,881	市町村平均	15.1	64.8	20.0	154.6	0.83
				県全体	15.4	65.1	19.5		
				差異	0.2	0.3	0.5		
増減	0	14.33	1,979	/	-0.1	-0.1	-0.2	-6.4	0.08
増減率(%)	0.0	22.9	4.4		-	-	-	-4.0	-
合併非合併比較	-31	250.32	70,590	合併非合併比較	-0.1	-2.3	-2.4	256.1	0.13

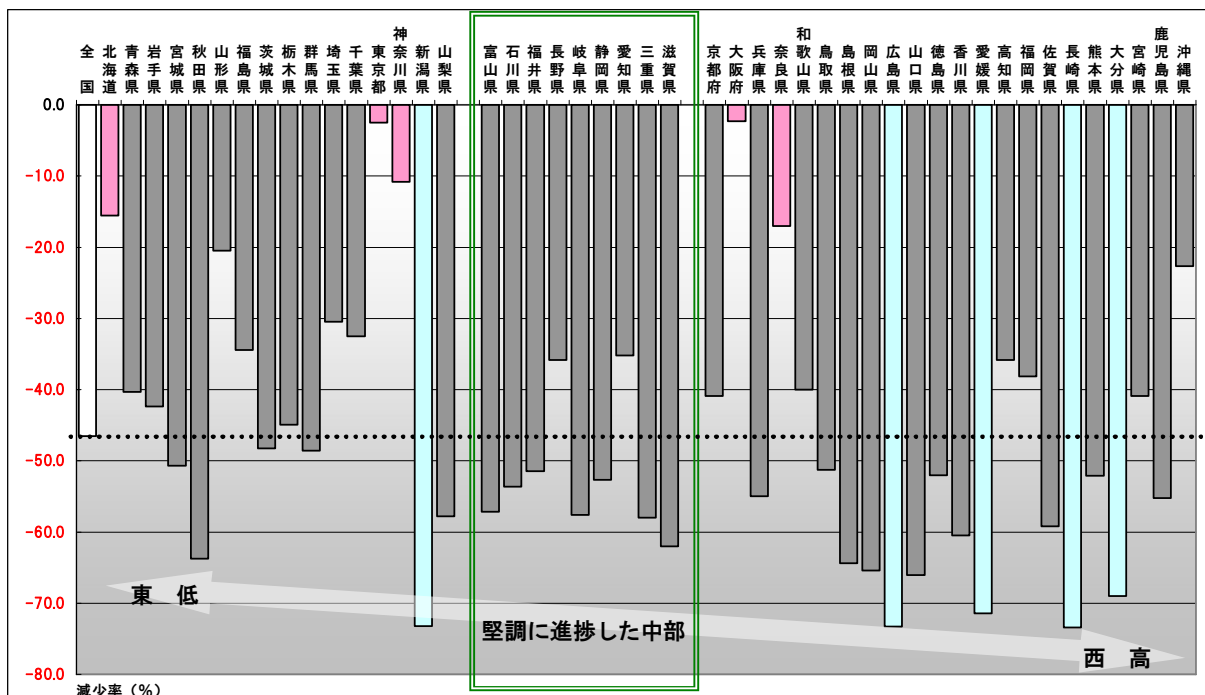
	平成14年度	平成19年度
合併市町村	①大津市・志賀町、②長浜市・浅井町・びわ町・虎姫町・湖北町・高月町・木之本町・余呉町・西浅井町、③水口町・土山町・甲賀町・甲南町・信楽町、④中主町・野洲町、⑤石部町・甲西町、⑥マキノ町・今津町・朽木村・安曇川町・高島町・新旭町、⑦八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町・能登川町・蒲生町、⑧山東町・伊吹町・米原町・近江町、⑨近江八幡市・安土町、⑩秦荘町・愛知川町	①大津市、②長浜市、③甲賀市、④野洲市、⑤湖南市、⑥高島市、⑦東近江市、⑧米原市、⑨近江八幡市、⑩愛荘町
非合併市町村	彦根市、草津市、守山市、栗東市、日野町、竜王町、豊郷町、甲良町、多賀町	同左

中部 9 県における平成の合併の姿を、全国動向及び他の地域ブロックとの比較も加味しながら整理すると、以下の点が特徴として挙げられる。

【中部における平成の合併】

- 中部 9 県の市町村合併は、減少率で見ると全国水準を上回る堅調な進捗。
- 9 県中 7 県（富山、石川、福井、岐阜、静岡、三重、滋賀）が全国水準を上回り、愛知県も、大都市圏を有する都府県の中では高い進捗。
- 市町村の類型別にみると、特に都市における合併割合が高い。市町村に占める市の割合は、従前の約 2 割から、大合併後は約半数に増加。
- 9 県中 5 県（石川、福井、静岡、三重、滋賀）では村数が 0 となった。しかし、長野県では全国の村の 4 分の 1 が存在し、市町村の構成比では、村の占める割合が九州・沖縄に次いで高い。
- 行政規模・体制面でみると、人口 1 万人未満の小規模な町村は、約 4 分の 1 に減少、全市町村に占める割合も約 4 割から 2 割にまで低減。
- 人口 10 万人以上の都市は 44 から 51 へと増加、合併に伴って特例市については「津市（三重県）」が、中核市は、「一宮市（愛知県）」「大津市（滋賀県）」「四日市市（三重県）」の 3 市が人口要件をクリアした（現時点では未施行のものを含む）。
- 「静岡市（静岡県）」「浜松市（同）」の 2 つの新たな政令指定都市が誕生。

都道府県別にみた市町村の減少率



Ⅲ 平成の市町村合併に対する国の評価(文献調査)

1 平成の市町村合併の目的

○平成の市町村合併の最大の目的は、基礎自治体である市町村行財政基盤の強化

総務省では、下表の5つの背景に示された問題解決の手段として市町村合併に取り組んだとされており、その目的は「基礎自治体である市町村行財政基盤の強化」に集約される。

市町村合併の背景

①地方分権の推進

- ・ 平成11年、地方分権一括法。自己決定・自己責任のルールに基づく行政システムの確立。
 - 地方公共団体の自主性に基づく地域間競争
 - 個性ある多様な行政施策を展開するためには、一定の規模・能力(権限、財源、人材)が必要。

②少子高齢化の進展

- ・ 今後、本格的な少子高齢化社会の到来は必然。市町村が提供するサービスの水準を確保するためには、ある程度の人口の集積が必要。

③広域的な行政需要が増大

- ・ 人々の日常生活圏が拡大するに従い、市町村の区域を越えた行政需要が増大しており、新たな市町村経営の単位が求められている。

④行政改革の推進

- ・ 国・地方を通じて、極めて厳しい財政状況にある中、国・地方とも、より一層簡素で効率的な行財政運営が求められており、公務員の総人件費改革等、更なる行政改革の推進が必要。

⑤昭和の大合併(昭和30年前後)から50年が経過→時代の変化

- ・ 例えば、交通、通信手段の飛躍的発展に対応して新たな市町村経営の単位が求められている。

資料：総務省 HP 合併相談コーナー (<http://www.soumu.go.jp/gapei/index.html>)

2 第29次地方制度調査会による市町村合併の評価

○合併目的に対する成果が既に現れつつあると評価

平成19年7月に発足した第29次地方制度調査会は、「市町村合併を含めた基礎自治体のあり方」を総理大臣からの諮問事項の1つとして、「合併した市町村及び合併していない市町村の評価・検証・分析」を審議項目とした。

平成21年6月16日における「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申について」では、基礎自治体のあり方の答申に先立ち、市町村合併の評価・検証について総括している。

答申によると、市町村合併の本来の効果が発現するためには、市町村建設計画等で一般的に定められている10年程度の期間を必要としているものの、合併後3年から4年の段階で現れている成果もあるとしている。それらは、以下の4点に示されるように、いずれも合併の目的である「地方分権の担い手となる基礎自治体」を構築する視点から整理されている。

市町村合併による成果

- ① 経営中枢部門の強化や保健福祉等の専門職員の配置など、地方分権の受け皿としての行政体制が整備されつつある。
- ② 人口減少・少子高齢社会への備えとして、強化された行財政基盤を活かし、地域の将来を左右する少子化対策・高齢化対策などの取組が行われている。
- ③ 広域化が進む行政需要への対応や地域資源を戦略的に活用した広域的な地域活性化の新たな取組が生まれつつある。
- ④ 適切な職員配置により住民サービスの水準の確保を図りつつ職員総数を削減するなど、効率的な行政運営の取組が行われている。

資料：「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申について（地方制度調査会：平成21年6月16日）」

また、「住民に最も身近な総合的な行政主体として、これまで以上に自立性の高い行政主体となることが必要であり、これにふさわしい十分な権限と財政基盤を有し、高度化する行政事務に的確に対処できる専門的な職種を含む職員集団を有するものとする必要がある」とした第27次地方制度調査会答申に示した今後の基礎自治体の姿について、市町村合併を契機として近づいたと評価している。

3 市町村の合併に関する研究会による評価 (平成の合併の評価・検証・分析)

市町村の合併に関する研究会（座長：小西砂千夫関西学院大学教授）では、平成の合併の進捗状況を振り返るとともに、行政側と住民側の両面から見た場合の効果・課題などについて、実証的なデータに基づき、幅広い観点から評価・検証・分析を行った報告書を平成 20 年 6 月に公表している。

報告書では、主に

- 合併による住民サービスの維持・向上
- 合併による行財政基盤の強化
- 合併による広域的なまちづくり
- 合併による効率化

の 4 つの視点から合併効果を評価している。報告書は、現在合併に取り組んでいる市町村の検討材料、これまでに合併した市町村の新しいまちづくりや課題解決の参考とすることを主眼としている。したがって、効果の定量化や成功事例の紹介を中心としており、合併市町村の課題についての分析は少ない。

(1) 平成の合併の進捗状況から見た効果と課題

○全国の市町村数は大幅に減少したものの、都道府県別では大きな差が見られる

市町村数は合併後の目標である 1,000 には届かなかつたものの、大幅に減少し、多くの地域で住民の日常生活圏が一つの基礎自治体となったという点で評価されている。一方で、市町村合併の進捗状況には、都道府県間で大きな格差が生じており、依然として小規模市町村が残っている点が課題とされている。

平成の合併の進捗状況から見た効果と課題

	効果	課題
市町村数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村数は 3,232（平成 11 年 3 月 31 日）から 1,773（平成 22 年 2 月 1 日見込）まで減少し、相当程度の進展 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併の進捗率は、都道府県間で大きな差 ・ 面積が狭く、市街地が連たんしている大都市部における合併の進捗率が低い ・ 人口 1 万人未満の小規模市町村が現時点で 478 存在（長野県が 42 で全国第 2 位）
日常生活圏と合併の枠組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政運営の単位を住民の日常生活圏に近付けた（一部事務組合や広域市町村圏などの日常生活圏の全部又は一部での合併事例が多い） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政運営の単位と住民の日常生活圏が大きく食い違ったままの地域が見られる（法定協議会の当初の枠組みどおり合併しなかった）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村行政に対する住民の関心を高め、まちの将来を考える契機 	—
関連事例		

(2) 合併による市町村の態様の变化から見た効果と課題

○効率的なサービス提供を可能とする人口規模に到達した反面、市施行に至らない小規模自治体も半数以上

合併に伴い、介護や保育、ゴミ処理など行政サービス提供の基準となる人口規模に到達し、効率的な提供が可能となった。一方で、合併特例法により市に移行可能な人口 3 万人に届かない町村が半数以上残っており、基礎自治体の行財政基盤強化には、十分といえない状況にもある。

市町村の態様の变化から見た効果と課題

	効果	課題
人口規模	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の平均人口は、合併市町村では合併前の約 2 万 6 千人から 9 万人強 都道府県との関係で見た場合には、市が増えることにより福祉関係事務を中心に法定の事務移譲が進み、市町村の役割が高まった 政令指定都市に 5 団体、中核市に 6 団体、特例市に 6 団体が移行し、市の中でも権能充実が図られた 	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治法上の市の人口要件である 5 万人に達しない市町村がなお全体の 7 割以上 合併特例法で特例的に市の要件とした人口 3 万人に満たない町村が半数以上
各事務分野で設定されている基準等と人口規模の関係	<ul style="list-style-type: none"> 福祉事務所所管事務・休日保育・病後児保育・介護施設・ゴミ処理・消防等の各事務分野で設定されている基準等から見た場合、今回の合併により、これらの基準等を上回る人口規模等を持つ市町村の数、カバーする人口は着実に増加 	—
高齢者人口比率	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の高齢化の比率が平準化したこと自体が、今後の高齢社会の進展を踏まえて安定的な高齢者福祉サービスを実施するための基盤の構築に寄与 	—
備考	<p>○休日保育</p> <ul style="list-style-type: none"> 「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」（少子化社会対策会議決定）では、平成 21 年度目標として、休日保育に係る施設を 2,200 箇所 に充実させることとしているが、この箇所数を全国の人口で割ると、人口約 58,000 人に 1 施設設置されることになる。 <p>○福祉事務所(市設置分)</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法に基づき、生活保護に関する事務等を行い、主として都道府県と市が設置する福祉事務所については、被保護世帯数の基準に基づき、所員の定数が定められている。 このうち、市が設置する福祉事務所は被保護世帯数 240 以下で現業所員（ケースワーカー）数 3 名と定められているが、全国世帯数に対する被保護世帯数の割合（2.08%）と、1 世帯平均構成人口（2.46 人）から試算すると、市が設置する福祉事務所のカバー人口は、$240 \div 0.0208 \times 2.46 = \text{約 } 28,000$ 人となる。 	

(3) 行財政基盤の強化から見た効果と課題

○小規模市町村の減少により財政状況の悪い市町村が急減するなど行財政基盤が強化

組織の専門化や専門職員等の配置など、ほとんどの市町村が本庁機能の強化を実現、都道府県からの権限移譲もなされた。また、小規模な市町村の多くが編入合併されたことにより、財政状況の厳しい市町村が急減した。

行財政基盤の強化から見た効果と課題

	効果	課題
組織面	<p>約 9 割の合併市町村において、本庁機能を強化し、組織の専門化や専門職員の配置等により組織機構を充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営中枢部門の強化 ・ 組織の専門化 ・ 税の徴収部門、監査委員事務局の独立などによる適正な事務執行 ・ 専門職員の配置 	—
行政運営面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な行政運営のための条件整備 ・ 職員のモチベーションの向上 ・ 適切な人事管理・職員研修の実施 	—
都道府県からの権限移譲	<p>市町村の規模・能力の充実、行財政基盤が強化により、約 4 割の合併市町村では都道府県から新たに権限が移譲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画法に基づく開発行為の許可等の事務 ・ 福祉関連事務 等 	—
財政面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併前に人口 1 万人未満であった市町村の財政力指数は合併後上昇し、財政基盤は強化（短期） ・ 財政状況の厳しい市町村は、比較的財政状況の良い市と合併することにより、財政状況が改善 	—
関連事例	<p>○充実した組織事例（中部地域）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 危機管理室〔一宮市・愛知県〕：消防から独立し、災害・防災対策業務を充実・強化。 ・ 子ども総合支援室〔亀山市・三重県〕：育児、保健、教育環境の充実を総合的に支援。 ・ お茶がんばる課〔島田市・静岡県〕：お茶を活かした地域振興を推進。 ・ 子ども教育部〔塩尻市・長野県〕：乳幼児から青年期までの成長に応じた子どもの支援を実施。 <p>○都道府県からの大幅な権限移譲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合併が大きく進捗した広島県では、パスポートの申請受付・交付事務や身体障害者手帳の交付事務なども含めて市町村に大幅に事務・権限を移譲 	

(4) 行政運営の効率化から見た効果と課題

○市町村の三役・議会議員の削減により年間 1,200 億円の効果を創出

市町村合併の目に見える効果では、三役および議会議員の削減効果が大きく、年間約 1,200 億円が見込まれている。また、合併を契機として、組織・機構や公共施設の適正化により人員削減を進める一方で、商工労働や民生などの本庁部門の組織を充実。

旧市町村役場であった支所等の規模縮小に伴い、周辺地域に居住する住民の心情的な影響が、合併に対する悪い評価につながっている。

行政運営の効率化から見た効果と課題

	効果	課題
職員数・職員配置	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の三役・議会議員が約 21,000 人減少し、年間約 1,200 億円の効率化が図られる見込み 適切な職員配置や出先機関の見直しなどで職員総数・人件費を削減 職員総数を削減しながら、本庁機能を強化し、商工労働部門、民生部門等へ適切な職員配置 地方圏では、合併によるイメージアップ効果を活かして、観光振興や物産販売、企業誘致等を積極的に推進 	<ul style="list-style-type: none"> 旧市町村役場である支所等の職員数が減少した地域において、旧役場の職員数が減った心情的な寂しさや支所等の権限の少なさが合併に対する住民の不満につながっている
歳出削減等	<ul style="list-style-type: none"> 合併を契機として、出先機関や公共施設の統合等による効率的配置、公営企業、外郭団体の見直しなどの行政効率化に取り組んでおり、合併前に人口 1 万人未満であった市町村の人口 1 人当たり人件費が大幅に減少 	—
関連事例	<p>○合併による歳出削減等の取組事例(越前市・福井県)</p> <ul style="list-style-type: none"> ガス事業を平成 18 年 10 月に民間へ譲渡。 水道事業の一部について民間委託を推進。 	

(5) 住民生活から見た効果と課題

○行政サービスの専門化・高度化が進められる一方、小規模市町村の目玉施策が見直しされる傾向

合併前に実現できなかった専門的なサービスや旧市町村の一部で実施していたサービスを全域への拡大、広域的な視点によるサービス提供など、住民生活の向上につながる取り組みが進められる傾向にある。また、住民の自主的なまちづくり活動を促すコミュニティ政策を強化する市町村も多い。一方、小規模市町村ならではの特徴的なサービスが切り捨てられる傾向にある。

住民生活から見た効果と課題

	効果	課題
住民サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門的なサービスの実施 ・ 合併前に一部の市町村で行われていたサービスの全域への拡大 ・ 旧市町村の境界を越えた公共施設の広域的利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行財政改革の観点から住民サービスの取捨選択や水準を見直し <ul style="list-style-type: none"> ➢ 100歳敬老祝金の見直し ➢ 敬老式典の対象年齢引き上げ ➢ 結婚祝金・金婚式典の廃止 ➢ 出産祝金の廃止 ➢ 村民温泉割引事業の廃止 ➢ 小・中学校の修学旅行助成の支給割合の見直し 等
広域的なまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域資源のネットワーク化により、広域的な地域活性化に向けた新たな取り組みを実施 	—
コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティ組織に対する人的、財政的支援や新たな組織の設置などにより、合併を契機にコミュニティ活動がより活発化 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 自治会、町内会など既存の地域組織に対する支援（6割強） ➢ 新たなコミュニティ組織等を設置（2割弱） 	—
関連事例	<p>○サービスを充実した事例(浜松市・静岡県)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一部の地域で行われていた高齢者・障害者に対するバス・電車共通券等の交付サービスが全市に拡大 <p>○広域的利用の事例(郡上市・岐阜県)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 旧町村ごとの図書館の蔵書、利用者情報を一元管理するシステムを整備し、インターネットによる蔵書検索等を可能とした <p>○広域的まちづくりの事例(高山市・岐阜県)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 旧市域に北アルプスや奥飛騨温泉などが加わり、都市部と農村部を結ぶ滞在・周遊型の観光戦略として「飛騨高山」ブランドを確立 <p>○周辺部の振興の事例（中部地域外）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域コミュニティ施策の実施などに充てるため、独自予算（地域枠予算）を設けている（大仙市・秋田県） ・ 振興局を旧市町村単位に設置し、振興局長の裁量で、地域の実情に応じて実施できるソフト事業の予算措置（各300万円）をした（佐伯市・大分県） <p>○コミュニティ活性化の事例（中部地域外）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合併特例区を設置し、区域内でコミュニティバスを5路線運行、各路線一日2往復で利用料は無料（喜多方市・福島県） 	

(6) 住民による評価

○全体では合併前後でかわらない評価である一方、周辺部となった地域では厳しい評価も見られる

住民による市町村合併の評価は、「わからない」「どちらとも言えない」「かわらない」などが多く、一方で周辺部となる旧市町村住民の評価が悪い傾向が見られる。今回の市町村合併では、合併前の旧市町村のうち最も人口規模の自治体を基準として行政サービスが統一されたことにより、多くの住民は行政サービスが変化なく、生活への影響が少なかったことが理由として想定される。

住民による評価

	効果	課題
合併全般	<ul style="list-style-type: none"> アンケートの実施主体や地域によって差異があるが、いずれも「わからない」、「どちらとも言えない」という回答が多い傾向 合併直後に実感できる効果として、「地域イメージが向上した」という評価 	<ul style="list-style-type: none"> 「役所が遠い存在に感じる」といった心理的マイナス評価
個別サービス	<ul style="list-style-type: none"> 「合併後も変わらない」という回答が最も多い 	<ul style="list-style-type: none"> 「(やや)悪くなった」が「(やや)良くなった」を上回る傾向
周辺部住民による評価	<ul style="list-style-type: none"> 合併を契機に、自助自立の意識が高まる動き 	<ul style="list-style-type: none"> 新たに設けられた支所等が、旧市町村役場と比較して縮小したことや地域の経済活動への影響を不安視 行政と住民の距離が遠くなる懸念 <ul style="list-style-type: none"> 合併により市町村の規模が大きくなることによって住民の声が届きにくくなる 旧役場でよく知っていた職員がおらず、親近感がなくなった 住民の連帯感が更に薄れ、地域社会意識がなくなりつつある 周辺地域が寂れる懸念 <ul style="list-style-type: none"> 中心部だけ良くなり、周辺部は取り残される 旧役場と比較して支所等の規模が縮小したことから、地域の経済活動への影響が不安 旧役場職員が本庁へ異動し、転居するため過疎化に拍車
関連事例		

(7) 今後の課題

○基礎自治体としての自立、合併効果の向上、一体的な自治体の形成を目的とした課題に焦点

報告書では今後改善を図るべく5つの課題が取り上げられている。

「住民自治の振興」は、行財政基盤の一定の強化が図られたことにより、合併の目的であった基礎自治体としての自立を図るために必要とされる課題である。

「支所等の即応性」や「組織・職員のパフォーマンス」については、市町村合併後に顕在化した新たな課題であり、効果的な行政運営を実現するために機能性向上を図ることが必要とされる。

「住民負担の適正化」や「公共施設の再編」は、合併検討時における積み残し課題である。平成の市町村合併は、合併特例法の期限を目標として進められた傾向があるとともに、激変緩和のため、合併後の一定期間は旧市町村の制度等を維持してきた市町村が少なくない。公正な住民負担やサービスの適正化を図ることはもとより、一体的な自治体を形成する視点から取り組みが求められる。

今後の課題

①住民自治の振興・住民主体となった地域づくり

- ・ 同じ市町村の中での地域でも、住民の自主的な活動の有無で、地域の活力に差が生じる懸念

②支所等における即応性の確保

- ・ 支所等には権限がなく本庁に確認することが多くなり、住民の要望等に迅速に対応できなくなっている

③組織・職員のパフォーマンスの向上

- ・ 旧市町村間の組織風土の違いなどから、一つの組織として融和するのに時間を要している

④住民負担の適正化

- ・ 一部の住民負担について、急激な変化を避け、合併後の一定期間は旧市町村の水準等を維持し、その後に見直すこととしている

⑤公共施設の再編

- ・ 合併により重複することとなった公共施設の廃止・転用など効率的な施設の再編

IV 平成の市町村合併に対する中部9県の評価

1 市町村合併の総括の実施状況

ホームページ及び電話による問い合わせにより、各県の市町村合併に対する総括の実施状況を確認した。

各県の合併市町村数と総括の実施状況

	担当窓口	合併 自治体数	市町村数		削減状況	合併効果についての評価・検討状況 (HPでの公開資料の有無)
			従前	従後		
愛知県	総務部 市町村課 市町村行政・合併支援室	13	88	61	69.3%	無し
岐阜県	総合企画部 市町村課	17	99	42	42.4%	無し
三重県	政策部 市町行政財政室 分権・合併支援グループ	16	69	29	42.0%	有り(「市町村合併後の状況」H20.12)
静岡県	総務部 合併推進室	20	74	37	50.0%	有り(「市町村合併の効果と課題」H19.3)
長野県	総務部 市町村課	19	120	80	66.7%	無し
富山県	経営管理部 市町村支援課	6	35	15	42.9%	無し
石川県	総務部 地方課 広域・行政グループ	10	41	19	46.3%	無し
福井県	総務部 市町村課	10	35	17	48.6%	無し
滋賀県	総務部 自治振興課 市町合併・振興調整担当	9	50	26	52.0%	有り(「合併市町の今」H19.3.31)

※平成12年4月1日現在

中部9県のうち、静岡県、三重県、滋賀県の3県が市町村合併に対する何らかの評価を行っている。

2 各県の評価

(1) 静岡県:「市町村合併の効果と課題(平成 19 年 3 月)」

旧合併特例法のもとで合併した 14 市町と県で構成する「県・合併市町連絡会」において、当面の合併の効果と課題、合併の過程で注意すべき留意点などをまとめ、今後、合併を検討している市町の参考となるように整理したもの。

合併の効果は、総務省による市町村合併の推進理由として示された項目に、地域のイメージアップを追加して、6 項目を各市町の具体的な事例を併記し、整理している。

静岡県における市町村合併の効果

項目	内容
(1) 住民の利便性の向上	<p>①利用の拡大、制度の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 合併して市町のエリアが拡大したことにより、設置市町の住民として利用できる公共施設数が増加した。また、旧市町の制度のうち、住民の利便性が向上する制度を新市町全域に適用した例もあった。 <p>②公共的交通の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 合併後、病院や学校などの公共的施設へのアクセスを見直し、新市町の住民の利便性を高めた市町もあった。 <p>③旧役場庁舎の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 旧役場庁舎の空きスペースを住民に開放することにより、新たな施設を整備せずに住民サービスの向上を図った例もある。 ただし、旧役場庁舎の活用については、活用方策を検討している市町も多い。
(2) 住民サービスの向上	<p>①サービス水準と負担</p> <ul style="list-style-type: none"> 合併により、使用料・手数料の負担が下がったり、サービス内容が上がったりすると、住民にとっては合併効果を実感し易いことから、旧市町村間でサービスは最も高い水準に、使用料・手数料等の負担は最も低い水準に調整した市町があった。 なお、これらの市町の中には、合併後に、サービスと負担の見直しの必要性に迫られているところも見受けられる。 一方で、合併時に旧市町のサービスと負担を調整せずに当面継続した市町もあった。 <p>②窓口サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> 合併を契機に休日・夜間の窓口を開設するなど、窓口業務を充実させた例もある。
(3) 住民サービスの高度化	<ul style="list-style-type: none"> 合併して町村から市に移行することにより福祉事務所の設置が必要になるほか、県からも多くの権限が移譲された。 さらに、静岡市に続き、浜松市も県並みの権限を持つ政令指定都市への移行が決定するなど、合併による自治能力の向上により、高度な住民サービスが可能となったが、専門的知識や技術を有する職員の確保が課題となっている。
(4) 広域的視点に立ったまちづくりと施策展開	<ul style="list-style-type: none"> 道路整備や環境問題への取組、防災体制など、広域的視点に立ったまちづくり施策が実施された。

項目	内容
(5) 行財政の効率化	①人件費削減 <ul style="list-style-type: none"> 県内では、旧合併特例法に基づく合併により、首長、助役、収入役、議員、行政委員会関連で1,363人が削減され、これに伴う給料・報酬の削減額は、27億6,650万円となっている。 ②一部事務組合の整理 <ul style="list-style-type: none"> 合併により、一部事務組合が不要となり、経費が削減された例も多数ある。他方、一部事務組合の構成と合併の組合せが必ずしも一致しないことから合併後も合併市町が引き続き一部事務組合の構成員となっている例も多い。
(6) 地域のイメージアップ	<ul style="list-style-type: none"> 合併により地域資源が豊富となり、新たな地域の魅力創出に取り組む市町もある。

出所：「市町村合併の効果と課題（平成19年3月）」を引用

静岡県における市町村合併の課題

項目	内容
(1) 住民サービスの見直し	<ul style="list-style-type: none"> 合併時のサービスと負担について、適正な水準の検証が間に合わず、合併関係市町村の中でサービス水準の高い地域や最も負担の低い地域に合わせる方法で決めた市町では、合併後の行財政改革の流れの中で、適正なサービスと負担について見直しの必要性に迫られている。 また、合併時に旧市町のサービスと負担を当面継続した市町もあったが、合併後に、新市の一体性の実現の障害となっている面もあり、早急な統一が必要となっている。
(2) 市町の業務拡大による専門性を有する人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> 合併により業務が拡大し、専門的知識や技術が必要となっても、厳しい定員管理計画のなかで、多くの市町が既存の人材の活用・育成で対応しており、専門性を有する人材が不足している市町もある。
(3) 旧役場庁舎の活用	<ul style="list-style-type: none"> 旧役場庁舎については、支所、会議室等として活用しているところがほとんどであるが、議場に関しては、その構造上有効な活用方策が見出せておらず、地域住民の意見も取り入れながら、今後の活用方策を検討しているところが多い。 また、耐震上問題のある庁舎については、解体するか耐震補強するかの検討を要するため、活用の障害となっている。
(4) 一部事務組合の整理統合	<ul style="list-style-type: none"> 合併により一部事務組合が整理された事例は多数あるが、依然として一部事務組合の構成員として属している合併市町も多い。 中には、合併の枠組みと一部事務組合の構成員に不整合が生じ、1市が同じ業務で複数の一部事務組合に属している場合等、新市の一体性を確保するうえでの不都合が生じている事例もある。

出所：「市町村合併の効果と課題（平成19年3月）」を引用

(2)三重県「市町村合併後の状況(平成 20 年 12 月)」

各市町が合併後 2 カ年以上を経過したことから、合併した県内 16 市町に対し、「市町村の合併の推進についての要綱」に示された「合併の効果」や「合併に際して懸念される事項への対処」の事例を中心に、合併の効果や合併後の課題・懸案と考えている事項について調査を行った。

合併の効果と課題のほか、総務省が合併のデメリットとして掲げていた事項についても、合併の際懸念されたことに対する対処として事例等を紹介している。

三重県における市町村合併の効果

項目	内容
(1) 行財政の効率化	<p>① 特別職、議員の人件費削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 首長等の特別職と議員の人件費では、合わせて年間約 30 億 8,500 万円の削減効果があった。 <p>② 集中改革プランにおける定員管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合併団体と非合併団体の目標値を見ると、合併団体は非合併団体に比べ高い削減目標を掲げている。 ・ 平成 17 年から平成 20 年までの実際の職員減少率を見ても、合併団体の減少率（▲7.1%）が非合併団体の減少率（▲4.8%）を上回っている（合併により重複機能部分を整理統合することによる効果）。 <p>③ 一部事務組合・広域連合の整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内では 21 一部事務組合と 3 広域連合が解散となり、一部事務組合・広域連合の方式で共同処理していた事務を新市町内部で直接運営できるようになり、さらに効率的な処理が可能となった。
(2) 住民の利便性の向上の事例	<p>① 公共施設の利用拡大、制度の適用拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者の勤務先に近い保育園に子どもを預けられたり、旧市町村界を越えて近くの学校へ通学が可能になる。 ・ 保育園の延長保育や休日保育を利用できる地域が広がるなど、旧市町村の制度を合併後に新市町全域に適用を広げることで、住民の利便性を向上させている。 <p>② 公共的交通の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 旧町村地域から市の中心部へのアクセスや、病院や福祉施設、学校などの施設へのアクセスを確保するため、新たにコミュニティバスを整備したり、既存の路線を拡大して運行を行っている。 <p>③ 旧市役所、町村役場庁舎の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 旧市町村の庁舎の空きスペースを市民活動センターや地域コミュニティ活動の場等として住民に開放することで、新たな施設整備を伴わずに住民の利便性の向上を図っている。
(3) 住民サービスの向上の事例	<p>① サービス水準と負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合併協議の視点として、水道料金や保育料等を低い料金に統一したり、乳幼児医療費助成や高齢者祝い金等の福祉サービスを高い水準に統一し、住民にとって効果を実感しやすい調整を行っている。 <p>② 窓口サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口時間の延長や、休日窓口の開設、窓口サービスを実施していなかった出張所等への窓口設置など、合併を機に窓口業務を充実させ、住民サービスの向上を図っている。

項目	内容
(4) 住民サービスの高度化(専門性の向上)の事例	<ul style="list-style-type: none"> 「子ども総合支援室」や「子育て支援課」を設置して、子育て支援策を充実させたり、「観光課」を設置して、観光施策を充実させている。 0歳から18歳までの子どもを継続的に一貫して支援するため臨床心理士を採用するなど、専門職員を配置し、業務の専門性を向上させている。
(5) 広域的視点に立ったまちづくりと施策展開の事例	<ul style="list-style-type: none"> 旧市町村間を結ぶ幹線道路を整備しやすくなったり、単独の町村では実施が困難であった大規模な事業が実施可能となった。 広域的な視点から、それぞれの旧市町村が持っている資源を活かし、総合的なまちづくりや観光PRに取り組んでいる。

出所：「市町村合併後の状況（平成20年12月）」をもとに作成

三重県における市町村合併の課題

項目	内容
(1) 周辺部の衰退への対応	<ul style="list-style-type: none"> 大きくなった行政エリアで、いかに広く住民の声を聴き、隅々まできめ細かな住民サービスを提供していくか。 旧市町村の住民の融合を図り、まちづくりの課題について同じテーブルで話し合いのできる環境を早期に確立すること。 旧市町村それぞれの地域の特色を活かしつつ、新市町としての一体感の醸成に向けて取り組むこと。 インフラ整備において、新市町全体にバランスよく投資を行うこと。
(2) 住民負担の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 住民生活に密接に関わる水道料金、下水道料金、国民健康保険料（税）、保育料、公共施設の使用料金等の住民負担について、各市町村間の相違が大きく、それらの統一が課題。 都市計画税について、合併後、旧市のみ賦課し、旧町村には一定期間賦課しない不均一課税の取扱いを行っていること。
(3) 住民サービス等の調整	<ul style="list-style-type: none"> 合併後直ちに統一せず、当面、旧市町村の制度を継続させている場合、新市町の早期の一体化ということから、それらの統一が課題。 家庭ごみの収集日程や分類方法、自主運行バスの運行形態や料金体系、福祉バスの利用基準、地区集会所の管理形態、防災行政無線などの統一。 旧市町村の一部で実施していた幼稚園及び中学校の給食の存続。 旧市町村で開催している同種のイベント等の統一。
(4) 総合支所等における機能の確保	<ul style="list-style-type: none"> 総合支所等に手厚く人員を配置してこれまでどおり窓口サービスを受けられるように配慮しているものの、今後、職員数の適正化を図っていく中で、本庁へ職員が集中し、住民に身近な行政が行いにくくなる。 分庁方式については、複数の庁舎に部署を分散して配置するため、部署間の連携が希薄になるということや、総合支所等に権限がなく、本庁でないと判断できないため、これまでより決定に時間がかかる。
(5) 公共施設の再編	<ul style="list-style-type: none"> 旧市町村ごとに整備していた同じ用途の公共施設が複数存在することとなり、それらに要する維持管理経費が財政を圧迫。
(6) 公共的団体の統合	<ul style="list-style-type: none"> 歴史の相違から観光協会が旧市町それぞれで存在していることや法制度の問題等により、商工会議所と商工会の統合ができない。
(7) 優遇措置期間終了後の行財政運営	<ul style="list-style-type: none"> 合併算定替等の交付税措置、合併特例債、国の合併補助金や県の合併支援交付金等、優遇措置期間終了後の行財政運営を見据え、さらなる行財政改革を進めていくことが課題。

出所：「市町村合併後の状況（平成20年12月）」をもとに作成

(3)滋賀県「合併市町の今(平成 19 年 3 月)」

旧合併特例法が失効して1年が経過する中で、県内の各合併9市町における合併の効果や新たなまちづくりの取組などについて取りまとめた。

各市町で作成した個表とそのポイントを整理したダイジェスト版からなり、以下の4つの視点から合併効果を高めるための取組を整理するとともに、合併後新たに生じた課題についても記載されている。

滋賀県における市町村合併の効果と課題

項目	内容
(1)効果に関する項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員等の削減と組織の整備 ・ 行財政運営の効率化、基盤の強化、住民参加 ・ 住民サービスの向上 ・ 新しいまちづくり
(2)各市町の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政の健全化と地域資源を最大限活かした「甲賀らしさ」の創出。【甲賀市】 ・ 強固な財政基盤の確立を目指し、行政改革の取組の強化。【野洲市】 ・ 簡素で効率的な行財政運営の徹底と地域コミュニティを中心とした市民主体のまちづくり。【湖南市】 ・ 産業経済基盤の強化や一層の行財政運営の健全化。【高島市】 ・ 市域が拡大したことに伴い、市民の相互交流の拡充などによる新たな地域文化の創造と市民としての一体感の醸成や広域行政の調整。【東近江市】 ・ 合併後のサービス調整ということから脱皮し、地域の課題や特性に応じた市民のためのサービスの構築、持続発展が可能な地域づくり。【米原市】 ・ 市内各地域固有の伝統、文化を尊重したまちづくり。【長浜市】 ・ 旧町間で異なる下水道使用料、ごみの収集区域および体制、放課後対策事業などの調整。【愛荘町】 ・ 合併により南北45.6kmと市域が長くなったことに伴い、一体化の促進や市民の一体感の醸成。【大津市】

出所：「合併市町の今(平成 19 年 3 月)」

V 中部9県の合併市町村の評価(アンケート調査)

1 調査の概要

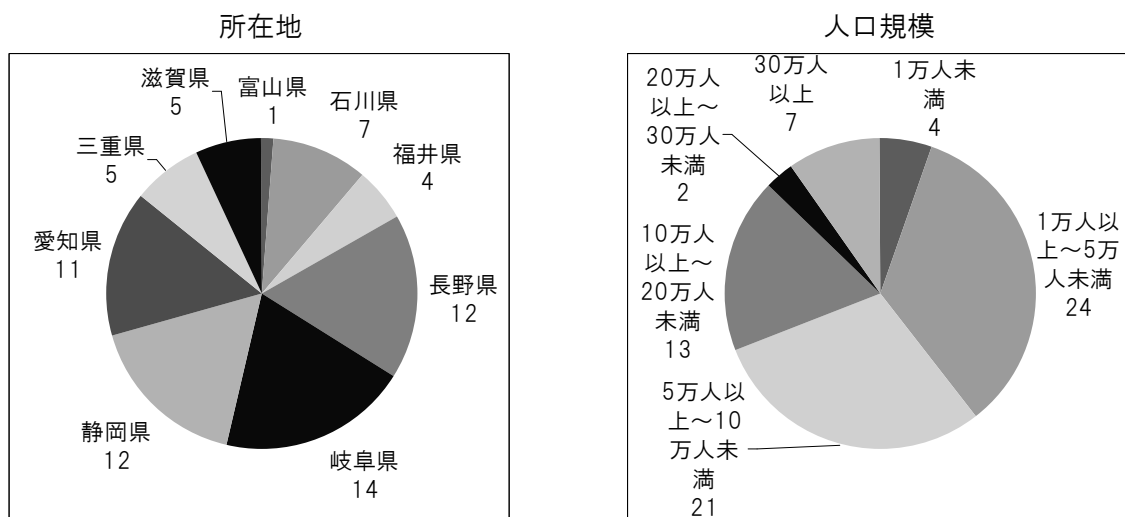
ここでは、三菱UFJリサーチ&コンサルティングが中部地域の合併市町村を対象に実施したアンケート調査結果をもとに、市町村合併の効果と課題に関する主な結果について整理する。

調査は、本業務の対象となる中部地域のうち滋賀県を除く8県の合併市町村104団体を対象に、平成20年10月に実施したものである。本業務での活用あたり、新たに滋賀県の9団体に対して追加調査し、再集計を行っている。

調査の概要

調査名称	中部地域における平成の市町村合併の評価に関するアンケート調査
調査対象	平成15年以降に合併を行った中部地域（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県）の市町村113団体
調査期間	平成20年10月1日～10月24日（滋賀県の市町村は平成21年9月に実施）
調査方法	郵送による発送・回収（企画部課長等宛に依頼）
回収数	71団体（回収率62.8%）
主な設問項目	1.市町村合併による効果と課題について 2.合併における制度統一の状況について 3.事務所（市町村庁舎）配置の状況について 4.公共施設の適正配置について 5.将来のまちづくりを取り巻く環境について

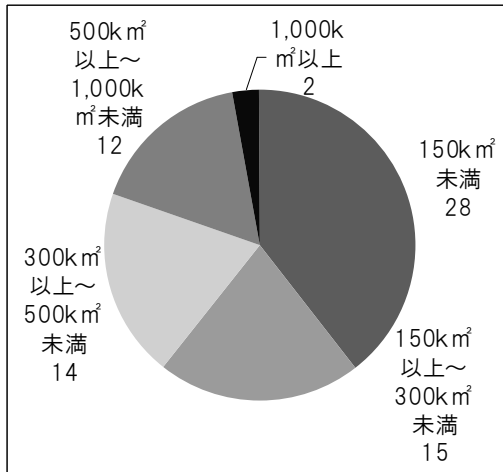
回答者の状況



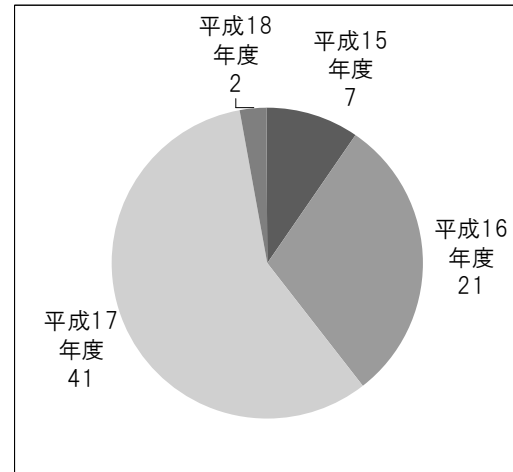
※数値は回答した市町村数

(回答数71)

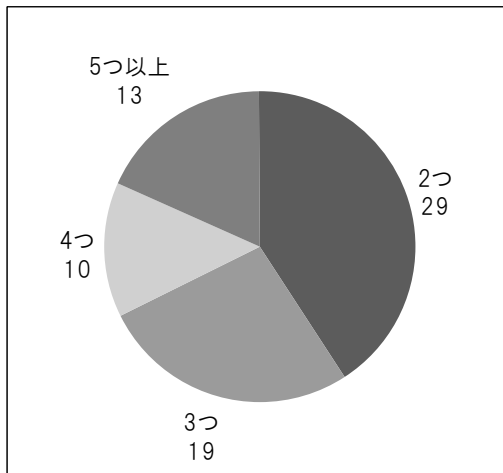
面積



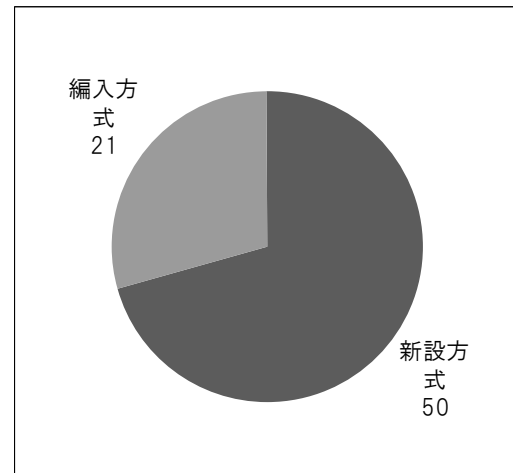
市町村合併の実施時期
(2回以上実施した場合は最初の合併時期)



合併前の市町村数(平成15年4月時点)



合併形態



※数値は回答した市町村数

(回答数 71)

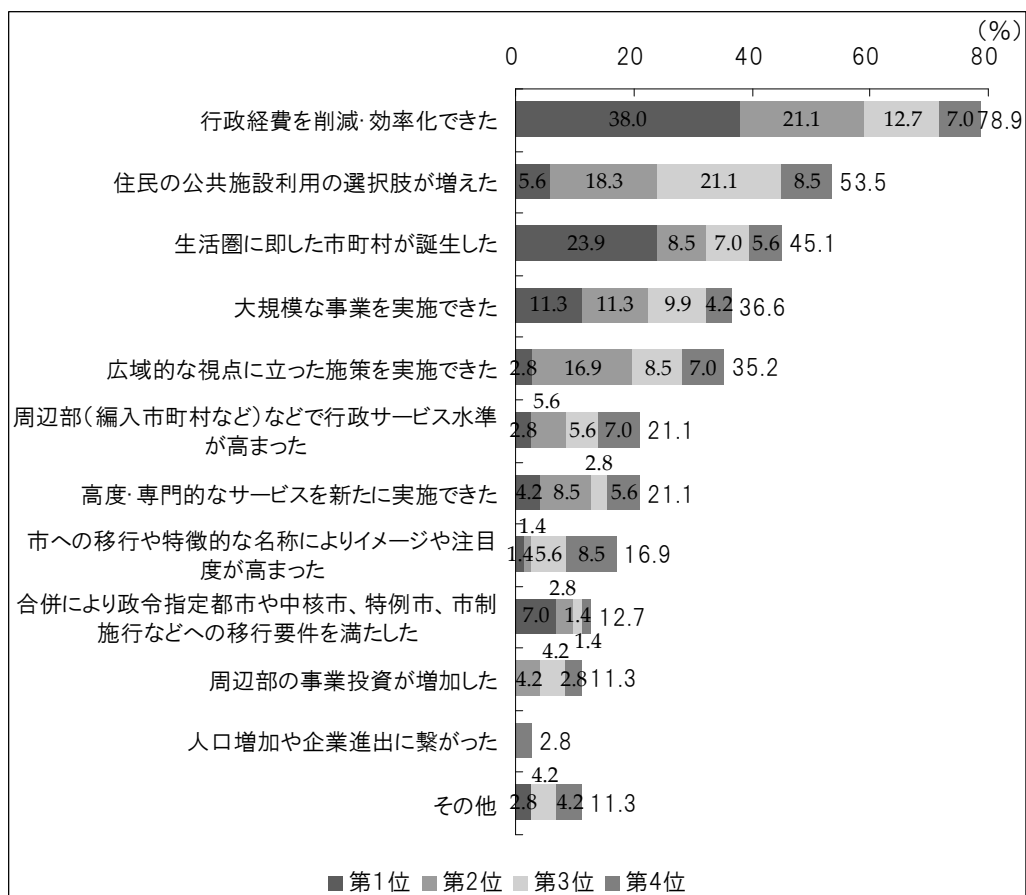
2 市町村合併による効果と課題について

(1) 合併の効果

合併効果の上位3項目は、「行政経費の削減・効率化」、「住民の公共施設の選択肢拡大」、「生活圏に即した市町村誕生」。

- ・ 合併効果の上位3項目は、「行政経費を削減・効率化できた（第4位までに取り上げた自治体は全体の78.9%）」が突出し、以下、「住民の公共施設利用の選択肢が増えた（同53.5%）」、「生活圏に即した市町村が誕生した（同45.1%）」となった。
- ・ 「行政経費の削減・効率化」については、特別職や議員数の失職、管理部門の集約による人件費の削減効果を挙げる自治体が多くを占める。中には、「合併協議の際にゼロベースの視点に立って事務事業を見直した（静岡県・市）」、「施設の統廃合を進めた（石川県・町）」など、合併を契機として踏み込んだ行財政改革を実現した自治体も見られる。
- ・ 「公共施設利用の選択肢増大」については、小規模自治体を中心として文化施設やスポーツ施設などの住民の利便性拡大を掲げている。「温泉施設が利用可能となった（長野県・市）」や「旧町の住民が市の大規模な図書館を利用できるようになった（三重県・市）」など、合併により特徴的な施設や大規模・専門的な施設が共有財産となったことを評価する自治体もある。
- ・ 「生活圏に即した自治体の誕生」については、「勤務先、買い物先などで行政サービスが受けられる（静岡県・市）」をはじめ、一体感向上や交流促進などの効果が挙げられている。

合併による効果(上位4項目)



(回答数 71)

- この他の上位項目について、「大規模な事業を実施できた (36.6%)」では、学校施設の耐震化や駅舎の改修、ケーブルテレビをはじめとする情報通信基盤、自治体を横断する幹線道の整備などが複数の自治体から挙がっている。「大規模なイベントを開催し、全国に情報発信できた (静岡県・町)」という自治体も見られる。
- 「広域的な視点に立った施策を実施できた (35.2%)」では、各地にある観光資源の一体的な活用や市内を巡回するバスの運行などスケールメリットを活かした施策を実現している。「総合的な治水対策、産業振興、都市計画など広域的調整や取り組みを必要とする課題に対して速やかに対処することが可能となった (愛知県・市)」という評価もあった。

合併による効果の具体的内容

合併効果	具体的内容
行政経費を削減・効率化できた	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別職・議員・職員の削減、組織をスリム化した。(長野) ・ 合併により管理部門を集約・効率化し、行政経費を削減した。(岐阜) ・ 合併協議の際にゼロベースの視点に立って事務事業を見直した。(静岡) ・ 施設の統廃合を進めた。(石川)
住民の公共施設利用の選択肢が増えた	<ul style="list-style-type: none"> ・ 互いのスポーツ施設や文化施設を有効に利用できるようになった。(岐阜) ・ 温泉施設が利用可能となった。(長野) ・ 旧町の住民が市の大規模な図書館を利用できるようになった。(三重)
生活圏に即した市町村が誕生した	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旧郡内が同一自治体となり一体感が増した。(石川) ・ 越県合併だったので、国保の手続きが近くなり便利になった。(岐阜) ・ 勤務先、買い物先などで行政サービスが受けられる。(静岡)
大規模な事業を実施できた	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併特例債を活用し、保育園、学校施設の耐震化を行った。(静岡) ・ 合併した2市町の玄関口といえる JR 駅舎を改築した。(岐阜) ・ 大規模なイベントを開催し、全国に情報発信できた。(静岡) ・ 旧両町をつなぐ連絡道路の完成(滋賀)
広域的な視点に立った施策を実施できた	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全市を網羅するコミュニティバスを運行した。(富山) ・ 旧町村単位で行われてきた観光振興策を市全体の連携で進める素地ができた。(岐阜) ・ 総合的な治水対策、産業振興、都市計画など広域的調整や取り組みを必要とする課題に対して速やかに対処することが可能となった。(愛知)
周辺部(編入市町村など)などで行政サービス水準が高まった	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門職(保健師等)の職員が増えたことにより保健行政サービス水準が高まった。(石川) ・ 存続自治体の水準で行政サービスを提供している。(岐阜) ・ 合併により一部市町村で行われていたサービス(バス・タクシー券等)が全市に拡大した。(静岡)
高度・専門的なサービスを新たに実施できた	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業立地推進班等、専門的な部署を設置した。(富山) ・ 福祉事務所などの設置で市民に近い所でのサービスが増えた。(岐阜) ・ 一級建築士等の専門職が確保できた。(岐阜)
市への移行や特徴的な名称によりイメージや注目度が高まった	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新市の名称は地理上分かりやすい。(愛知) ・ 新市のネームバリューが大きい。(静岡) ・ 茶生産日本一、陸・海・空(高速 IC、港、空港)の交通拠点施設の整うまちになった。(静岡)
他の項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併特例により人口 3.8 万人でも市制に移行できた。(静岡) ・ 自然環境を活かした公共施設(水と緑の森の駅等)を設置した。(愛知) ・ 工業団地の造成により進出企業が増加した。(三重) ・ 財政力が低く税収増が見込めない中で、行政サービス水準の維持が図れている。(愛知)

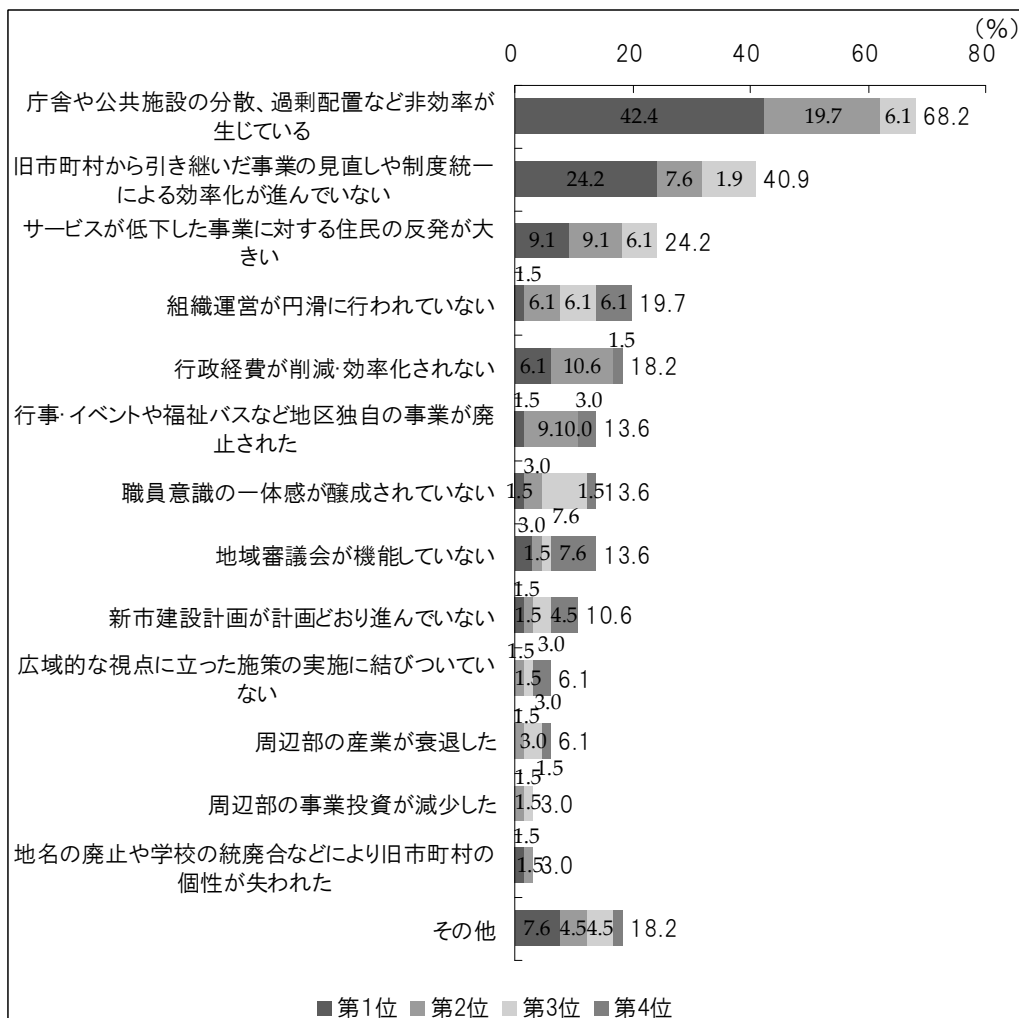
() は回答した市町村の所在県

(2) 合併の課題

庁舎や公共施設の分散・過剰配置などによる非効率性が7割で突出、旧市町村から引き継いだ事業の見直しや制度統一による効率化が進んでいないも4割。

- 合併後の課題は、「庁舎や公共施設の分散、過剰配置など非効率が生じている（第4位までに取り上げた自治体は全体の68.2%）」が突出している。旧市町村の庁舎をそのまま利用したことによるスペース不足、庁舎の分散による事務や経費の非効率を理由とする自治体が多い。逆に、庁舎を統合したことにより、「行政窓口が遠くなり不便になった（愛知県・市）」という課題認識もある。
- 次いで多いのが、「旧市町村から引き継いだ事業の見直しや制度統一による効率化が進んでいない（40.9%）」である。具体的な記述内容からは、旧市町村による制度が存続しているとともに、激変緩和措置により事務事業や経費の効率化に取り組めない状況に直面していることが読みとれる。また、「地域の特性を生かすため、見直しができていない事業がある（三重県・市）」との回答も見られた。こうした回答が多い要因として、今回の市町村合併は、合併特例債による財政支援措置が認められる旧合併特例法の期限内までに駆け込みで実施した自治体が少なくなかったことにあると考えられる。

合併後の課題(上位4項目)



(回答数 66)

- このほか、「サービスが低下した事業に対する住民の反発が大きい (24.2%)」が2割を超えている。福祉バスなど小規模自治体ならではの特色ある行政サービスの廃止やイベントの中央での統合開催など、周辺部となった地区住民からの不満が挙がっている。このような住民の反発について、自治体として自立するために過剰サービスの最適化を図ったことが住民に十分に理解されていないことを課題としてとらえているところもある。
- こうした行政サービスや制度の統一に端を発した課題は、他の項目を選択した具体的意見の中にも幅広く書き込まれている。中には、「利用者の少ない地区まで巡回バスを運行することになった (愛知県・市)」といったサービスの提供地区の均衡を図ったことで、財政負担を大きくしている自治体も見られた。合併による効果を高めるとともに、厳しい財政状況の中で安定した行政運営を行うために、各自治体が難しい舵取りに直面している実状がうかがえる。

合併後の課題の具体的内容

合併後の課題	具体的内容
庁舎や公共施設の分散、過剰配置など非効率が生じている	<ul style="list-style-type: none"> 住民不安を解消するため分庁方式を採用したが、事務や経費の効率化が図られない。(石川) 全職員が入れる庁舎がないため、分庁になっており、効率が悪い部分がある。(長野) 行政窓口が遠くなり不便になったという声があったこととともに、施設の適正配置が課題となっている。(愛知) ホール施設、コミュニティ施設等の適性配置の検討が必要。(岐阜)
旧市町村から引き継いだ事業の見直しや制度統一による効率化が進んでいない	<ul style="list-style-type: none"> 旧町の事業を統合したのみであり、真の効率化が図られていない。(石川) 激変緩和措置がとられていることから、事務事業や経費の効率化が図られていない。(愛知) 「当面の間現行のとおり」とした調整項目の未了が多い。(長野) 地域の特性を生かすため、見直しができていない事業がある。(三重) 道路整備の減少(滋賀)
サービスが低下した事業に対する住民の反発が大きい	<ul style="list-style-type: none"> 旧町村の無料福祉バスなどの廃止。(岐阜) これまでの過剰サービスを適正化したことに対する反発がある。(福井) 全体最適の考え方を持っていない住民の反発。(静岡)
組織運営が円滑に行われていない	<ul style="list-style-type: none"> 本庁と総合支所間の意思疎通が図られていない。(三重) 組織の意思決定の手順や価値観の統一が難しい。(岐阜)
他の項目	<ul style="list-style-type: none"> 合併前の旧自治体で実施していたイベントが廃止された。(石川) 旧町村の周辺地化による地域活力の衰退。(静岡) 補助金の基準の統一、公共的団体の統一などによる事業の縮小。(岐阜) 利用者の少ない地区まで巡回バスを運行することになった。(愛知) 地方交付税の大幅な削減から、計画事業の財源が確保できない。(石川) 従来からの自治組織との兼ね合いから地域協議会が機能していない。(長野) 議会との兼ね合いもあり、地域審議会がほとんど機能していない。(岐阜) 旧市町村のように、行政は身近な存在でなくなった。(石川)

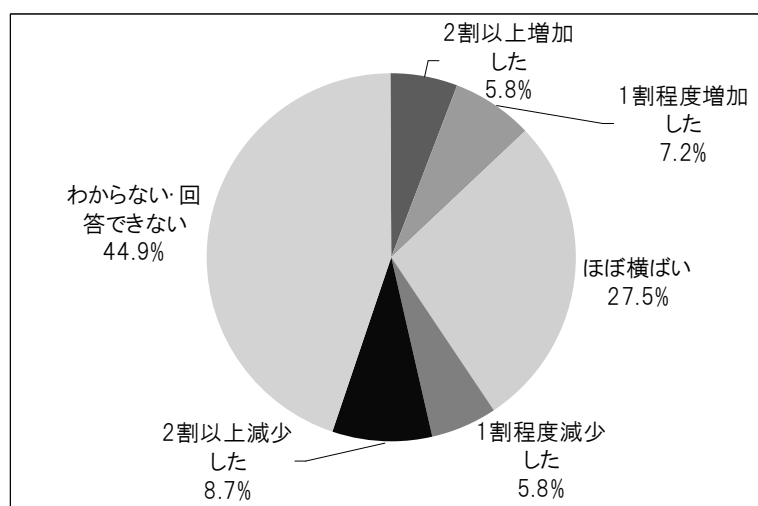
() は回答した市町村の所在県

(3) 合併前後における編入市町村など周辺部の投資額の変化

合併前後における周辺部への事業費投資は増加と減少の割合がほぼ同じであるが、編入合併した自治体では周辺部の投資が増加する傾向にある。

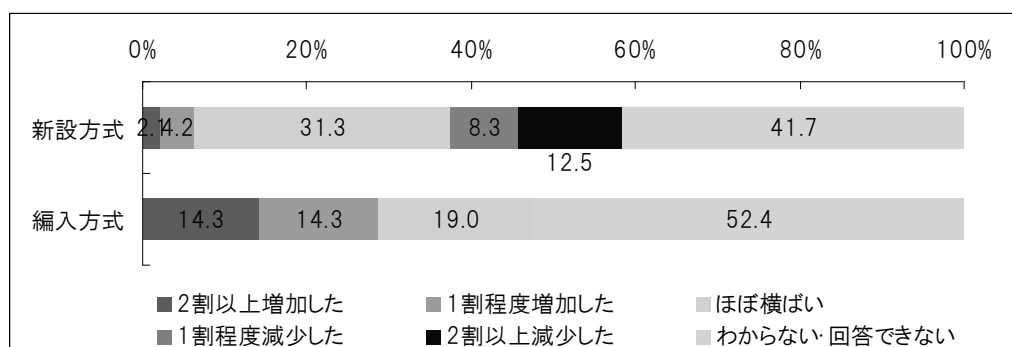
- ・ 増加、横ばい、減少の割合がほぼ 1 : 2 : 1 となり、各自治体の合併経緯や地域情勢などによって対応が分かれたと考えられる。
- ・ 合併方式別によるクロス集計では、新設方式の自治体では、周辺部の投資が減少した割合が高くなるが、編入方式の自治体では、減少した自治体はなく、むしろ増加した自治体が 3 割見られる。編入方式の場合、合併前の旧市町村の人口規模に大きな差があったと予想され、存続団体の財政基盤が大きいために周辺部の投資が増加したと考えられる。

周辺部への事業費投資の変化



(回答数 69)

合併方式別クロス集計による周辺部への事業費投資の変化



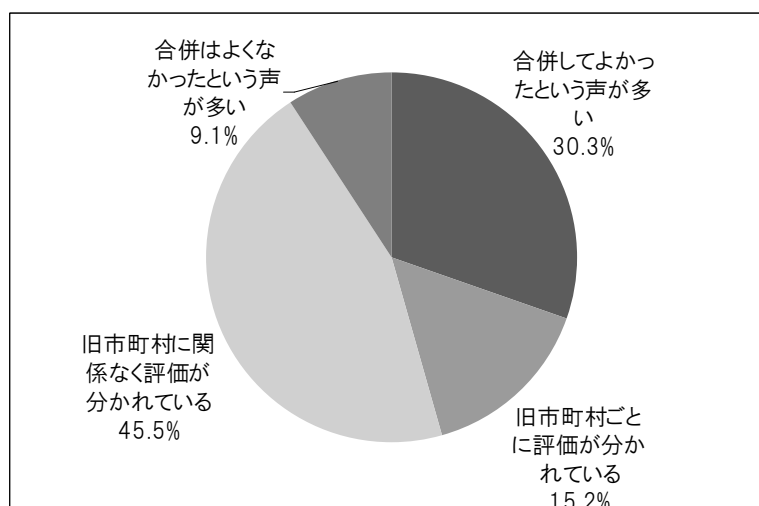
(回答数：新設方式 48、編入方式 21)

(4) 合併に対する住民の評価

「旧市町村に関係なく評価が分かれている」が半数近くを占め、合併に対する評価は分かれる傾向にあるが、編入合併の自治体では肯定的に評価されている。

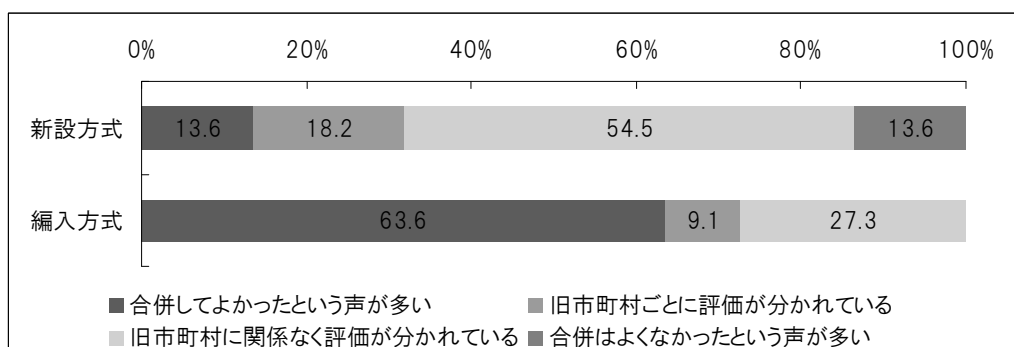
- ・ 「合併してよかったという声が多い」は30.3%にとどまっている。しかし、「合併はよくなかったという声が多い」も9.1%にとどまっている。最も多いのが「旧市町村に関係なく評価が分かれている」の45.5%である。行政サービスによって受益者が異なり、それぞれの合併に対する受け止め方に違いが出ていると考えられる。
- ・ 合併に対する住民の評価は、編入方式により廃止した旧市町村の地区など周辺部の住民によるものが多い。存続団体など中心部の地区の住民は、行政サービスに変化がないことが多く、関心も低くなりがちであるため、現在の合併問題は周辺地区の問題と言える。
- ・ 合併方式別によるクロス集計では、「合併してよかったという声が多い」が新設方式で13.6%であるのに対し、編入方式で63.6%となった。編入方式の自治体では、周辺部の投資が増加したところが多く、住民の満足度にも反映されたと考えられる。

合併に対する住民の評価



(回答数 33)

合併方式別クロス集計による合併に対する住民の評価



(回答数：新設方式 22、編入方式 11)

合併に対する住民の評価の具体的内容

- ・ 旧町では合併に伴い、サービス開始・向上する事業が増えた。(岐阜)
- ・ 大規模な事業に取り組める反面、きめ細かな対応に欠ける。(静岡)
- ・ 合併前に比べ「変わらない」「わからない」が7割を占め、「良くなった」「悪くなった」が各1割程度である。(静岡)
- ・ 合併に否定的な声も一部にあるが、今後のまちづくりに期待する声が多い。(愛知)
- ・ 編入された地区での良い評価は多く、存続団体の地区では関心が少ない。(愛知)
- ・ 存続団体の地区については特によくないという評価はないが、編入地区については二分している。(三重)
- ・ 旧町役場の規模縮小そのものが住民感情としてさみしい。(岐阜)
- ・ 行革による見直しが合併による見直しとして受け取られてしまっている。(長野)

() は回答した市町村の所在県

(5) 地域自治区設置の利点や課題

周辺部を中心とした地区住民の声をまちづくりに反映するため、地域自治区を設置している自治体は14団体。地域による格差はあるものの、概ね効果的に活用されている。

- ・ 「住民の声が届きにくくならないか」、「住民サービスの水準が低下しないか」、「中心部だけがよくなって、周辺部はさびれるのではないか」など、合併の懸念事項を解消するため、地域自治区を設置し、地区住民の声を新市町村のまちづくりに反映させることが期待されている。
- ・ 地域自治区には、法人格を有しないものの、自治区に区長を選任し、新市町村の事務の分掌を可能とする「旧合併特例法に基づく地域自治区」、旧合併特例法において法人格を有する「合併特例区」があるが、中部地域では前者を7団体が設置している。このほか、住民自治を推進するための一般制度としての「地方自治法に基づく地域自治区」を設置している自治体も4つある。
- ・ 地域自治区を設置した14自治体では、住民自治の推進や地域らしさを生かしたまちづくりの実現など概ね評価されている。一方で、地区による定着度合いの格差や運営資金の確保などが課題として挙がっている。

地域自治区等の設置による利点や課題で特に強く感じている点

- ・ 急激な住民サービスの低下を招くことなく地域住民の自治を支援し、地域の特色を生かした機能を持つ事務所を設置することができた。(岐阜)
- ・ 地域自治区に設置する地域協議会は各種の団体代表や公募市民により組織し、市政に対する意見を聴取しているため、市民と行政が課題を共有するとともに地域審議会における協議内容を広報することにより、地域住民も課題を共有できる。(岐阜)
- ・ 設置による利点は合併前の地域特性を生かすこと、その特性を融合して市としての特性とできるかが課題。(福井)
- ・ 合併不安の払拭の役割を果たすことには効果的であるが、新市としての一体感の醸成を図る上では難しい面もある。(静岡)
- ・ 地域の課題を解消するために、きめ細かな事業を住民自らが行うことができ、住民自治力を高めることができる。(地域自治区ごとに取り組みに差がある)(愛知)
- ・ 地域自治、住民自治の理念が浸透していない。(長野)
- ・ 地域づくり基金による助成が終わったあとの資金調達が課題。(岐阜)
- ・ 自治会数の増加により意見集約が難しくなった。(滋賀)

() は回答した市町村の所在県

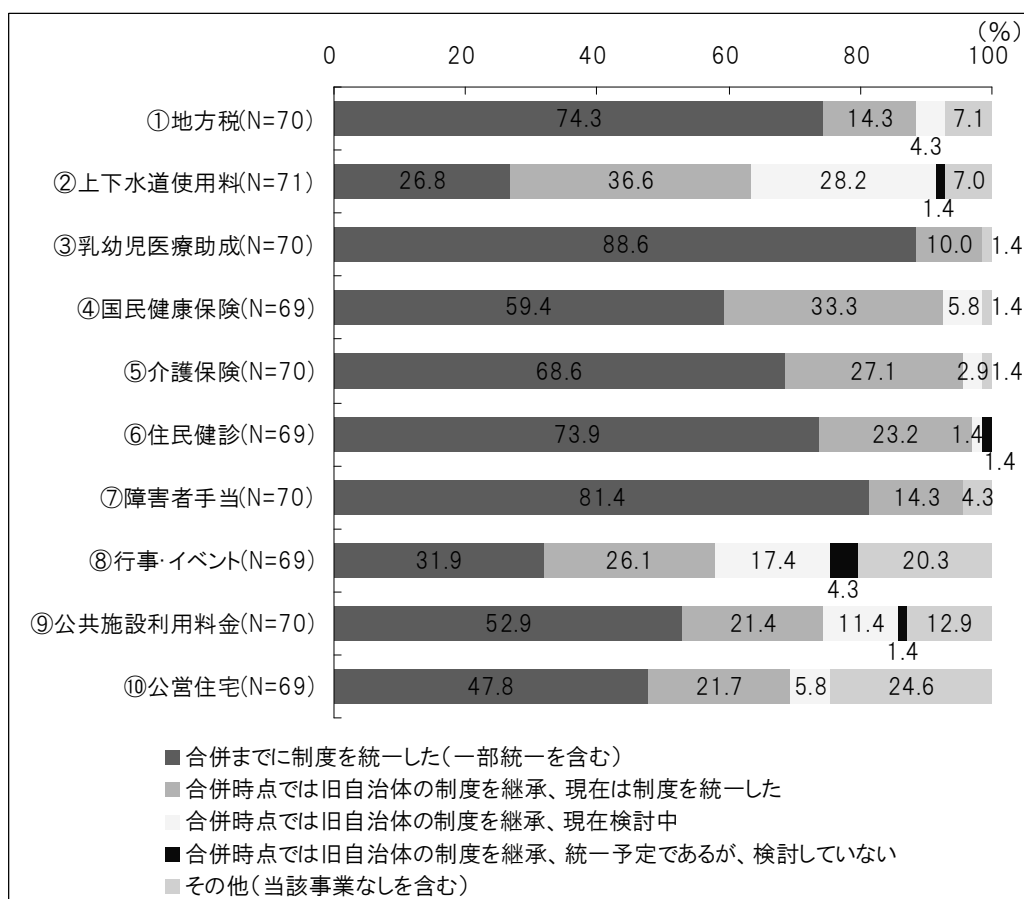
3 合併における制度統一の状況について

(1) 合併に伴う制度の統一

合併前に複数存続した制度も現在までに多くが統一、上下水道使用料や行事・イベントは統一されていない自治体が2割。このほか、各種団体への補助金、特定地区のみで実施されている事業等の統一が課題。

- ・ 「上下水道使用料」や「行事・イベント」は、合併時点において制度を統一した自治体が3割前後にとどまっていた。また、「公営住宅」や「公共施設利用料金」も5割程度と低かった。しかし、現在では、今回取り上げた制度のほとんどで概ね統一が図られている。
- ・ ただし、「上下水道使用料」では28.2%、「行事・イベント」では17.4%の自治体が、現在も複数制度を残している。「公共施設利用料金」も統一していない自治体が1割を超える。
- ・ この他、旧自治体の制度の統一が課題となっているものは、自治会をはじめ各種団体への補助金、福祉バスや防災行政無線、温泉使用料など地域の独自性を生かした事業が挙げられている。

制度の統一状況



(回答数はグラフ中にNで表示)

制度の統一が課題となっている主な事業

- ・ 自治会活動に対する補助・支援、自治会の単位（長野、岐阜、愛知）
- ・ 各種団体への補助金（福井、岐阜、三重）
- ・ 福祉バスの運行など公共交通施策（福井、愛知）
- ・ 廃棄物の収集運搬業務（石川、長野、三重）
- ・ し尿処理事業（長野、静岡）
- ・ 保育料（静岡、三重）
- ・ 防災行政無線・同報無線（静岡、三重）
- ・ 温泉使用料（静岡）
- ・ 土地利用制度（長野）
- ・ 常備消防体制（岐阜）

（ ）は回答した市町村の所在県

(2)制度統一に向けた課題

事業廃止や負担増大などサービス低下に対する住民感情が事業や制度の統一を遅らせる要因となっている。

①住民等の合意形成

- ・ 制度統一の際の住民感情が最大の課題である。住民は合併前後の負担やサービス量の変化で評価する傾向にあり、低負担かつ高サービスとなる基準設定に対して財政負担が増大することへの理解が得られにくい。高負担となる旧市町村地区で十分な説明を果たしてこなかったという職員の嘆きも聞かれる。

②旧市町村の独自の事業の取扱い

- ・ きめ細かな事業を施してきた小規模自治体などで、地域固有の魅力を伸ばすために講じられてきたシンボリックな事業などが、合併で制度統一を進めることによって廃止対象となることである。特定の住民にとって必要性が極めて高く、また、政策的要素の強く反映した事業が多いと思われることから調整が難しくなっていると思われる。

③料金等の基準設定

- ・ 「料金等の設定基準」は、制度統一によって、料金負担の増大やサービスの低下する旧市町村地区の住民から反発を受けることである。住民負担やサービス水準、財政負担のバランスのとり方も問題視されている。

④制度統一に時間を要する

- ・ 住民の合意形成や最適なサービス水準の設定に極めて慎重さが求められ、検討が進まないことが課題となっている。負担増などの激変緩和に対して暫定措置を講じた自治体も見られる。

⑤助成に対する考え方・住民意識の相違

- ・ 補助金の支給基準など、自治会をはじめ団体活動の支援方法などの統一が課題となっている。旧市町村によって、団体の役割や行政との連携方法が異なるとともに、行政が細部まで介入できないなど、困難な状況に直面している。

制度統一がなされていない事業の課題に関する具体的内容

①住民等の合意形成

- ・ 公共料金等を統一するに当たって、住民に理解を得ること。(福井)
- ・ 事業統一にあたり、特に住民負担が増大するものについては理解が得られにくい面がある。(静岡)
- ・ 自分が携わっている分野だけを見て、〇〇町方式だけになったと考える住民が多い。(長野)
- ・ 都市計画法による区域区分(線引き)地域と、まちづくり条例規制地域及び農振規定のみの3態様の制度統一について、市民と県の理解が課題。(長野)
- ・ 制度統一に伴う住民の負担増やサービス減について、合併前の市町村単位で十分な住民への説明がなされなかったことによる住民からのクレーム等。特に編入された旧市町村では職員が説明責任を編入側の市町村に押しつける、または先送りする傾向が強い。(愛知)

②旧市町村の独自の事業の取扱い

- ・ 旧市町村の人口構成や地理的条件などの要件から政策的な支援策がとられており、合併による制度統一が支援策の打ち切りにつながりかねず難しい。(石川)
- ・ イベントが廃止されてしまうのではないかと住民感情がある。(愛知)
- ・ 過疎町村との合併であったため、過疎対策事業の継続。(長野)
- ・ 政策的要素が強いサービスの統一についてはかなりの時間と事務作業を要するため、心身に支障を来たす。(岐阜)

③料金等の基準設定

- ・ 基準をどこに合わせるか。金額が増額になると理解されにくい。(岐阜)
- ・ 制度の統一にあたり、市民の負担増とならざるを得ず、反発が大きい。(三重)
- ・ サービスは高く、負担は低くしようとすると、財政負担が増加する。(静岡)
- ・ 住民サービスの低下と財政負担の増加という相反する課題に直面。(三重)

④制度統一に時間を要する

- ・ 激変緩和のためとはいえ、とにかく時間がかかる。(石川)
- ・ そもそも制度とは、その市町の政策意図に基づき構築されたものであるから、改廃に当たっては、旧市町の経緯を尊重しつつ、住民や議会に理解を求める必要がある。(静岡)
- ・ 国民健康保険税等の税率の統一などで、急激な増嵩を防ぐために3年間で等分に調整した。(富山)

⑤助成に対する考え方・住民意識の相違

- ・ 自治会の単位については行政組織と異なるため、行政主導による調整は困難。交付金については慣習との関連が大きい(例:ある自治会は側溝清掃をやるが、ある自治会は行政頼み等)。(岐阜)
- ・ 予算の減額が団体の存続に関わるようなケース(団体補助金予算)があり、人口割、均等割、実績割等の考え方を統一することが難しい。(長野)
- ・ 行政の助成ありきという感覚からの卒業。(長野)

⑥その他

- ・ 旧市町村の公共施設の整備やサービスが違えば料金が異なるのは当然である。(石川)
- ・ 公平性の視点をどうとらえるか。(岐阜)

() は回答した市町村の所在県

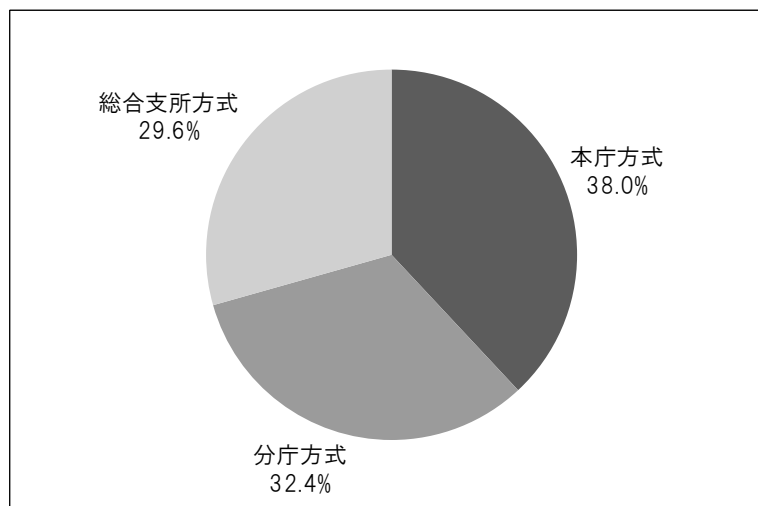
4 事務所(市町村庁舎)配置の状況について

(1) 事務所配置の状況

面積が 300k m²未満では分庁方式が多く、それ以上は総合支所方式が多い。合併前の市町村数が 2 つであれば本庁方式が 5 割以上、3 つ以上であれば分庁方式および総合支所方式の割合が高い。

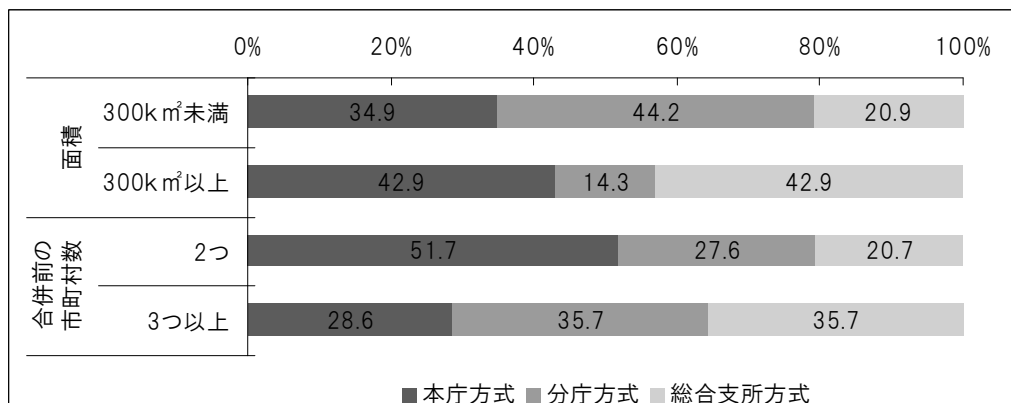
- ・ 「分庁方式」や「総合支所方式」は、合併の経過措置ととらえられているが、これらを採用した自治体が多いのは、激変緩和の回避や庁舎規模の不足が原因と考えられる。
- ・ 平成の市町村合併では、庁舎配置が合併の成否を左右する重要な協議要件であった。短期間での検討により合併協議を進めるためには、分庁方式や総合支所方式を採用し、庁舎配置問題を先送りした自治体が多かったと思われる。

新事務所の配置方式



(回答数 71)

市町村面積および合併前の市町村数のクロス集計による事務所配置方式



(回答数：面積 300k m²未満 43、300k m²以上 28、合併前の市町村数 2 つ 29、3 つ以上 42)

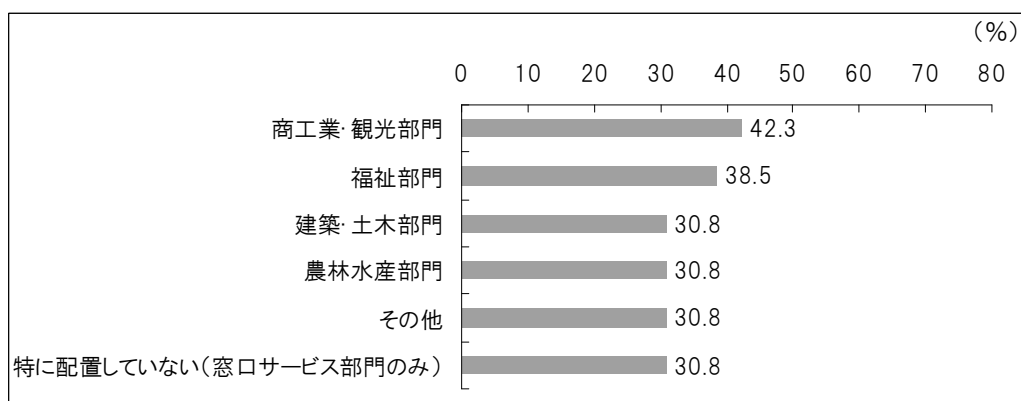
(2) 事務所方式による機能分散の状況

本庁方式を採用した自治体の2/3が支所・出張所に商工業・観光部門、福祉部門など、窓口サービス部門以外の機能を配置しており、本来の本庁方式とは異なる状況の自治体が多い。
分庁方式を採用した自治体では、約7割が各部・課単位で各庁舎を機能分散している。

①本庁方式

- 支所・出張所に窓口サービス部門以外の機能を「特に配置していない」のは、30.8%（8団体）のみであり、約7割が何らかの機能を配置している。
- 主たる事務所に行政機構・組織を集約し、支所・出張所には窓口サービス部門のみとすることが、本来の本庁方式の考え方である。しかし、周辺部となる旧市町村の激変に配慮して、一部機能については、総合支所方式のように各地に配置している自治体が多いことが推察される。また、都市と農山漁村地域が合併した場合には、林業や観光など管理運営の効率性から最も必要性の高い支所等に設置しているケースもあると考えられる。

支所・出張所における窓口サービス部門以外の機能の配置状況

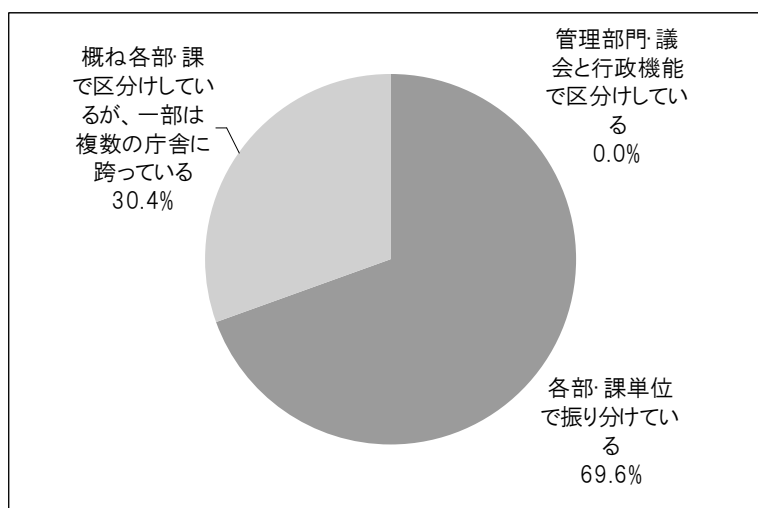


(回答数 26)

②分庁方式

- 分庁方式を採用している21自治体のうち、2/3を占める16団体では部課単位で庁舎を振り分けており、残りの7団体では一部の部門が複数庁舎に跨っている。

各庁舎の機能



(回答数 23)

(3) 事務所方式を採用したことによる課題

本庁方式を採用した自治体は機能集約による影響、分庁方式と総合支所方式では機能分散による影響が課題となっている。

◇本庁方式

本庁舎に勤務する職員数が増加したことにより庁舎スペースの不足を起因とした課題が顕著となり、業務に支障が出るほどに至っている。また、周辺住民から遠く、駐車場も不足するなど住民の利便性低下の問題も見過ごせない。

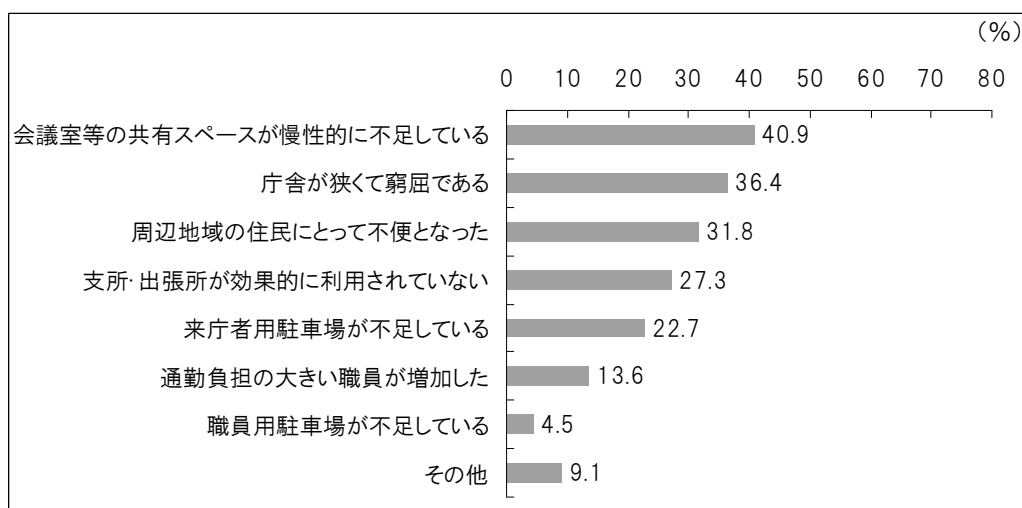
◇分庁方式および総合支所方式

職員の移動負担やコミュニケーション不足など業務非効率性が顕著となり、合併効果が発揮されにくいことが大きな課題となっている。

①本庁方式

- ・ 会議室等の共有スペースの慢性的不足や庁舎が狭くて窮屈など、複数の自治体職員が主に 1 か所の庁舎に入居したことによるスペース不足を挙げる自治体が多い。支所にも本庁部局を設置する理由のひとつとして、本庁社のスペース不足も考えられる。
- ・ また、周辺地域の住民に不便や来庁者用駐車場の不足など、住民の利便性低下も生じている。

本庁方式を採用したことによる課題



(回答数 22)

本庁方式による課題の具体的内容

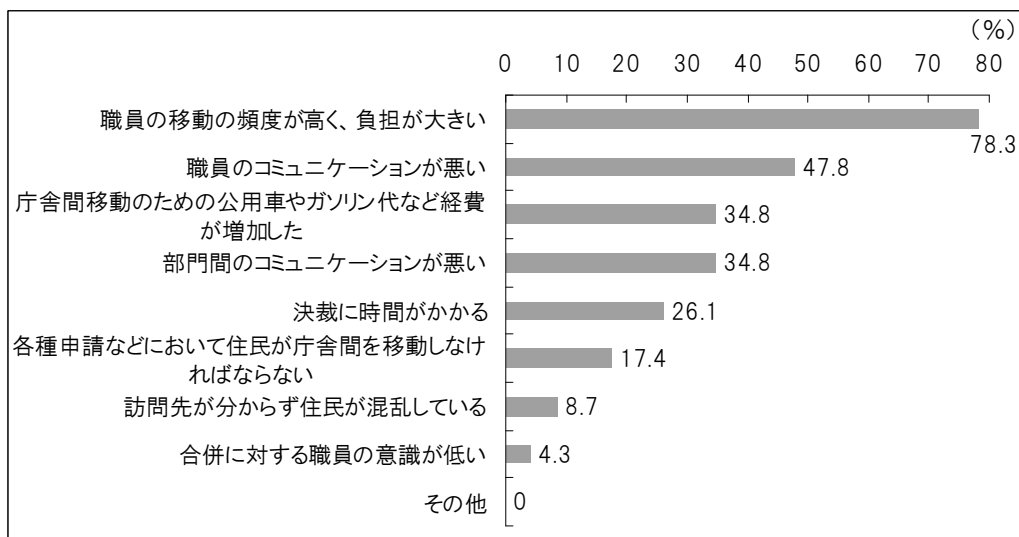
- ・ 本庁スペースが足りないため、支所にも本庁部局を置いており不便。(静岡)
- ・ 庁舎のスペース不足、老朽化も進行。(石川)
- ・ 空き庁舎の利活用問題。(福井)
- ・ 周辺町村の役場が支所となったことで、物理的な距離よりも心理的な距離が広がった。(静岡)
- ・ 市民も職員も支所の存在意義が十分理解できていない。(滋賀)

() は回答した市町村の所在県

②分庁方式

- ・ 全体の8割近い自治体が、「職員の移動の頻度が高く、負担が大きい」を挙げており、業務の非効率性が最大の課題となっている。議会の開催ごとに大勢の職員が移動している実態なども挙げられている。
- ・ 職員の移動が増加した結果、「庁舎間移動のための公用車やガソリン代などの経費が増加した」となり、財政面でも影響が出ている。郵便物や決裁書類の配付などに公用車を使用するなど、新たな業務も発生した自治体も見られる。
- ・ また、「職員のコミュニケーションが悪い」や「部門間のコミュニケーションが悪い」などの課題も生じており、職員の一体感が醸成されず、合併による効果が発揮されにくい状況にあることがうかがえる。

分庁方式を採用したことによる課題



(回答数 23)

分庁方式を採用したことによる課題

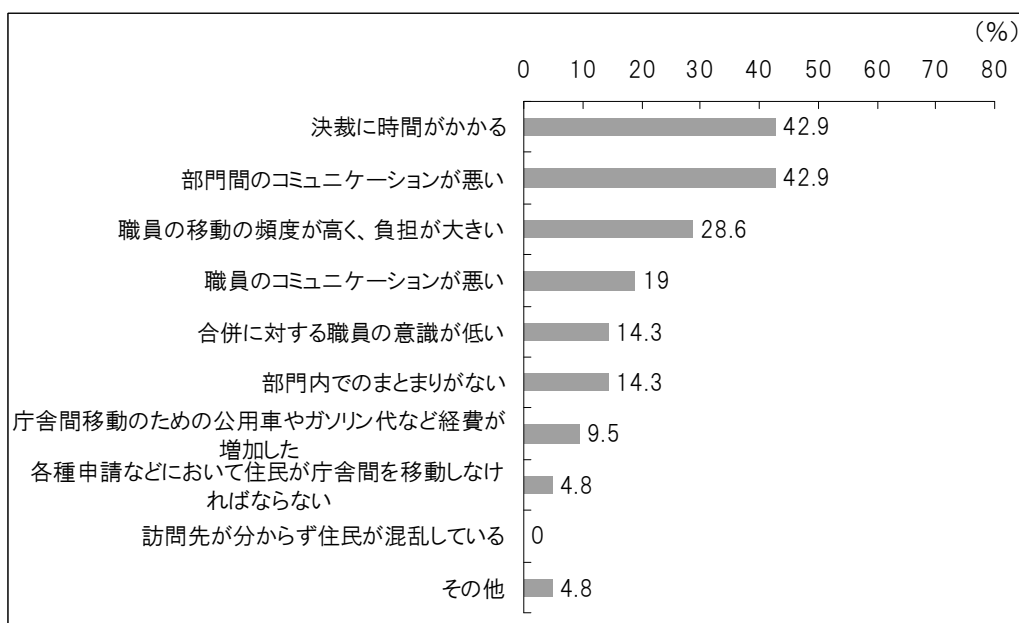
- ・ 庁舎間移動のため経費と時間が増加した。(石川)
- ・ 議会等の開催日の大勢の職員の移動や待ち時間の負担。(静岡)
- ・ 移動時間は往復で30分強であるが、年間のロス費用は大きい。(岐阜)
- ・ 郵便物の配付や決裁書類の配付などに公用車を使用。(石川)
- ・ 意思の決定、統一が思いのほか難しい。(岐阜)
- ・ 職員の意思疎通に障害がある。(石川)
- ・ 住民の用件が違う部局に渡る場合、対応に困る。(岐阜)
- ・ 車の運転ができない高齢者の移動が困難。(石川)
- ・ 住民への説明時に混乱を招く恐れがある。(愛知)

() は回答した市町村の所在県

③総合支所方式

- ・ 総合支所方式を採用した21自治体について、「決裁に時間がかかる」と「部門間のコミュニケーションが悪い」を4割以上(9団体)が挙げている。
- ・ 総合支所内で決裁業務が完了しないといった事業のスピードや意思決定の統一などが図られていないなどの意見もあるが、分庁方式に比べると全般的に課題として取り上げられる件数は少ない。

総合支所方式を採用したことによる課題



(回答数 21)

総合支所方式の課題の具体的内容

- ・ 本庁主管課との連携。(福井)
- ・ 総合支所内で決裁が完了する割合が低い。(課長専決とされているもの以外は本庁の決裁を要する)(愛知)
- ・ 決裁に時間がかかるため、事業決定が遅い。(長野)
- ・ 責任の所在の明確化。(長野)
- ・ 意思の統一や指揮命令が効率的に行われていない。(三重)
- ・ 簡素化、効率化の点では効果的とはいえない。(岐阜)
- ・ 住民が支所に行っても知らない人ばかりで話しづらいという意見を聞く。(石川)

() は回答した市町村の所在県

(4) 事務所機能に関する将来意向

◇本庁方式

本庁機能を強化したい自治体が約7割であり、庁舎スペース等問題はあるものの、望ましい姿と認識している団体が多いと思われる。

◇分庁方式

将来は本庁方式に移行することが望ましいとする自治体が7割以上であるが、本庁方式を採用することが困難であったために分庁方式を採用した団体も少なくないと推測される。

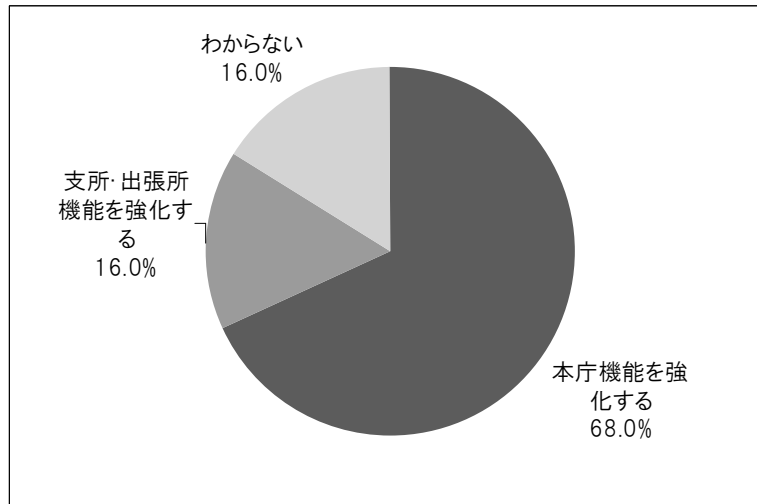
◇総合支所方式

本庁方式への移行よりも当面継続を志向する団体が多い。総合支所方式を採用する自治体は、分庁方式に比べて面積が広い傾向にあり、住民のアクセス利便性が低下するため、本庁方式を採用しにくいことが予想される。

①本庁方式

- ・ 全体の 7 割近い自治体が「本庁機能を強化する」を選択しており、現状分散している部門を本庁に集約することによって合併効果を高めたい意向がうかがえる。
- ・ 一方、「支所・出張所機能を強化する」を選択した自治体は 16.0%である。

望ましい事務所等機能のあり方(本庁方式)

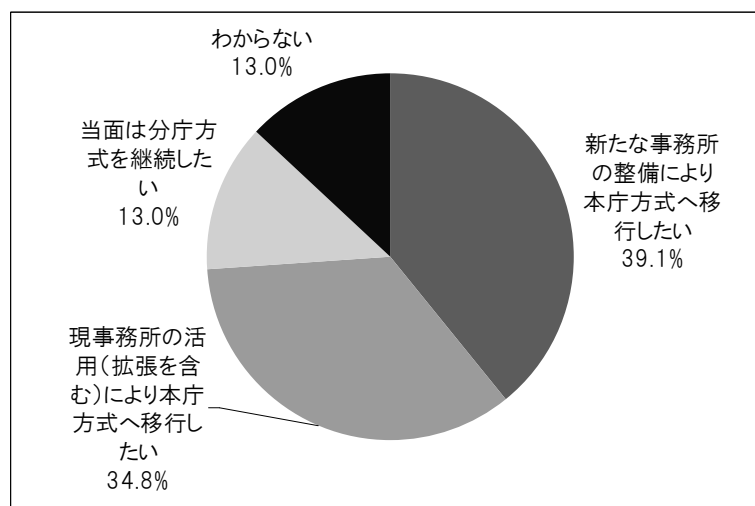


(回答数 25)

②分庁方式

- ・ 分庁方式の継続意向がある自治体は約 1 割 (3 団体) にとどまり、7 割以上 (17 団体) が本庁方式への意向を望ましいとしている。特に約 4 割 (9 団体) は新たな事務所の整備が望ましいとしており、事務所の規模や設置場所選定などの課題から現在の庁舎活用を難しいとする自治体の多いことがうかがえる。

望ましい事務所等機能のあり方(分庁方式)

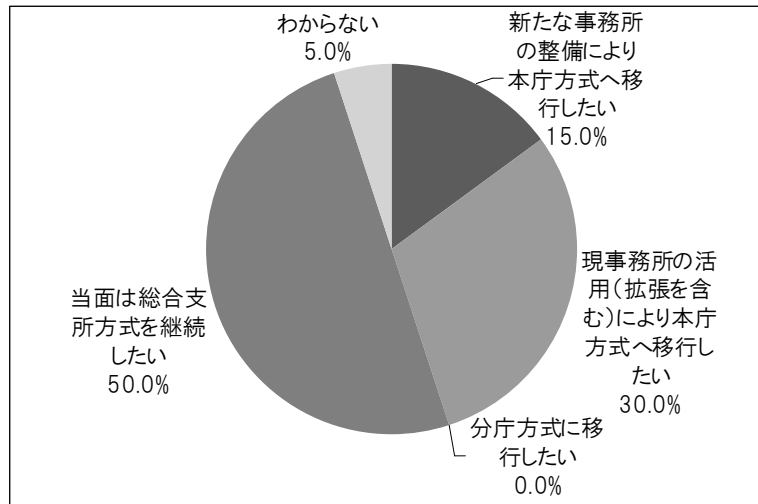


(回答数 23)

③総合支所方式

- ・ 総合支所方式は、一般的に合併直後の暫定的な措置として位置づけられているが、半数の自治体で「当面は継続したい」を選択しており、本庁方式へ移行したい自治体数を上回る。
- ・ 総合支所方式を採用する自治体は、分庁方式に比べて面積が広い傾向にあり、住民のアクセス利便性が低下するため、本庁方式を採用しにくいことが予想される。

望ましい事務所等機能のあり方(総合支所方式)



(回答数 20)

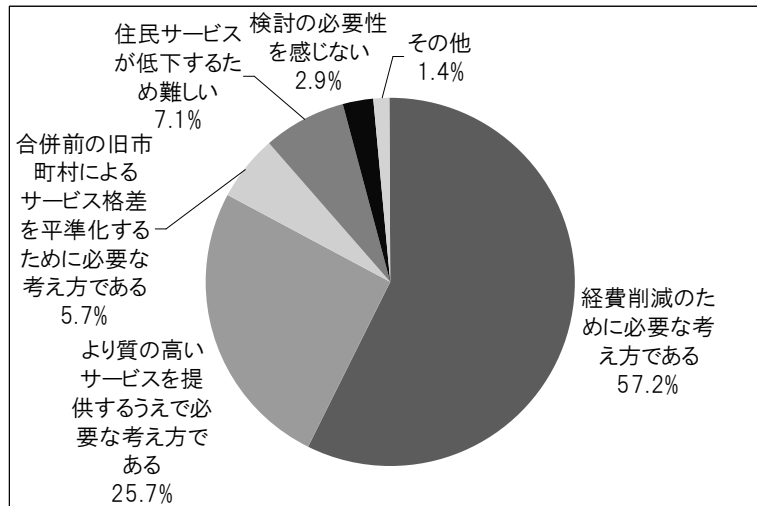
5 公共施設の適正配置について

(1)公共施設の適正配置に対する考え

合併効果を高めるためには公共施設の適正配置の推進が期待されるが、経費削減のために必要な考え方など、9割以上の自治体が必要性を認識している。

- ・ 「経費削減のために必要な考え方」が6割近くで最も多い。また、「住民サービスが低下するため難しい」も7.1%あり、余剰感のある施設等について見直しを図る視点から公共的施設の適正配置を必要とする自治体が多いと考えられる。
- ・ 一方、「より質の高いサービスを提供するうえで必要な考え方である(25.7%)」や「合併前の旧市町村によるサービス格差の平準化(5.7%)」を合わせると3割に達しており、サービス提供の均衡のために新規整備も含めた再構築の視点から適正配置を必要とする自治体も少なくない。
- ・ また、「検討の必要性を感じない」は2.9%にとどまり、公共的施設の適正配置については、何らかの理由で必要と考える自治体が圧倒的である。

公共的施設の適正配置に対する認識



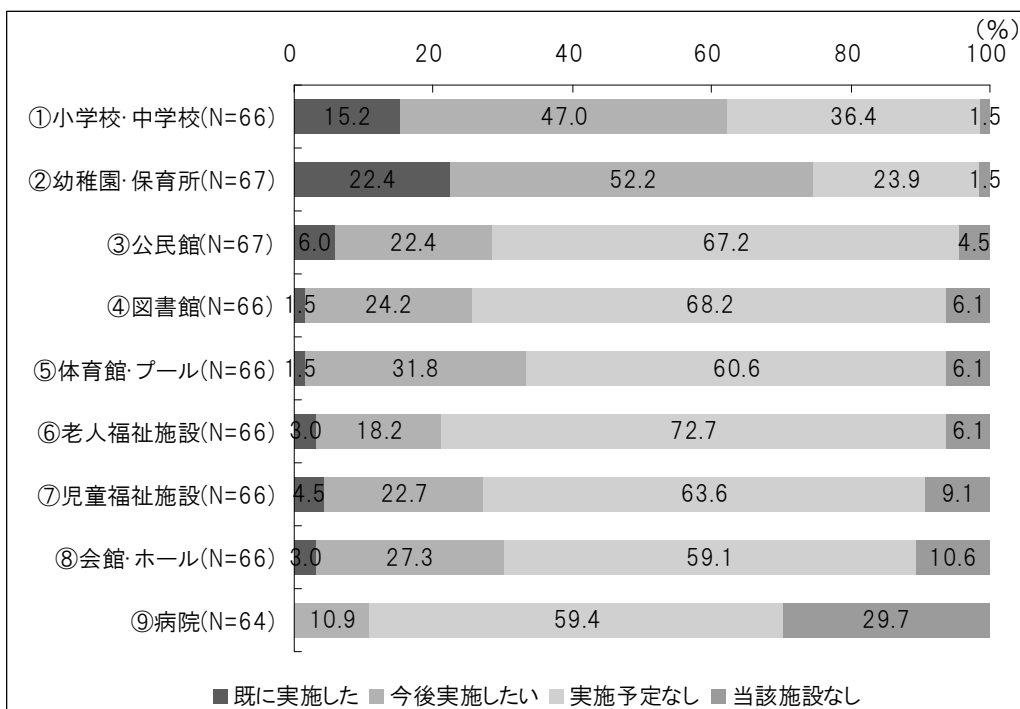
(回答数 70)

(2) 公共的施設の適正配置を実施したい施設

適正配置を実施したい施設は、主に幼稚園・保育園、小学校・中学校であるが、自治体の抱える状況により様々。

- ・ 適正配置の実施割合の高いものは、「幼稚園・保育園」が 22.4%、「小学校・中学校」が 15.2%である。約 5 割の自治体で今後適正配置を実施したい意向があり、必要性に対する認識は高いものの、実践できていない現状にある。
- ・ この他、適正配置を実施したい施設等は、「体育館・プール」が約 3 割、「会館・ホール」、「図書館」、「児童福祉施設」、「公民館」などであるが、自治体の抱える事情によって様々である。

適正配置を実施した・今後適正配置を検討したい公共的施設



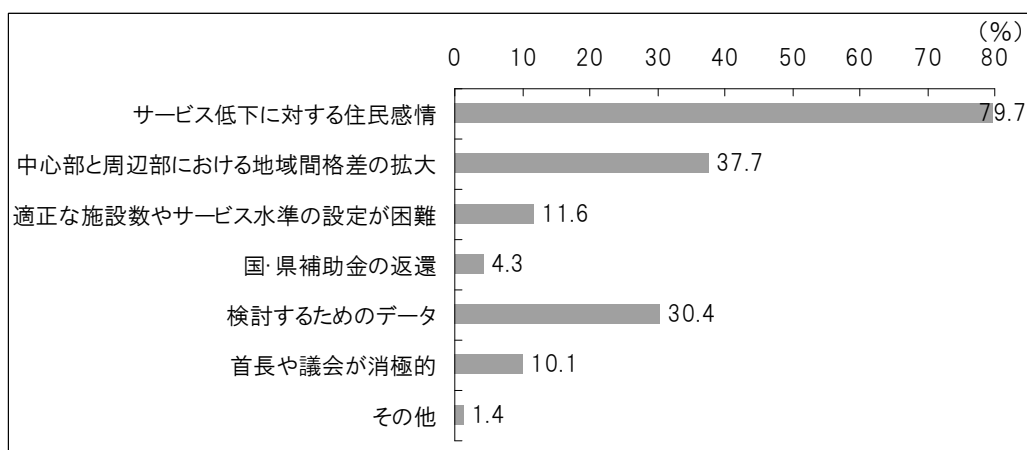
(回答数はグラフ中にNで表示)

(3) 公共的施設の適正配置の推進課題

サービス低下に関する住民感情が8割、中心部と周辺部の格差拡大への懸念も大きい。公共施設の適正配置は、高い合併効果を得るために必要な取組である一方、「中心部だけがよくなって、周辺部がさびれるのではないか」、「各地域の歴史、文化、伝統などが失われるのではないか」などの合併のデメリットを顕在化させかねないものであり、各自治体も手をつけにくい状況にあると予想される。

- ・ 「サービス低下に対する住民感情」が約8割を占める。公共的施設が旧市町村や学校区を連想させるコミュニティの象徴であり、なくなることにに対する抵抗感が極めて強いなど、最適化の視点から適正配置を検討することを住民が受け入れ難いという課題があると予想される。
- ・ また、「中心部と周辺部における地域間格差の拡大」が4割近くに達する。合併によって行政区域が広大となった自治体では、施設の統廃合によってサービスを受けられない住民が増加することが課題となり得る。
- ・ 「適正な施設数やサービス水準の設定が困難」も約3割あり、公共的施設の設置に対して、情報やノウハウが求められていると思われる。また、公共施設の統廃合計画を策定したものの、議会の抵抗が大きかった事例も示された。

公共的施設の適正配置の検討課題



(回答数 69)

公共的施設の適正配置を検討する際に想定される課題

- ・ 旧市町村や学校区の単位の意識が残っている。(石川)
- ・ あったものがなくなることへの抵抗感がある。(石川、静岡)
- ・ 適性配置に対して住民の理解が得られない。(福井)
- ・ サービス低下にならないための代替措置の構築。(愛知)
- ・ 市町村域が広大であるため、施設まで遠くなる、移動手段の確保が困難。(石川、岐阜、静岡)
- ・ 補助金返還は国の縦割行政の害そのもの。(岐阜)
- ・ 国・県補助金の返還対応に国が消極的である。(愛知)
- ・ 公共施設の統廃合計画を策定したが、議会の抵抗があった。(石川)
- ・ アセットマネジメントを検討中。(長野)
- ・ 体育協会等の事業継続が難しくなる。(長野)
- ・ 廃止後の利活用や取り壊し費用。(岐阜)
- ・ 旧市町村で設置した施設の老朽化に伴う更新。(静岡)

() は回答した市町村の所在県

VI 中部9県における平成の市町村合併の評価

1 平成の市町村合併後の中部の姿

○全国との比較でみた中部の合併状況

中部9県（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県）では、平成11年度から平成21年度末の間に、市町村数は611から310へとほぼ半減（▲49.3%）し、全国水準（▲46.5%）をやや上回る、堅調な進捗がみられる。9県中7県は全国水準を上回り、愛知県は、同じ大都市圏にある東京都、大阪府、神奈川県等に比して、高い進捗となっている（残る全国水準未達は、長野県）。

○市町村類型別にみた合併パターン

平成11年時点の市町村611のうち、合併を決めた市町村は421で68.9%を占める。市町村の地域類型別（平成11年時点の類型）の合併パターンをみた場合、「平地」、「中山間地」の7割強が合併した中で、「都市」で合併したのは約6割弱となっている。全国の動向と比較すると各類型とも総じて高い割合となっているが、特に「都市」においては、合併した割合が顕著に高くなっている。

○合併市町村と非合併市町村の差異

中部9県内市町村の平均面積は、96k㎡から192k㎡に拡大、特に合併市町村では平均344k㎡となり、日常生活圏の広域化へ一定の対応が果たされた。また、人口規模は全市町村平均で35千人から70千人へと増加、合併市町村では合併前の平均29千人から103千人へと増加し、地域の平均像として、数値の上では標準団体並みの水準となっている。

○行政体制面の変化

人口1万人未満の小規模な町村は、260から66へと約4分の1に減少、全市町村に占める割合も42.6%から21.3%にまで低減した。10万人以上の都市は44から51へと増加し、合併に伴って特例市については「津市（三重県）」が、中核市は、「一宮市（愛知県）」「大津市（滋賀県）」「四日市市（三重県）」の3市が人口要件をクリアした（現時点では未施行のものを含む）。また、当地域では「静岡市（静岡県）」「浜松市（同）」の2つの新たな政令指定都市が誕生するなど、行政体制の整備・充実に向けた下地は固まりを見せている。

2 市町村合併の評価に対する取り組み

(1) 国の視点からみた評価

平成の市町村合併の推進役であった国は、地方行政に対して、地方分権の推進と財政の健全化という2つの政策課題を抱えている。そのため、市町村合併は、基礎自治体である市町村の行財政基盤の強化を最大のねらいとしており、それらの政策課題に対してマクロ的に効果が生じているかが最大の関心事であると言える。

地方制度調査会では、地方分権の受け皿としての行財政基盤の強化や効率的な行財政運営の推進状況を評価対象として市町村合併の効果を分析、また、市町村の合併に関する研究会では、人口や財政などの規模拡大がもたらす住民サービスの向上と効率化を中心に分析している。そして、合併効果を評価するには時期尚早とするものの、専門的組織の設置や財政力指数の改善など行財政基盤の改善を背景として、平成の市町村合併を概ね成果が表れたと評価している。

一方で、周辺部の利便性や活力の低下、自治体としての一体感の醸成など合併後に新たに生じた課題、住民負担の適正化や公共施設の再編など合併前からの積み残し課題といった点を今後取り組むべき事項として認識しているが、具体的な対応については個別市町村の対応に委ねている。

(2) 中部9県の視点からみた評価

平成の市町村合併における都道府県の役割は、国の方針のもとに市町村合併を誘導することであったと言える。中部9県では、県内合併市町村における合併後の状況把握を静岡県、三重県、滋賀県の3県で実施しているものの、その目的は、合併による効果や課題解決事例を集約し、未合併市町村の検討材料として情報提供するという側面が強い。

したがって、各県における市町村合併の評価は、「住民の利便性向上」、「住民サービスの向上・高度化」、「広域的視点に立ったまちづくり」、「行財政の効率化」という国が提示していた市町村合併のメリットに基づき分析している。しかし、県は、市町村合併を主導的に推進する立場でなかったことから、合併効果の検証や新たに生じた政策課題の分析などを行う立場という認識は高くなく、取り組みを行っているところは少ない。

(3) 市町村の視点からみた評価

住民アンケートや集会などを通じて、合併後の住民の意識を把握している市町村はあるものの、市町村合併による効果や課題を総括・公表している事例は少ない。これは、合併後のまちづくりのあり方を示した新市建設計画の計画期間が10年間であり、まだ効果が現れるほどの期間が経過していないことを理由としている市町村が多いと考えられる。

3 市町村合併の効果と課題

市町村合併の効果と課題は、以下のように整理される。

(1)市町村合併による効果

合併市町村が考える合併の最大の効果は、行政経費の削減・効率化である。特別職や議員数の失職、管理部門の集約による人件費の削減効果は、全ての合併市町村に共通した効果である。また、小規模な自治体などによる公共施設の選択肢拡大や大規模事業の実施といったスケールメリットに関する効果、生活圏に即した市町村誕生や広域的視点に立った施策の実施といった生活圏域や経済圏域と行政サービスの整合性確保による効果などが挙げられているなど、一定の評価が表れているといえる。

(2)市町村合併後に生じた課題

①周辺部の生活利便性や活力の低下

市町村合併により周辺部となった旧市町村では、旧事務所の支所への格下げに伴い職員数が削減されるとともに、事業投資が減少されたことなどにより、地域活力の低下が謳われている。また、小規模市町村が実施していた特徴的な行政サービスが統合・廃止され、地域のアイデンティティが失われる懸念が生じている。

そのため、活力あるコミュニティを維持・発展させていくことが必要とされており、地域の個性を活かしたまちづくりを住民との協働により実現したい意向の強い市町村が多くみられる。

②庁舎面積の不足や庁舎分散がもたらす非効率

庁舎スペースの不足や機能分散が、業務効率や行政サービスの低下の大きな要因となっている。本庁方式を採用した市町村の多くは、執務室や会議室など慢性的なスペース不足が生じる他、住民向け駐車場の不足など利便性低下を招いている。また、分庁方式や総合支所方式を採用した市町村では、庁舎間移動による業務非効率や職員のコミュニケーション不足を招くとともに、組織一体化が進まない要因のひとつとなっている。

③自治体の規模に見合ったサービス水準の検証

市町村合併の効果として、住民の公共施設の選択肢拡大が上位に取り上げられたものの、老朽化に伴う維持管理費の増大が懸念されており、公共施設の適正配置を志向する市町村は7割を占める。合併効果を高めるには、小規模市町村までフルセットで整備された公共施設について、財政とのバランスを取りながら、過剰なサービスが提供されていないか、全市で均衡あるサービスを受けられるか等を検証し、身の丈にあったサービスを提供することが必要である。

また、合併協定項目に係る制度については合併後数年間で概ね統一されたものの、自治会をはじめとする各種団体の活動や補助金、バスをはじめとする福祉関連事業の行政サービス見直しが進んでいない。これらは、周辺部の小規模市町村の重要施策として大規模な予算を投じてきたものが多く、事業廃止や負担増大など受益者の大幅なサービス低下に繋がる可能性が高いことから、住民感情に配慮して取り組めない実状がある。

④地方分権の受け皿としての行政基盤の強化

市町村合併により職員数が増加、小規模市町村にとっては専門的職員の確保などの効果が創出されたが、組織・機構の再編や職員定数の適正化等を通じて、地方分権の受け皿となるべく更なる行政基盤の強化を重視している市町村も多い。

また、市町村合併により行政サービスの高度化・専門化を期待した住民も少なくない。当該市町村における住民ニーズを的確に把握し、優先度・重要度の高いサービスを提供することが必要とされる。

(3) 今後、想定されるまちづくり課題

①産業振興による安定財源の確保

合併効果を活かし、自立した自治体として発展するために重要と考えることとして、企業誘致などによる安定した歳入の確保が全体の3分の2を占める。今後、歳出増加の予想される中で、安定財源の確保を重要なテーマととらえている。

市町村合併により、人口や経済規模の拡大、地域資源の増加、さらには情報発信力の向上など、産業活性化に繋がるインパクトが高まった。こうしたインパクトを最大限に活用し、新たな産業やビジネス機会の創出に取り組むことが重要であり、特に、地域資源を活かした産業育成や観光活性化などが期待される。

②産業経済分野の公共的団体との効果的な連携

商工会議所・商工会や農協、医師会などの産業経済分野の公共的団体は、行政とともに、地域の産業振興の推進役として大きな役割を果たしている。そのため、市町村合併後も、双方の密接な連携のもと、行政の対等なパートナーとして役割を担っていくことが期待される。

(参考)有識者の視点からみた評価

市町村合併に対して見識の深い2名の有識者にインタビューを行った。ここでは、インタビューのポイントを整理して紹介する。

名城大学教授 昇秀樹氏

○合併のねらい～自治体行政に持続性をもたせるために合併する～

財務省では、財政状況が大変厳しく、国から自治体への地方交付税等の配分を減らしたい思いがあった。市町村数が約1,800になったことで、毎年の地方交付税は約2～3兆円の削減効果があり、消費税率にして1%分に該当する。目標の市町村数が1,000であったことを考えると、及第点と言ったところだろう。

総務省は、国から県、そして市町村に権限移譲できる体制づくりを狙いとした。人口1万人未満の町村は残っているが、かなり減った。一方、市、特に特例市や中核市、政令指定都市が増えて、制度上、権限が降りたという点では前進があったと言える。ネックは小規模町村の問題。地方行政は護送船団方式であり、小規模町村で対応できないということになると、地方分権が進展しない。

市町村の視点から見ると、日本の危機を顕在化させないために市町村合併をするのである。これから65歳以上の絶対数の急増により介護負担や高齢者医療費が増える一方で、税金を払う生産年齢人口が急減するため、地方財政が破綻する懸念がある。

合併した市町村では、地方財政のサステナビリティの可能性が出てきた。地方財政の破綻を回避するには、消費税率を大幅な引き上げが必要であり、住民への理解を得るには公務員の分限免職が免れない。合併市町村では、団塊世代の退職時に補充を行わず、職員を大量に減らしているため、将来処分する人数は少なくて済む。未合併市町村が、今後、合併しても、このような職員数削減は期待できない。

○合併による効果～平成デモクラシー～

日本の行政システムは、仏独のような王権主義であったが、英米的なデュープロセスに転換した。平成の大合併では、非常に沢山の住民参画を行っている。行政だけでなく住民がまちの将来を考え、市町村域を決めるなど、プロセスを経てものごとを決める住民参画のノウハウが開発された。実現しなかったところを含めて合併を検討した市町村では、行政のレベルが一段階上がっただろう。

○合併効果創出に必要なこと～合併の記録を残す、新たな枠組みでまちづくりを進める～

昭和の大合併の資料は残っていない。行政水準を高めるには、平成の大合併でどのような議論がなされ、どのような結果が生じたかを行政資料として残すべきである。本来は、国や県、市町村のそれぞれが評価を行うべきである。

恵那市では、市町村合併を観光振興に上手く活用している。城下町の残る旧岩村町、中山道の宿場町があった旧恵那市、大正村のある旧明智村というように、中世・近世・近代の時間軸を用いて観光地としての幅を持たせることができる。新しいエリアで新しい生き方を考えることが大切である。

産業経済に視点を当てることも大切だ。規模が大きくなれば、産業や雇用について、基礎自治体として正面から取り組むことも可能であろう。郊外部の農作物による地域内循環、コミュニティビジネスなど、地域の広がりが増えたことにより、きめ細かい施策推進が可能になる。

○合併のねらい～合併の本旨は財政健全化ではない～

現実には、多くの市町村では財源問題が合併の検討・判断の最重要ファクターであったと思われる。しかし、合併すれば財政が健全化するというような効果はあるものの、どのような状態でも必ず健全化するとまではいえない。

市町村合併は、行政体制の整備、つまり事務配分と組織体制のアンバランス解消を目指すものであった。合併によって、より適切な事務執行が可能となり、企画政策の立案や運営能力が高まることで、広く住民生活に貢献することが、合併の本来的な効果と言える。

例えば、小規模団体では、人口 20 万人都市のひとつの課が対応する業務を、ひとりの職員が担っているという実態がある。業務量は別としても、同じ種類の仕事を本当にこなしている。小規模団体を支えていたのは、熱意を持って勉強し、なんでもこなすいわば鉄人的な人材であったりする。仕事の仕方として、そのように属人的な部分が多い。「イチローがいくら守備の名手でも、外野にイチロー一人しか守っていなかったら、ヒットが出やすいだろう」と宮崎県の職員が説明するのを聞いたことがあるが、市町村合併により事務権限を担える行政体制を整備する必要性は高い。

○合併による効果～組織の潜在能力を高めるもので今後の取り組み次第～

組織の視点で考えると、良い自治体とは、「①意思決定がきちんとできて、政策の優先順位がきちんとできる」、「②職員の組織風土が良く、チームとしてまとまりがあって、モチベーションを高く持っている」の 2 点に集約される。

市町村合併は、組織の潜在力を高めるものである。それにふさわしい意思決定、組織づくりをしないと、良い結果は得られない。単に良くなるための条件を整えたものであり、あとは自治体経営の問題となる。そういう意味で、単純に合併を評価することは難しく、その後の取り組み如何である。

○合併効果創出に必要なこと～地方自治の推進、庁舎の取り扱い～

・地域自治組織

地方自治は、団体自治と住民自治から成り立ち、合併は団体自治の話である。住民自治も何かをすべきなのは、然りである。

住民自治が上手く進むのは、合併以前に動きがあったところ。以前から課題認識があり、特に住民の意識が高いところが、合併を機に頑張っている。日頃からまちづくりの問題意識を持った人材が時代の変化で頭角を現す。逆に、とってつけたところ、根っこのないものは根付かない。

・庁舎の取り扱い

本庁舎と支所の役割分担のあり方は大事なテーマである。合併を機に都市計画・土地利用をきちんと見直し、都市機能を考えた上で然る場所に庁舎を建てる事を本当はやった方が良いケースもあろう。しかし、合併したから大きな庁舎を作るとするのは、今の経済情勢、時代、風潮には合わない。

支所のあるべき姿は、ワンストップ機能である。いかに充実した窓口機能を持てるかであって、機能を分散する分庁舎方式というはありえない。本庁舎 1 か所では全機能が入れないから、分庁舎方式を採ったのであって、地域のために支所を残す方が良いというのは、若干ノスタルジックに過ぎる。むしろ窓口行政のプロを育てて、住民に不都合を感じさせないことが地域を守ることにつながる。

4 合併効果を高めるために必要な取り組み

平成の市町村合併では、合併を契機として即効性のある効果は既に現れていると評価している一方、合併後に新たに課題が生じており、長期的にみた合併の成否を判断するうえで、その課題の解消が重要になると考えられる。

また、合併市町村では、今後10年間に直面する課題として、安定財源の確保を重要なテーマととらえている。そのため、市町村合併のインパクトを産業経済分野に波及させることへの期待も大きいと考えられる。

そのため、合併市町村には、以下のような対応が必要と考えられる。

(1) 合併後に生じた課題の解消

① 周辺部の生活利便性や活力の維持・向上

合併により設置された「地域自治区の効果的な活用」、により地域特性を活かしたまちづくりを推進することが期待される。恵那市では地方自治法に基づく地域自治区を活用し、自治会を中心とした地域協議会が地域のまちづくり活動の中心的な役割を果たしている。また、飯田市では合併特例法に基づく地域自治組織を設置し、自主裁量により地域活動を行っている。

一方、旧市町村で自治会の活動水準が異なるため、「新たなコミュニティ組織の形成」により、地域自治に取り組む市町村もみられる。長野市では全世帯加入となっていない従来の自治会に変わる新たな組織を設置し、都市内分権を推進している。松阪市でも世帯加入となっている自治会の考え方を改め、住民を構成単位とする組織による地域マネジメント事業に着手した。越前市では、小学校区の地区を活動単位とする自治振興会への権限移譲を行っている。自治会組織をはじめとする既存のまちづくり団体の位置づけ方がポイントとなっている。

なお、未合併市町村でも、このような取り組みを推進するところが少なくない。これは、合併を選択しなかったことにより厳しい財政運営が予想される中で、補完性の原則に基づくまちづくりに迫られたことが理由と想定される。

② 庁舎問題の解消による非効率の解消と合併効果の創出

庁舎問題を原因とした非効率の解消には、「新庁舎の整備」や「庁舎機能の見直し」が唯一の解決策であり、必要性を感じている市町村も多い。しかし、現在の経済情勢やそれに伴う財源不足の中で、庁舎整備はもとより、議論にさえ移れない市町村も少なくない。

一宮市では庁舎の耐震化を理由として、また、安曇野市では8庁舎に分散し極めて非効率であることを理由として、新庁舎の整備検討に取り組んでいる。新庁舎の整備には、財政的な負担をいかに軽減するかが重要であり、合併特例債の活用をするための迅速な合意形成がポイントとなっている。

③ 自治体の規模に見合った行政サービスの提供

真の合併効果を発揮するには、「公共施設の適正配置・サービス適正化」により、財政とのバランスを確保しつつ、全市的な視点から地域格差のない均衡の取れた行政サービスを提供することが望まれる。

公共施設の適正配置については、主に小学校・中学校や幼稚園・保育所などを対象と考える市町村が多い。しかし、特に周辺部地域が統廃合の対象になり得るため、地域活力の更なる低下を招くとして、住民感情から手をつけにくくなることが予想される。岡崎市では編入地域における小

学校の適正配置を教育的見地から検討しており、白山市では民営化を視野に入れた保育所の統廃合が進められている。また、浜松市では、組織再編や事務事業評価につづく行政経営改革の一環としてファシリティマネジメントにより土地・建物など全ての保有財産の最適化を推進している。

サービス適正化については、豊田市が公共交通の適正化に取り組んでいる。都市部から中山間地域まで多様に富んだ都市において、鉄道・機関バス・地域バス等ならなる公共交通ネットワークを構築している。

④地方分権の受け皿としての行政基盤の強化

新政権が誕生し、事業仕分けが注目されたが、市町村行政においても、合併の本来的な効果を発揮させるためには、事務事業仕分け、行財政改革による行財政運営の効率化やその裏打ちとなる総合計画による進行管理と評価など「ガバナンスを重視した自治体組織の運営」が求められる。多治見市は、現代の自治体における経営システムを忠実に実現している自治体のひとつである。

また、「サービスの高度化・専門化」による行政基盤の強化も期待される。亀山市では、ニーズの高まりに対応して、子ども総合支援室を設置、専門的人材を配置して福祉と教育の連携による高水準のサービスを提供している。

(2)産業経済分野への効果創出

①合併インパクトを活かした産業振興

市町村合併のインパクトを活かした産業振興として、特に「地域資源を活かした産業育成」や「広域観光の推進」への期待が大きい。

地域資源を活かした産業育成では、合併により全国有数のお茶の産地となった島田市のお茶が んばる課の設置、新市名称の高い知名度を活かした伊豆市の観光振興やブランド構築の取り組み、旧市町のそれぞれの特産品を合わせて新たな商品として売り出した多治見市の美濃陶酔ブランドの構築などが挙げられる。

広域観光の推進では、旧市町村の観光資源を効果的に活用し新たな観光イメージを創り出した高山市の取り組み、観光協会を統合して広域イベント創出と情報発信に取り組む志摩市の取り組みなどがある。

②経済団体との効果的連携

農協では、平成の市町村合併以前に広域合併が進められ、現在の市町村規模あるいは旧来の広域行政圏レベルの組織となった。また、医師会についても、市町村単位で統合されたケースが多い。

商工会議所・商工会は、一自治体一団体の原則がある。さいたま、静岡、長野の3つの商工会議所では、平成の市町村合併後に組織統合し、行政との効果的な連携を図っている。

次章では、具体的な取り組み事例について紹介している。関係者が市町村合併の効果創出に向けた取り組みに活用いただければ幸いである。

Ⅶ 合併後の課題解消に向けた取り組み事例

1 地域自治区の活用

【事例1】地方自治法に基づく地域自治区の活用（恵那市）

市町村名	岐阜県恵那市
人口	55,230 人（平成 21 年 3 月 31 日住民基本台帳人口）
面積	504.19 k m ² （平成 20 年 10 月 1 日全国都道府県市区町村別面積調）
合併時期	平成 16 年 10 月 25 日
関係市町村数	1 市 4 町 1 村
旧市町村名	恵那市、岩村町、山岡町、明智町、串原村、上矢作町
合併方式	新設
聞き取り先	恵那市企画部まちづくり推進課

(1) 地域自治区設置の経緯

- ・ 恵那市では、合併を契機に、市町村合併前の旧 6 町村の区域ごとに地方自治法の一般制度による地域自治区を設置した。旧恵那市である恵那地域自治区は、約 50 年前の昭和の大合併における旧 8 町に支部を設置していたが、規模が大きく十分に機能しないため、その後、全てを地域自治区に格上げして 13 地域自治区としている。
- ・ 地域自治区は、従来のまちづくりの成果と特色を活かしながら一体感あるまちを創造する目的で設置され、地域の声を中央に反映させる機能としての地域協議会を発足している。

(2) 地域自治区の役割と活動

- ・ 恵那市地域自治区条例において、地域協議会の役割は、地域自治区の区域に係る新市まちづくり計画（新市建設計画）の変更・執行や総合計画等の諮問に対する審議の他、「必要と認める事項について審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる」とされており、主に市民の主体的な取り組みにより地域のまちづくり活動を実施する機能を有している。
- ・ 活動財源として、旧市町村の基金等を原資とした 5 億円の予算を確保しており、5 年間の時限によりソフト事業に充てることができる。均等割 3,000 万円と人口割で配分しており、人口最大（1.2 万人）の大井地域自治区で 5,600 万円となる。旧市町村が従来から実施していた事業の継続ではなく、新規事業を原則としているため、実際には、抽象的な組織が予算消化できるだけの新規事業を企画するのは難しく、補完性の原則に対する市民理解の期間として 10 年間に延長している。
- ・ 地域協議会の構成員は、条例により 30 人を上限としており、主に自治会の代表など公共的団体のメンバーが入る。旧町村では元議会議員が入ることもある。団体の代表が入る場合、2 年の任期ごとに交代するケースがあり、継続的な協議ができないなどの課題がある。自治会活動の夜間化や高齢化などの問題も生じている。
- ・ 地域協議会の会長は、委員の互選で選出されている。支所にあたる振興事務所が地域自治区

の事務所とされ、振興事務所長（部長もしくは課長職）が事務所の長として就き、振興事務所が地域協議会を支援している（旧恵那市の中心部である大井地域自治区と長島地域自治区は、本庁のまちづくり推進課長が担当）。振興事務所の職員数は、旧恵那市に設置された地域自治区で2名、他は10人程度である（旧恵那市内の地域自治区では、旧市町村の自治区と比べて、市の取組が手薄いという認識を持つ要因となっている）。

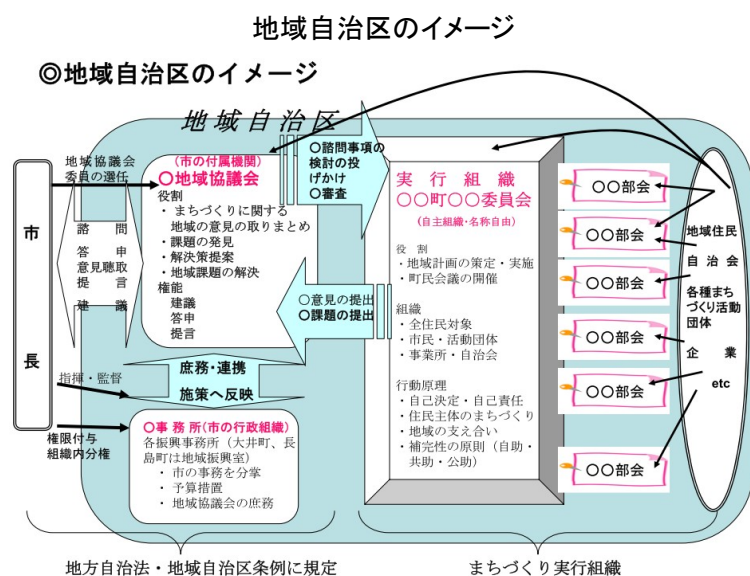
- ・ 地域協議会により協議された活動は、実行組織を組成して実施される。当初は、イベント開催が中心であるが、最近ではコミュニティバス運行や防犯・防災対策など地域課題への対応、農産物の販売促進や世代間交流など地域資源の活用など、広がりを見せはじめている。

(3) 成果と課題

- ・ 地域協議会の設置による効果として、地域協議会が主催し、毎年、各地域自治区で市長との懇談会を実施し情報共有を図っているが、設置当初は、要望型の意見・提案が多くあったが、最近では、まず地域から取り組み、その上で行政との協働を図っていこうという内容に変化してきている。
- ・ 各自治体で進めている地域自治の取組では、地縁組織がおろそかになりがちであるが、恵那市では、自治会機能を生かすようにしている。そのため、自治会が実行組織の中心となることもあるなど、従来に比べて地縁組織の負担が増加した。特に、いろいろな立場で会議に入るため、立場に応じた発言（地域の話をする場でも自治会連合会の意見が出るなど）の使い分けが難しく、振興事務所で上手くリードする力量も要求される。

実行組織には、防犯・防災活動などで目的型組織が地域自治区に入り、実行委員会を立ち上げた事例もある。しかし、高齢者が多い地縁組織と若い人が多い NPO とは考え方のギャップが大きいため、相互理解と役割分担が地域協議会に求められている。

- ・ 地域協議会の構成員に対するアンケート調査では、地域協議会や実行組織が一定の役割を果たしているという認識があるものの、組織がまだ理解されていないと感じている。また、地域自治区制度の必要性に対する認識は深く、一定の効果が確認されている。
- ・ 地域自治が進みつつあるものの、5億円の予算を使い終えた後の活動資金の確保が課題である。それにはこの仕組みがどれだけ地域に根付くかにかかっている。行政の業務を引き継げるような住民組織体制が構築し、財政のスリム化を図ることを期待している。コミュニティバス事業でも、地域の枝葉の部分は地域自治区が担い、幹線を市が担うような連携が望ましいが、祭り・イベントなどはともかく、公共サービスの担い手となるには、地道に活動をすすめることが必要と考えている。



資料：恵那市ホームページ

【事例2】合併特例法に基づく地域自治組織の設置（飯田市）

市町村名	長野県飯田市
人口	106,024人（平成21年3月31日住民基本台帳人口）
面積	658.76k㎡（平成20年10月1日全国都道府県市区町村別面積調）
合併時期	平成17年10月1日
関係市町村数	1市1町1村
旧市町村名	飯田市、上村、南信濃村
合併方式	飯田市への編入
聞き取り先	企画部企画課

（1）合併及び地域自治組織設置の経緯

- ・ 飯田市及び下伊那郡からなる飯伊地域18市町村（平成14年時点）は、地域的な結びつきが強く、飯田市も昭和初期から合併を行ってきた。平成の大合併が本格化する以前の昭和59年と平成5年にも、飛び地の解消、10万人都市を目指した前向きな合併が行われた。平成5年時点では市町村合併はまれであったため、多くの視察を受けた。
- ・ 南信州広域連合（飯田市と下伊那郡の町村）では、介護、ごみ処理、消防業務等が広域業務として行われ、また、首長は定期的に会合を持つ間柄であった。会合では広域的な課題が話し合われ、平成14年には、一郡一市（飯田市と下伊那）の将来の自治体像も話し合われた。
- ・ 当時の市長は、「地域自治政府」という地域内分権をベースとする一郡一市の自治体運営を模索し、近隣市町村へ呼びかけを図った。南信地域には、人口が6～700人台で高齢化率が50%の村もあり、生き残りのため新たな仕組みの必要性を感じるころもあった一方、全国的にも話題となったように自立を志向する村もあった。その中で、2村及び喬木村が合併に対する意向を示し、4市村によって任意協議会を設立した。
- ・ その後、平成16年の選挙で地域の経済的自立を掲げる新（現）市長が誕生した。また、当時は地方交付税の大幅縮減など、自治体を取巻く状況は非常に厳しい時期であった。平成16年7月に喬木村が合併協議を離脱したが、その後3市村による協議が進み、平成17年10月に新飯田市が誕生した。
- ・ 平成17年に旧村2地区へ地域自治組織を設置した。平成19年には旧飯田市内でも、既存の地区支所単位で自治区を導入し、市内全域で20地区の自治組織が活動している。また、同じく平成19年4月からは、議会提案により制定された飯田市自治基本条例が施行されている。
- ・ 従来から飯田市では、旧町村単位に地区支所と地区公民館を設置し、住民票手続きなど基礎的サービスの提供と地域づくりや防犯、安全協会活動等の自治活動、社会教育活動などの支援を行ってきた。新しい自治組織として、まず、支所を自治振興センターへと改め、また、新たに地域協議会と従来の各種団体を統合して、まちづくり委員会を設置し、自主的な裁量による地域活動を行う形を整えた。
- ・ 所長はじめ若手職員も自治振興センターや公民館の勤務を行う。ここで、地域づくりのサポート業務を行うことは、市民協働を学ぶ側面も有している。新たに合併した2村では、従来、村内の課題は役場が中心となり取り組んでいたが、現在はまちづくり委員会が自治振興センターと協力し、住民主体による取り組みへと変わりつつある。
- ・ 新たな地域自治組織となったことで、住民に身近なことは住民で行う体制が整った。行政が

らの交付金も、パワーアップ地域交付金として各地区へ均等割と人口割で配分され（約 190～1,090 万円）、用途ごとの支給で重複もあった補助金は整理された。地域の活動資金は、交付金のほか各地域内の組織が集める会費によって運営されている。

- ・ 地域が裁量を有することによって、各地区のまちづくり委員会の活動はある程度の幅（差異）を持つことができ、その分を地域の実情に応じた特徴的な活動に充てることが可能となった。飯田市は、市域内にも、やま、さと、まちが存在し、多様な地域特性を有している。

(2) 合併後のまちづくりの取組み

- ・ 3市村の合併協議では、合併特例債を想定した大規模事業を積極的に盛り込むのではなく、平成 17,18 年を想定した事業にとどめ、長期的に必要な事業は、平成 19 年度からの次期（第 5 次）総合計画で考えて行くこととした。第 5 次総合計画は「文化経済自立都市」を掲げ、従来型の諸事業の名称・事業量を具体的に盛り込む形ではなく、各施策分野の目標と多様な主体による役割分担を明示したうえで、主体毎の達成度を測る指標（ムトス指標）を設定、事業評価を行いながら事業の予算を見直していく PDCA サイクルに則った計画推進に留意している。また、計画策定のプロセスも、多数の市民の参画を得て行政との協同作業を重視した。
- ・ 現市長は日本開発銀行の出身であり、経済自立をメインに掲げ、持続可能な地域経営のため都市へ流出した人材を地域へ汲み上げる人材のサイクルが重要であるとして、UI ターンも重視した定住化戦略を進めている。
- ・ 工業などの産業振興は、生活圏と経済圏が一致した地域の単位で予算を設定して施策を行うことが肝要である。国からの支援は、省庁ごとの個別支援ではなく、圏域全体を捉えた総合的なパッケージ型支援を要望している。
- ・ 上村との合併により遠山郷の豊かな自然や文化などが加わり、魅力あふれる都市となった。産業振興の一環として観光も重要であり、取組みの成果もあげている。具体的には南信州観光公社が主体となり、そば、りんご、果樹、棚田などの農業体験やラフティングなどの学習体験、本物の体験にこだわったメニューを整備し、農家民泊の受け皿づくりを積極的に行い、ワーキングホリデーや学校の体験学習活動などツーリズムの受け入れを行っている。

(3) 定住自立圏の取組み

- ・ 定住自立圏は、合併、広域連合に次ぐ第 3 の道（選択肢）として活用を図っていききたい。都市部、山間部それぞれが役割を分担し、圏域として人口定住を促す事が共通の目標となる。
- ・ 例えば、圏域の 2.5 次医療圏の拠点である飯田市立病院は、市外からの利用者が 4 割という現実がある。この点を踏まえて、病院経営、病院機能の維持を考えて行く必要があり、必要な体制を民間病院も含む地域で支えていくことが求められる。
- ・ こうした認識をできるところから共有し、役割を協定により明確にするのが定住自立圏の意図するところである。地域みんなで生き残ることが本質である。具体的な分野としては、医療、公共交通、産業づくりが挙げられている。
- ・ 広域連合はスケールメリットが発揮できて、地域全体が賛同できる衛生、消防など基礎的業務には適する。逆に、すべてが同意しないと実施できない。一方、定住自立圏は協定であるため、自治体間で合意可能な部分で協定を結び、状況が変われば破棄することも可能である。今回の協定は既存の連携分野の役割を明確にし協定化したものが多く、今後、新たな課題に応じた、実施可能な項目を積み上げていくことが重要であると考えられる。

2 新たなコミュニティの形成

【事例3】都市内分権（長野市）

市町村名	長野県長野市
人口	377,887人（平成21年3月31日住民基本台帳人口）
面積	730.83 k m ² （平成20年10月1日全国都道府県市区町村別面積調）
合併時期	平成17年1月1日（平成22年1月1日 旧信州新町、旧中条村編入）
関係市町村数	1市2町4村
旧市町村名	長野市、豊野町、戸隠村、鬼無里村、大岡村、信州新町、中条村
合併方式	長野市への編入
聞き取り先	長野市総務部地域振興課都市内分権推進室

(1) 取り組みの概要

- 都市内分権は、市内32地区に住民自治協議会を設置する「コミュニティへの分権」、各支所における地区活動支援担当職員の配置など、住民活動の拠点として支所機能を充実する「市役所内での分権」の2つを指す。
- 平成15年1月に庁内組織として「長野市都市内分権調査・研究プロジェクトチーム」を設置、少子高齢化が進む中での自治のあり方、住民の主体的なまちづくりへの関わり方について検討を開始。平成18年3月に、平成21年度末までを計画期間とする「長野市都市内分権推進計画」を策定、住民自治協議会の設置による都市内分権を平成18年度から開始した。住民自治協議会は、各地区の自発的な設置を推進し、平成20年度末までに全30地区で住民自治協議会の設置が完了している。（平成22年2月27日 信州新町及び中条地区でも設立済み）
- 平成19年11月には、総合的かつ包括的に地域づくりを推進するため、市から各種団体への10項目の委嘱事務や9つの連合組織を発展的に解消する市の案をまとめた。これまで地域で各種団体に依頼した活動や資金の一体的見直しが必要と考え、「やめられるもの（5事務）」と「全市民が共通して必要とするサービスで全市一律でやるべきもの（22事務）」、「地域で選択して実施するもの（38事務）」に仕分けした。
- この仕分け結果をもとに、各地域が主体性を持って活動するため、各種団体への包括的支援の補助金をまとめた一括交付金（平成22年度：2.58億円）を創設した。一方、特定目的の補助金はそのままとした。また、住民自治協議会からの事業提案に基づき交付する「地域やる気支援補助金」を1千万円、限界集落など自治機能の低下に伴う助け合い機能の促進の方法を地域自らが考え、それを支援する「やまざと支援交付金」を13地区×60万円を予算化した。
- 次に、市が住民自治協議会を地域づくりのパートナーとして認める「長野市及び住民自治協議会の協働に関する条例」を制定した。市では、住民自治活動が成熟してから自治基本条例を作成したい意向があったが、住民自治協議会で活動する役員などから住民説明は任意組織のままでは限界があるとの指摘があり、市民の自発的な活動を推進するため、住民自治協議会の位置づけに特化した条例を作成した。自治基本条例については、条例に定めるべき事項のうち、その時点で必要となる事項について順次定めていくという考えのもと、その都度、市民との十分な協議を経て、必要となる事項について条例化等することを検討し、将来、その集大成として『自治基本条例』として整備することを基本方針としている。また、住民自治協議会と市が住民福祉の増進を共通の目的とした協働相手であり、相互の支援などを謳っ

た基本協定書を平成 21 年 4 月に締結した。

(2) 住民自治組織と自治会との関係

- ・ 自治会は任意組織であるが、長野市における加入率は 9 割を超えている。しかし、広報等配布等について、区長を通じての自治会組織に依頼してきた際には、自治会非加入者には広報紙も配布されないケースも生じていた。住民自治協議会は、自治会に加入するか否か等に関わらず、地域に日常的な生活実態がある者や事業所を広く会員と捉えることから一括交付金の算定に含めるとともに、「全市民が共通して必要とするサービスで全市一律でやるべきもの」は、自治会への加入の有無にかかわらずサービスを提供するようお願いしている。
- ・ 「全市民が共通して必要とするサービスで全市一律でやるべきもの」の担い手は、住民自治協議会の構成員である自治会の場合も多いため、一括交付金については、まずは住民自治協議会で検討し、適切な役割分担に基づいて配分されるよう促している。
- ・ 協議会の設置によって、市からの委嘱が廃止されたのみで、住民の代表者である区長は存続している。これまで市から依頼していた取り組みを、住民自らが選びなおすことで、活動の質的転換・向上が図られるものと期待している。そのため、各課の仕事の仕方もこれまでと変わってきている。今までは、各種団体が活動して成果を出して貰えば良かったものが、団体に取り組んでもらえるような支援が各課に求められるようになり、従来以上の高いスキルが必要とされている。

(3) 取り組みの特徴

- ・ 長野市の取り組みは、全国で NPO やボランティアなど目的型の団体と行政が協働している取り組みを地縁的組織で対応させようというものであり、市が主導して設置した各種団体や委嘱制度の廃止といった試みは全国でも類似事例がないと思われる。
- ・ 協議会の 32 地区は、4 万人から 1,500 人まで規模が異なる。これは、5 地区が旧市で、それ以外は編入された独立の自治体であったことによるが、地区一体性が残っているため、上手くいった部分もある。
- ・ 協議会の財源は、交付金と自主財源の二本立てとなるが、交付金を優先的に充当していただく前提の下、住民が用途を決定できることで、より住民の意向を反映したまちづくりが可能になるものと考えている。

(4) 市町村合併の影響

- ・ 平成 17 年 1 月の合併時には、まだ旧長野市で検討段階にあった。そのため、合併後に旧町村になかった各種団体を立ち上げてもらった経過がある。長野市では前回の合併に伴い地域審議会を設置したが、住民自治協議会との役割分担に曖昧な面があった。そこで平成 22 年 1 月の合併の際には、合併協議段階で都市内分権の方向性が決まっていたため、あえて各種団体は作らず、平成 21 年度末に地域審議会の機能を併せ持った住民自治協議会を設置した。編入町村にとって住民自治協議会は、自治の考え方がこれまでと大きく異なり、役場と住民の関わり方を大きく変えるものになる。しかし、住民自治協議会は、地域の判断で活動できるため、以前から各地で培ってきた手法や伝統を残すことが可能となり、合併による激変の緩衝材になると考えられている。
- ・ 地域審議会は、旧町村の特別職などが構成員となって合併建設計画の進捗管理等を行っているが、次第に住民自治協議会の存在感も増していると感じられる。

【事例4】地域マネジメント（松阪市）

市町村名	三重県松阪市
人口	167,285 人（平成 21 年 3 月 31 日住民基本台帳人口）
面積	623.77 k m ² （平成 20 年 10 月 1 日全国都道府県市区町村別面積調）
合併時期	平成 17 年 1 月 1 日
関係市町村数	1 市 4 町
旧市町村名	松阪市、嬉野町、三雲町、飯南町、飯高町
合併方式	新設
聞き取り先	松阪市総合政策部まちづくり推進課

（1）地域マネジメント実施の経緯

- ・ 「地域マネジメント」という言葉は、農水省で使用しているが、地方自治体で使用しているのは松阪市のみである。元市長であった野呂氏（現三重県知事）が、行政の内部改革をシステム的に実施しようとした試みが発端である。当初は、庁内改革を指していたが、地域も含めた総合的なまちづくりに拡大した。そして、市町村レベルでは、中央集権よりも地域分権が必要であるという考え方のもと、都市内分権という表現を使用している。
- ・ 松阪市が推進している地域マネジメントは、住民自治の拡充と都市内分権の実現を目指したものである。市町村よりも小さな単位で近隣政府を設置することを提案した日本都市センターの論文「自治的コミュニティの構築と近隣政府の選択（平成 14 年 3 月）」を参考にした。この論文の研究者の一人であった高橋保幸氏が松阪大学（現三重中京大学）の教授に赴任してきたことも推進に影響している。

（2）地域マネジメントのねらい

- ・ もともと松阪市のコミュニティ施策は、補助金の提供と市内 21 か所の地区市民センターの労務提供にとどまっていた。また、自治会長の合意を得られれば、住民に対して行政の意図を十分に伝えることなく事業を進めてきた。
- ・ 加えて、コミュニティでできることまで行政が行い、自治会の自治能力、特に自分たちで物事を決める能力を衰弱させていた。例えば、地域に対する補助金では用途をきつく縛ることにより住民の創意工夫の余地の少ないものにしてしまったため、自治会の活動は防犯パトロールや親睦会、美化活動くらいのものが中心となり、行政が大きくならざるを得ない状況となっていた。
- ・ 地域マネジメントは、住民自治を拡充することを目指した取り組みであり、住民が自分たちで決めたことを形にする実感を得てもらうような取り組みを進めようとしている。
- ・ 都市内分権は、将来の近隣政府の規模を想定して市内を数か所の地域に分けて地域振興拠点を設置するものである。ブロック内で一定レベルの判断・決定の権限を持たせ、課題解決レベルに応じて地域での変動があってもよいとしている。これは、地域が提案してきたことを、公平性の観点から全市でコンセンサスを得ることは無理であり、地域単位で特区のような取り組みを行おうとしている。その規模は合併市町村の地域自治区に概ね近い。なお、松阪市では、全市一斉の適用など使い勝手が悪いと、地方自治法上の地域自治区を採用していない。現状では、将来的な地域振興拠点の設置を狙いとして、地域振興局に部長級職員を配置

している。

(3) 成果と課題

- ・ 松阪市の地域マネジメントは、これまでの自治会組織を変えようとするものではない。自治会は世帯単位の加入で、また、若い人や女性の参画が進まないという課題があり、地域マネジメントでは全住民を構成員とした新しい民主的組織として住民協議会を設置する。住民協議会の規模は、市内の概ね小学校区単位の 43 地区を想定しているが、人口が千人程度から 3 万人規模まで様々である。補完性の原則の視点から意志決定権を譲渡させるため、10 年間ぐらいかけて意志決定の仕組みを根付かせる方針である。
- ・ 住民協議会はモデル方式による自主的な設置を促しており、これまで 5 年間で 43 地区のうち 13 地区が設置した。強制的な手法を採用していないなどの理由により設立経過はゆっくりとしたものであるが、平成 22 年度より設立の促進策を講じるとのことである。
- ・ 住民協議会を設立すれば 50 万円の補助金を上乗せ、翌年には人口均等割で平均 60 万円相当充当するなど、資金的には今までの自治会活動を少し広げた程度にとどまる。一方で、設立した地区では地域全体でやっという雰囲気が出てきている。将来的には、補助金を包括的なものにし、金額を増加させることを考えている。これは、これまで各種団体に出してきた補助金を組み立て直そうというものであり、新たな財源は想定していない。

住民自治と都市内分権のしくみ



資料：松阪市「地域マネジメントシステムパンフレット」

【事例5】地域自治振興事業（越前市）

市町村名	福井県越前市
人口	83,274人（平成21年3月31日住民基本台帳人口）
面積	230.75k㎡（平成20年10月1日全国都道府県市区町村別面積調）
合併時期	平成17年10月1日
関係市町村数	1市1町
旧市町村名	武生市、今立町
合併方式	新設
聞き取り先	越前市市民生活部市民自治推進課

（1）住民自治実施の経緯

- ・ 越前市における住民自治は合併前の旧武生市において実施されたものである。旧武生市では小学校区単位で13（合併後の越前市では17）の地区があり、町内会の地区組織の活動単位となっていた。
- ・ 各地区の人口は、約500人から10,500人まで規模が大きく異なり、全地区で同一のサービスを提供することを問題視していた。また、人口減少や人口流入による新旧住民の意識の相違など、中心市街地、周辺市街地、農村地域、中山間地域など、地域によって固有の問題を抱えており、一律の補助金が適応しにくい状況であった。このようなことから地域の実情にあわせ、自立した地域をつくる住民自治の導入を検討する必要性が生じた。
- ・ 旧武生市では、協働の理念を示した平成16年9月に自治基本条例を制定、地域自治を推進するための地域自治振興条例を制定するなど、住民自治活動を推進する基盤整備を行った。

（2）住民自治組織の概要

- ・ 地域自治振興事業は、住民の自主的活動により安全安心で住みよいまちづくりを行うことが目的であり、町内会と地区組織（自治振興会）を活動組織として定めている。活動組織は、これまでの自治活動の担い手である区長など代表者だけでなく、すべての地域住民が参加できる体制をつくるとともに、身近な地域課題に対して自主的に取り組む要望型から協働型にすることを目指している。
- ・ 住民自治の主体となる自治振興会は、概ね小学校区単位である17地区を単位として、旧武生市では平成16年4月までに設置、公民館を活動拠点とした。旧今立町では、平成17年10月の合併後、平成18年5月までに自治振興会を立ち上げた。旧武生市の立ち上げまでの事例を踏まえ、各地区の支援も受けて半年余りで組織ができた。
- ・ 自治振興会の設立には、まず、3か年を計画期間とした地域自治振興計画と自治振興会を交付金の受け皿組織とするための会則原案を策定する必要がある。計画策定には市から予算執行（均等割20万円、人口割数万円）されるとともに、専従職員が住民に協力する。次に、自治振興会の設立総会を開催し、計画の承認と組織役員の決定を行う。
- ・ 組織は集落（区）を単位とする代議員制を採っており、地区区長会の会長が自治振興会長に就くことが多い。会長の他、副会長、参与（学校長や公民館館長など）、事務局長（退職者が2/3）、会計、全区長と専門部長で理事会を構成する。理事会の下部組織として概ね7～8つの専門部会（安全防災、環境、福祉など）が設置され、まちづくりの実行組織となっている。

(3) 住民自治振興事業の概要

- ・ 各地域では、地域自治振興計画に基づき市交付金と自主財源により事業運営を行う。活動資金は、地域自治振興事業交付金の交付が充てられる。交付金は、これまでの補助金にあたる「基礎・協働事業交付金」、地区の創意と工夫による事業や地区の身近な課題を解決する事業に充てられる「地域ふれあい事業交付金」、前述以外で 70 万円を上限とした提案型の「特別事業交付金」の 3 種がある。交付金については、自己財源が 2 割以上、繰越金が全体の 1/5 以内、未実施事業があれば翌年度の交付金減額という 3 つのルールを決めている。
- ・ 平成 21 年度の交付金総額は約 1.1 億円、1 地区あたり 350～900 万円が交付された。自己財源は、主に、会費や町内負担金、寄付金、事業収入などであり、現在、平均で 37%となっている。事務局体制が充実し、地域将来計画があるため、国や県、各種財団から補助・助成を獲得しやすく、自主財源率が高まる大きな要因となっている。
- ・ 基礎・協働事業の活動事例として、環境美化や除雪活動、防災防犯活動、高齢者見守り、子育てサロン、案内板設置、ゴミ収集所整備などを行っている。地域ふれあい事業は、体育祭や文化祭などソフト事業が行われる。特別事業は、里山保全や記念事業、地産地消の取り組みなど。中でも三世代交流は、従来、行政組織における児童とその親、高齢者の管轄が異なり、組織縦割りのために実施できなかったが、地域自治振興事業により実現した好事例である。

住民自治の取り組み事例(防災訓練、子育てサロン)



(4) 成果と課題

- ・ 旧今立町の 4 地区は、合併前に 72 ある集落単位で地域づくりを行っており、旧武生市が行った地区単位での活動意識が低いという課題があった。現在では、旧武生市を含めて、人口減少など危機意識が高い小規模な地区が最も活発に活動を行っている。
- ・ 退職者が参画できる場づくりが必要である。地区活動を年代別に見ると、60 歳代は、地域の団体による活動の場が少なく、特に地区外に勤めに出て若い頃に地区活動経験のない人は、参加するきっかけがすらない。こうした人材は、事務能力や調整能力に優れる一方、自治組織の意思決定の過程に企業論理を持ち込み、地域と上手くいかないことも少なくない。
- ・ 自治振興会は、人・カネ・情報が潤沢でなければ崩壊する懸念があるが、今後、行政の支援は少なくなる見通しにあり、今から準備をしていかなければならない。17 地区で地域自治のレベルに差が生じると見込まれるが、各地区が活動に困らないような情報提供などのフォローを常に考え、地区間で切磋琢磨することで意識を上げていく。
- ・ 地域自治振興計画は、第 2 次改訂からセミハード事業を含めた地域に形として残る事業が出てきた。第 3 次改訂では、課題解消能力を向上させる段階として、専門部会のレベルアップやエキスパート育成の支援の重点化が考えられている。
- ・ 各課は未だ中央集権的な意識が強く、地域自治に対応できる体制に変えていく課題がある。

3 新庁舎の整備

【事例6】新庁舎の建設（一宮市）

市町村名	愛知県一宮市
人口	379,400人（平成21年3月31日住民基本台帳人口）
面積	113.91k㎡（平成20年10月1日全国都道府県市区町村別面積調）
合併時期	平成17年4月1日
関係市町村数	2市1町
旧市町村名	一宮市、尾西市、木曾川町
合併方式	一宮市への編入
聞き取り先	一宮市総務部管財課

(1) 一宮市の合併の概要

- ・ 一宮市は、「安心 元気 協働」をまちづくりの基本理念として、2市1町の合併により平成17年4月1日に誕生した。
- ・ 一宮市は、濃尾平野のほぼ中央、県庁所在地の名古屋市と岐阜市の間に位置しており、両市には鉄道のアクセスで10分程度と利便性にすぐれ、大都市近郊にありながら豊かな自然を残す、尾張西北部に位置する中核都市である。

(2) 市庁舎の状況

- ・ 一宮庁舎（旧一宮市役所）は、昭和5年10月、当時としては十分な規模と機能を持つ庁舎として建設されたが、市域の拡大や人口の増加、社会・経済情勢の変化に伴う行政需要の増大等に対応するため、過去2回にわたり増築が行われた。西分庁舎は、大正13年に竣工された銀行支店を購入したものである。
- ・ 尾西庁舎西館（旧尾西市役所）は昭和33年9月に完成し、その後行政需要の増大等や分散した部署を集約するため、平成16年3月に東館の増築が行われた。
- ・ 木曾川庁舎（旧木曾川町役場）は、当時手狭となった役場から、昭和51年6月に現在の場所に新築移転し、講堂を併設した。
- ・ 合併時には、各庁舎単一では、規模的にどれも合併後の新市の本庁舎としての役割を果たすことが不可能なため、3庁舎による分庁方式を採用することとなった。

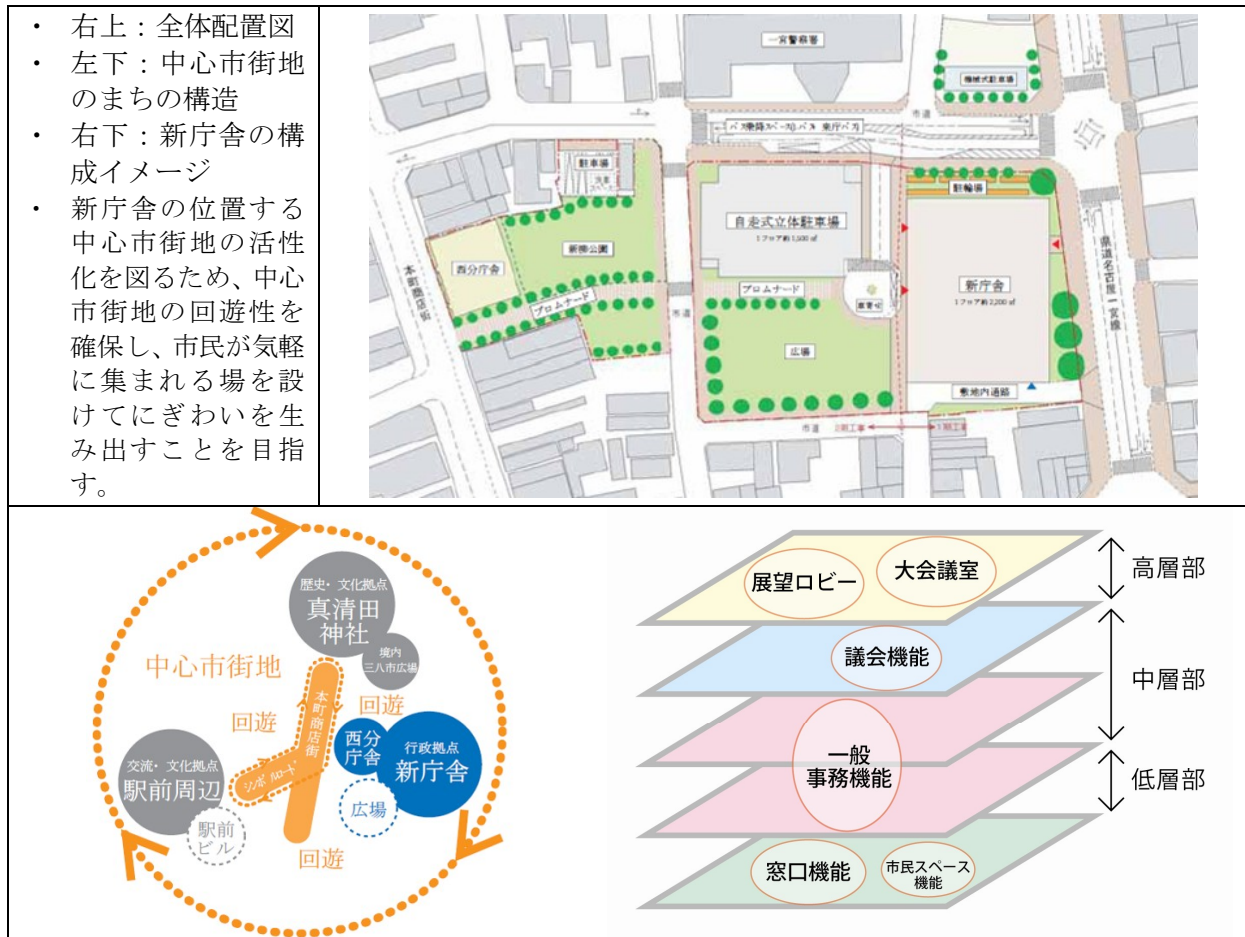
(3) 合併を契機とした取り組み、効果

- ・ 総務企画部門（一宮庁舎）、建設・上下水道部門（尾西庁舎）、教育部門（木曾川庁舎）などに分散しているため、審査などの専門的・複雑な手続きは、それぞれの庁舎でないと対応できない場合があり、市民から分庁方式では限界があるとの指摘がされていた。また、議会は議員定数の削減により、一宮庁舎にて議会が開催されているが、関係職員は各庁舎から一宮庁舎への移動が強いられ、加えて職員の通常業務（会議・打ち合わせ）においても各庁舎間の事務連絡等に費やされる職員の移動コストの大きさも見逃すことができない問題を抱えていた。
- ・ 現3庁舎は、「防災・災害復興拠点として不十分な施設であること」、「窓口が分散し、市民ニ

ーズに合わない施設であること」、「セキュリティ対策も困難な施設であること」、「市民と行政が協働する場の確保が困難な施設であること」などの問題も抱えていた。

- ・ こうした問題解決のため、有識者・議員・関係団体・住民代表等からなる「新庁舎建設等基本構想策定委員会」が設置され、平成20年2月の基本構想が策定された。
- ・ 平成21年2月には、基本計画に対するパブリックコメントが行われ、住民意見も反映されている。
- ・ 合併特例債を活用できる期限である平成27年度にはすべての工事を完了させるという「新庁舎建設基本計画」が平成21年4月に公表されている。

一宮市新庁舎建設基本計画



資料：一宮市新庁舎建設基本計画より転載

(4) 合併後に生じた課題、今後の見通し

- ・ 平成22年度は実施設計、平成23年度は第1期工事施工、平成26年度に第2期工事完了というスケジュールが予定されている。平成17年4月の合併後5年時点で、実施設計に着手し、合併特例債の活用できる残り5年度内での竣工を目指すというスケジュールである。市民のコンセンサスを得るための合意形成にはやはり時間を要し、第2期工事完了までにはタイトなスケジュールであることが窺われる。
- ・ 本庁舎整備後における、尾西庁舎、木曾川庁舎、一宮西分庁舎の空きスペースの有効活用を図る必要がある。西分庁舎は、平成22年2月から利活用方法を検討するワークショップが開催されており、その方向性が協議されているところではあるが、その他庁舎については、有効活用方法を検討している段階である。

【事例7】新庁舎の建設（安曇野市）

市町村名	長野県安曇野市
人口	97,552人（平成21年3月31日住民基本台帳人口）
面積	331.82k㎡（平成20年10月1日全国都道府県市区町村別面積調）
合併時期	平成17年10月1日
関係市町村数	2町3村
旧市町村名	豊科町、穂高町、三郷村、堀金村、明科町
合併方式	新設
聞き取り先	安曇野市総務部本庁舎建設準備室

（1）安曇野市の合併の概要

- ・ 安曇野市は、豊科町・穂高町・三郷村・堀金村・明科町の3町2村の合併により平成17年10月1日に誕生した。「北アルプスに生まれ ころ輝く 田園都市 安曇野」を目指したまちづくりが進められている。
- ・ 長野県のほぼ中央部に位置し、松本から電車で約20分に位置する。北は大町市、松川村、池田町、生坂村、筑北村、南は松本市に隣接している。西部は雄大な北アルプス連峰がそびえ立つ中部山岳国立公園の山岳地帯であり、燕岳、大天井岳、常念岳などの海拔3,000メートル級の象徴的な山々がある。北アルプスを源とする中房川、烏川、梓川、高瀬川などが犀川に合流する東部は、「安曇野」と呼ばれる海拔500から700メートルの概ね平坦な複合扇状地となっている。

（2）市庁舎の状況

- ・ 現在の本庁舎は、旧南安曇郡自治会館を使用しているが、事務室が極めて狭隘なために、本庁舎機能は事実上8つの庁舎に分庁してしまっている。市民の不便を軽減するために、安曇野市は旧町村役場を総合支所と位置づけ、窓口業務を取り扱っている。
- ・ しかしながら、市役所機能が分散しているため、どこにどの部署があるのかわからない。各部署間の連絡調整等での業務効率が低下し支障をきたしている。人件費、庁舎間の移動に伴う経費、公用車やコピー機の維持費、庁舎管理経費等の行政改革が進まない。災害時における各部署間の連絡調整の迅速化が図れない。市民の一体感の醸成を妨げている等の問題点を抱えている。

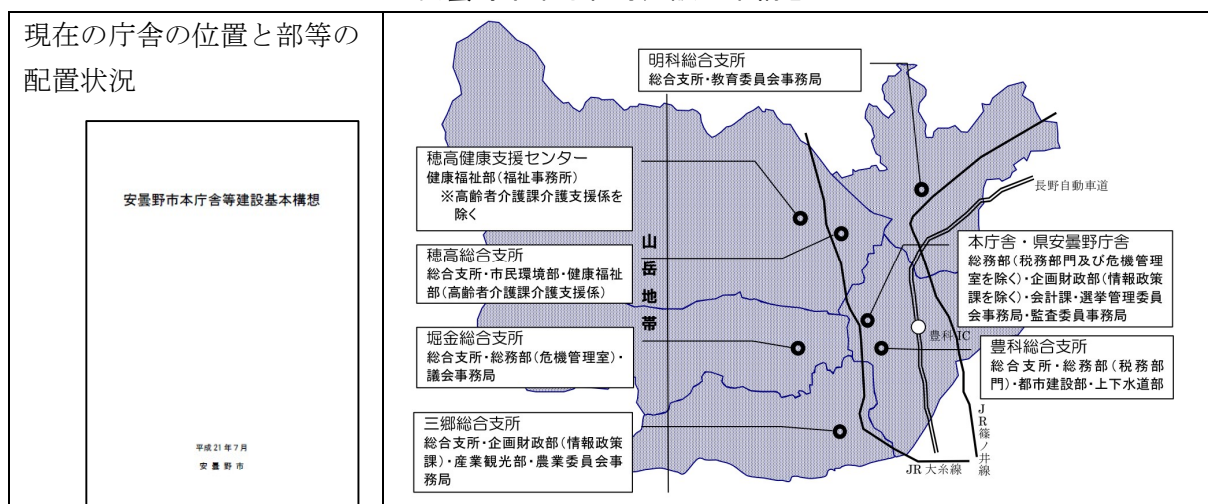
（3）合併を契機とした取り組み、効果

- ・ 安曇野市では、平成18年11月に「安曇野市行政機構等研究委員会」を庁内に組織し、現状の分庁方式や総合支所等に対して市民から寄せられた意見の整理・分析、行政運営上のメリット・デメリットの分析等を行い、本庁舎等の建設の必要性について市長に報告した。
- ・ 市では、研究委員会の報告結果を受け、平成19年10月に公募委員6人を含めた検討組織「安曇野市本庁舎等建設検討委員会」を設置し、現状の分庁方式の問題点やその解決方法について検討し、本庁舎の建設の必要性、本庁舎の機能・規模、合併特例債等の有効活用、既存施設の活用方法、附随施設、建設時期等について協議した。この結果、「本庁舎を建設することが必要である」との意見統一がなされ、平成20年4月に「本庁舎等建設についての提言書」が

市長に提出された。

- 市では、提言書を受けて、平成 20 年 10 月に公募委員 6 人を含めた附属機関「安曇野市本庁舎等建設審議会」を設置した。審議会は、市役所本庁舎等を建設するための課題について調査及び研究を行い、平成 21 年 5 月 18 日に本庁舎の規模・機能及び建設候補地などを盛り込んだ答申書を市長に提出した。市は、この答申を受け、「安曇野市本庁舎等建設基本構想(案)」を作成し、構想案に対するパブリックコメントを踏まえたうえで、平成 21 年 7 月に「安曇野市本庁舎等建設基本構想」を策定した。
- 提言書・基本構想では、「市政の拠点・行政運営」、「効率化と経済性」、「防災拠点」、「市民の一体感の醸成」を図るためには、本庁舎建設が必要だとしている。

安曇野市本庁舎等建設基本構想



資料：安曇野市本庁舎等建設基本構想より転載

(4) 合併後に生じた課題、今後の見通し

- これまで検討委員会、建設審議会等での合意形成が進められてきたが、基本構想案に対するパブリックコメントにおいて、建設の必要性と候補地選定に対して多くの意見が寄せられた。
- 一方で、平成 17 年 10 月に合併しているため、合併特例債を活用するためには、平成 27 年度までに建設する必要がある、十分な時間が残されていない。基本構想の段階では、平成 27 年度までに建設する必要性は示されているものの、今後の基本計画・基本設計・工事着工等、竣工までの具体的なスケジュールまでは示されていない。
- 安曇野市では、基本構想に基づき、建設場所、規模及び今後のスケジュールなど、より具体的な検討を進め、平成 22 年 10 月に「安曇野市本庁舎建設基本計画」を策定する予定が示されている。
- 新庁舎の建設場所の選定を始めとした、新庁舎建設に対する合意形成には、まだ時間を有するものと思われる中で、地域の負担を減らすための合併特例債を活用した建設を進めるためには、引き続き、住民の理解を得るための対応が望まれる。
- そのため、現在安曇野市では、平成 22 年 3 月に市民や関係する地元区等に対する「本庁舎の建設候補地に関する説明会」を実施し、住民の理解を得るための対応を進めているところである。

4 庁舎機能の見直し

【事例8】庁舎機能・地域自治の見直し（伊賀市）

市町村名	三重県伊賀市
人口	96,357人（平成21年3月31日住民基本台帳人口）
面積	558.17k㎡（平成20年10月1日全国都道府県市区町村別面積調）
合併時期	平成16年11月1日
関係市町村数	1市3町2村
旧市町村名	上野市、伊賀町、島ヶ原村、阿山町、大山田村、青山町
合併方式	新設
聞き取り先	伊賀市市民活動支援センター

(1)伊賀市の合併の概要

- 平成10年5月に伊賀地区の各市町村の議会議員95名による「伊賀市を考える議員の会」が設立され、市町村合併の研究が進められた。平成12年8月伊賀市を考える議員の会と伊賀地区市町村長との懇談会が開催され、7つの市町村による任意の合併協議会を設置することが合意された。
- これを受けて、上野市・伊賀町・島ヶ原村・阿山町・大山田村・青山町の6市町村は平成13年2月に任意の協議会「伊賀地区市町村合併問題協議会」を設立し、同年5月には全国初の合併重点支援地域の指定を受けた。平成14年6月には名張市も任意協議会に加入し、伊賀地域全域での合併協議も進んだ。
- その後10月から平成15年1月にかけて住民説明会を開催し、任意協議会での決定内容や法定協議会の設置に向けての住民の理解を求めた。2月に名張市が行った合併の賛否を問う住民投票で、反対が賛成を上回り法定協議会に参加しないこととなった。
- 同年3月には、6市町村議会で法定協議会設立の議案が可決され、4月から法定協議会「伊賀地区市町村合併協議会」を設立し、新市建設計画の策定及び合併に関する協議を整えた。平成16年1月に合併協定の調印を経て、平成16年11月1日に「伊賀市」が誕生した。

(2)庁舎機能・地域自治の方針

- 合併時の「伊賀市まちづくりプラン（新市建設計画）」において、合併を契機に地域自治の方針を定めている。ここでは、計画の基本理念にある補完性の原則に基づき、少子高齢社会への対応や環境保全といった地域を取り巻く様々な課題に、住民が積極的に取り組んでいける、地域自治・住民自治の仕組みづくりを構築し、それを実現していける自治体行政の組織・体制づくりを進めることとした。
- 具体的には、補完性の原則に基づき、住民自らが各地区での自治が行える場として、地区市民センター（当時：自治センター（仮称）と呼称、平成22年度全38地域に設置完了予定）を設置している。また、市民が主体となった住民自治活動などを支援するため、この役割を果たす機関として市民活動支援センターを設置した。さらに、住民自治を補完する行政機能として、旧市町村単位に支所を設置し、住民への窓口サービスや地域振興業務などを対応した（現在の支所：住民課等）。そして、全市一体となった発展を図るため、主に企画、総務、議会、広域行政を対応する本庁を設置した。（次ページ分担イメージ参照）

行政組織内分権の確立の分担イメージ

業務・活動	地区市民センター (自治センター)	支 所	本 庁
住民自治活動	○		
住民への利便性の高い業務		○	
住民の参加機会が多い業務		○	
地域の特定課題・需要に関する業務		○	
現場に関わる業務		○	
新市の統一的な業務			○
新市の全域に関わる業務			○
対外的業務 (国・県・他地域などとの調整)			○

(3) 合併を契機とした取り組み、効果

- 伊賀市市民活動支援センターは、合併協議の伊賀市まちづくりプラン（新市建設計画）に位置づけられるとともに、合併同年度の平成 16 年 12 月 24 日に制定された「伊賀市自治基本条例」の第 36 条に規定された。
- 支援センターは、「伊賀市民活動支援センター設置に関する報告書（平成 16 年 12 月）」に基づき、自治基本条例に規定された、住民自治活動を含めた市民活動を支援するため、平成 17 年 4 月 1 日に阿山支所西隣に開設され、その後、平成 19 年 9 月 1 日に、市の中央部となるゆめぼりすセンター内に、移転し、現在に至っている。



資料：伊賀市市民活動支援センターパンフレットより転載

(4) 合併後に生じた課題、今後の見通し

- 市民センターは、平成 17 年 4 月に設置された以降、4 年を経過した節目として、市民活動支援センター運営委員会として、今後の支援センターの運営に対して、提言書「伊賀市市民活動支援センターに関する提言（平成 21 年 3 月）」が、委員長の学識者から市町に対して提出された。その内容として、「審議会的な運営委員会を廃止し、利用者や市民活動団体がセンターの企画・運営に参画する仕組みを設ける」、「市民活動に対する行政職員の理解と意識改革の促進を図る」、「行政内部に市民活動との連携・協力を推進する各部課を超えた横断的な推進体制を整備する」等、7つの提言が行われている。現在は、提言の実現に向けた取組が進められている。

5 公共施設の適正配置・サービス適正化

【事例9】小学校適正規模の検討（岡崎市）

市町村名	愛知県岡崎市
人口	364,757人（平成21年3月31日住民基本台帳人口）
面積	387.24k m ² （平成20年10月1日全国都道府県市区町村別面積調）
合併時期	平成18年1月1日
関係市町村数	1市1町
旧市町村名	岡崎市、額田町
合併方式	岡崎市への編入
聞き取り先	岡崎市教育委員会事務局総務課

（1）岡崎市の合併の概要

- 平成18年1月1日に岡崎市と旧額田町が合併し、新岡崎市が誕生した。
- 愛知県の中央部、三河山地と岡崎平野の接点にあり、三河高原の西端に位置している。この丘陵台地の西を北から南に縦断して矢作川が東から西に横断する形で乙川が流れる。総面積387.24 km²と県内3番目の規模であり、市の北部は豊田市に、東部は新城市に、西部は安城市、西尾市に、南部は幸田町、蒲郡市、豊川市に接している。
- 現在の総合計画では、将来都市像として『人・水・緑が輝く 活気に満ちた 美しい都市 岡崎』を掲げ、人と自然が共生しながら、知・文化・活力などあらゆる面で均衡が取れ、将来に向けて誇りと安心をもって住み続けられるまちを目指している。

（2）小学校の状況

- 小学校は旧額田地区の8小学校が加わり50校に、中学校は額田中学校が加わり19校になった。
- 合併に際して、旧額田地区の学校の規模については、合併後も当分の間、現行のとおりとする。ただし、合併後、5年を目処に、現状に即した学校の適正規模となるよう検討すると協議決定がなされていた。
- 広大な面積を有する旧額田地区は、8小学校が設置されているが、地域によっては通学のための交通にも困難を窮めるところもあった。また、一部の学校においては、将来の児童数の減少に伴い教育的見地から通学区域の見直しが懸念されていた。

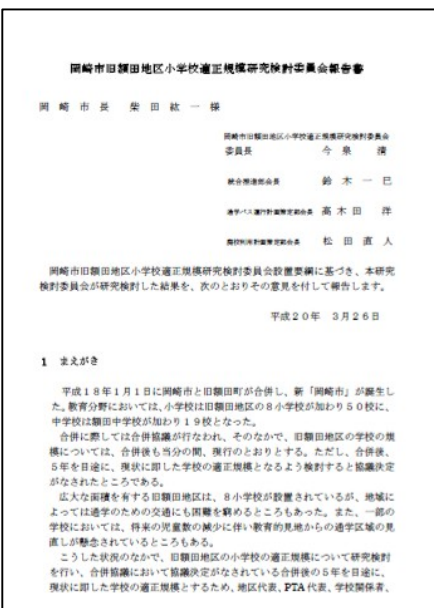
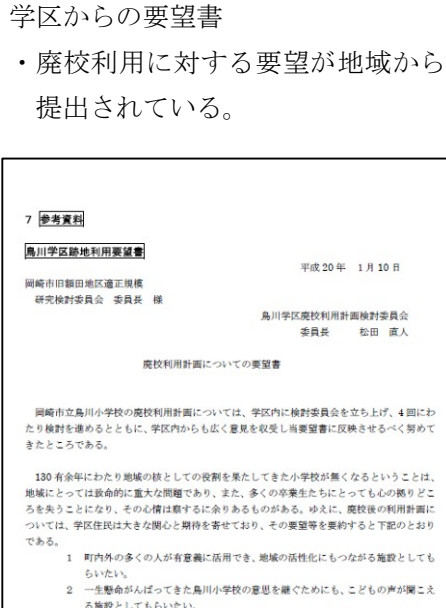
（3）合併を契機とした取り組み、効果

- 額田町時代における小学校適正規模化についての検討の経過としては、平成16年3月に額田町行政改革推進委員会から、平成15年度額田町行政改革のなかで、小学校の統廃合の問題について、統合問題検討委員会（仮称）を設置し、検討すべきとの答申があった。
- 平成16年7月に、議員、教育委員、社会教育委員代表、区長、PTA代表、校長等により構成される額田町学校適正規模検討委員会が設置され、12月に町長に答申されている。
- 平成17年6月には、教育委員会の内部組織として額田町立小学校統合委員会が設置され検討が進められた。そこでは、学校の統合は、5校案への統合が望ましいと考えることとしてい

た。

- こうした経過を踏まえ、旧額田地区の小学校の適正規模について研究検討を行い、合併協議において協議決定がなされている合併後の5年を目処に、現状に即した学校の適正規模とするため、平成18年12月に地区代表、PTA代表、学校関係者、学識経験者により構成される岡崎市旧額田地区小学校適正規模研究検討委員会が組織された。その専門部会として、統合推進部会、通学バス運行計画策定部会、廃校利用計画策定部会が設置され、それぞれの部会で研究検討が進められた。
- この検討協議により、学校の統合については、5校案への統合が望ましいとされ、鳥川小学校を豊富小学校へ統合、大雨河小学校と千万町小学校を宮崎小学校へ統合、夏山小学校、型埜小学校、下山小学校は、現状どおりとした案が策定された。

岡崎市旧額田地区小学校適正規模研究検討委員会報告書

<ul style="list-style-type: none"> 検討委員会から市長あてに提出された委員会報告書。 平成20年3月に提出されている。 協議にあたり、右図にあるように廃校となる学区において、廃校利用に対する意見集約がなされ、要望書が提出されている。 		<p>学区からの要望書</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃校利用に対する要望が地域から提出されている。 
--	--	---

資料：岡崎市旧額田地区小学校適正規模研究委員会報告書より転載

(4)課題、今後の見通し

- 学校統合の時期については、統合の必要性と意義について、地域の理解を得た上で、平成22年度からの統合を目処としており、受け入れ学校の整備、通学バスの確保、跡地の公的施設化等の多くの条件が整備されれば、早い時期での統合推進の着手を望むものとなっている。
- 現状は、検討委員会の協議結果を、市長等に報告されたもので、小学校統合を推進することは、これまで学校を支えてきた地区にとって大きな問題であること、過疎化対策を積極的に推進し、若者が住んでくれる地域づくりを切望すること、統合の実現によって額田地域の児童が多くの仲間とふれあい機会が増え、豊かな人間性とたくましく生きる力をつけて活躍していくことを期待することとしてとりまとめられている。
- 報告を受けた岡崎市としては、これら地域の要望をふまえた対応が望まれている。

【事例10】公立保育園の適正化（白山市）

市町村名	石川県白山市
人口	113,380人（平成21年3月31日住民基本台帳人口）
面積	755.17k㎡（平成20年10月1日全国都道府県市区町村別面積調）
合併時期	平成17年2月1日
関係市町村数	1市2町5村
旧市町村名	松任市、美川町、鶴来町、河内村、吉野谷村、鳥越村、尾口村、白峰村
合併方式	新設
聞き取り先	白山市健康福祉部子育て支援課

（1）白山市の合併の概要

- ・ 新市建設計画では、「自然と伝統を活かし、心豊かで活力あるまち～白山から日本海を1つに8つの魅力のスクラム」という将来像を掲げ、まちづくりを展開している。
- ・ 施策の大綱では、「保健・福祉」分野では、「だれもが健やかに暮らせるまちをつくります」という基本方針のもとに、「児童福祉の充実」の施策をかかげ、多様な保育サービスの充実を図ることとしている。
- ・ また、合併を通じた行財政基盤の強化のため、市民の負担と選択に基づく地域にふさわしい公共サービスを提供し、市民ニーズに答えていくために、平成18年3月に「白山市行財政改革大綱（行財政改革集中プラン）」を策定している。その中の項目の一つとして、「公立保育所、幼稚園の法人化及び幼保一元化」に取り組むことを明示している。

（2）公立保育園の状況

- ・ 国の三位一体の改革や社会・経済状況の大きな変化により市の財政は大変厳しい状況にあり、市内22箇所の公立保育所運営において、今まで以上に効率的な運営が求められているが、同時に建設年次の古い施設が多いことから耐震面での不安もあり、早急な保育環境の整備が必要となっている。
- ・ また、就業前児童の減少により、保育所入所児童が著しく減少している地域もあり、適切な規模による集団保育の実施が難しい状況もある。少人数の保育所では、家庭的で細やかな保育ができる反面、同年齢児等との遊びの中から様々な経験を積み重ねて育つ、社会性や自己表現力が乏しくなる傾向がある。こうしたことから、「多様な保育ニーズへの対応」・「安全安心な保育環境整備」・「効率的運営ができる保育所の適正配置」等の視点から、適切な保育所の統廃合・民営化が必要とされた。


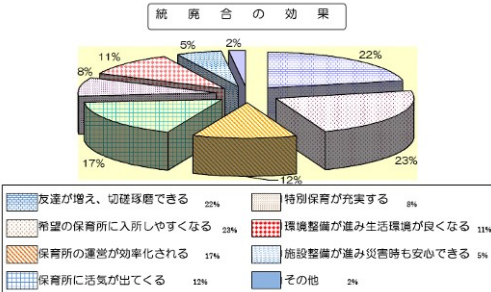
（3）合併を契機とした取り組み、効果

- ・ 白山市では、合併を通して行財政改革を進め、その一環として、公立保育所のあり方について協議する「白山市公立保育所のあり方検討委員会」を設置し、保育所の統廃合・民営化の方向性について、ビジョンが策定された。
- ・ 合併に伴い、旧松任市の都市部と旧村の山間部とには、保育所入所児童数に大きな地域差が生じていたためであり、白山市全体での今後の公立保育所のあり方が、学識者・議員・法人保育園・各地区保護者代表等からなる第三者委員会の場で、協議・合意形成された。開かれ

た委員会での合意形成手法を選択したことで、旧市町村間のサービス格差・公平性の担保等が協議・合意されている。

- ・ 白山市の隣接市である金沢市や小松市等における保育所は、民営化率が高く効率的な運営が進んでおり、白山市も合併を通して民営化問題が全市の課題として認識され、議論が進めやすくなったことも合併の効果の一つとして指摘されている。

白山市公立保育所のあり方検討委員会報告書

<ul style="list-style-type: none"> ・ 第三者委員会により、将来の公立保育所のあり方について合意形成された。 ・ 保育所の統廃合・民営化を中心に協議されている。 	<p>白山市公立保育所のあり方検討委員会 報告書</p>  <p>平成20年6月</p> <p>白山市公立保育所のあり方検討委員会 白山市健康福祉部子育て支援課</p>	<p>保護者ニーズ調査からみた 統廃合の効果の分析結果</p> <p>「友達が増え切磋琢磨できる」「希望の保育所に入所しやすくなる」等の効果が指摘されている。</p>  <table border="1"> <caption>統廃合の効果</caption> <tr> <td>友達が増え、切磋琢磨できる</td> <td>22%</td> <td>特別保育が充実する</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>希望の保育所に入所しやすくなる</td> <td>23%</td> <td>環境整備が進み生活環境が良くなる</td> <td>11%</td> </tr> <tr> <td>保育所の運営が効率化される</td> <td>17%</td> <td>施設整備が進み災害時も安心できる</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>保育所に活気が出てくる</td> <td>12%</td> <td>その他</td> <td>2%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	友達が増え、切磋琢磨できる	22%	特別保育が充実する	8%	希望の保育所に入所しやすくなる	23%	環境整備が進み生活環境が良くなる	11%	保育所の運営が効率化される	17%	施設整備が進み災害時も安心できる	5%	保育所に活気が出てくる	12%	その他	2%				
友達が増え、切磋琢磨できる	22%	特別保育が充実する	8%																			
希望の保育所に入所しやすくなる	23%	環境整備が進み生活環境が良くなる	11%																			
保育所の運営が効率化される	17%	施設整備が進み災害時も安心できる	5%																			
保育所に活気が出てくる	12%	その他	2%																			

資料：白山市公立保育所のあり方検討委員会報告書より転載

(4) 合併後に生じた課題、今後の見通し

- ・ 旧5村に立地するそれぞれ5つの公立保育所は、4つの保育所に統廃合された。保育所入所児童数が少なく、社会性を身に付けさせるなどの教育環境が形成できないという問題に対して、地元住民の理解と合意形成が図られ、統廃合は進められることができた。その際、当該保育所の民営化も議論されたが、民営化に適した児童数が確保できないため、経営を担う法人がなく、公立による運営方法を選択せざるを得ないという結果となった。山間部という地理的条件により、効率的運営という観点では限界が生じている。
- ・ 旧1市2町での公立保育所の民営化については、白山市事業実施計画に基づき推進しているところである。合併前の旧松任市では、2つの公立保育所を民営化させているが、合意形成に時間を要した。現在、民営化の協議を進めているA保育所については、事業者選定の公募手続きに入る以前の段階から、法人選定について議会で波紋を呼ぶなど、事業推進の難しさが表面化している。当該議論は、合併議論とは異なる内容で、公立事業の民営化の難しさが路程した。
- ・ 担当部門の今後の対応としては、公立保育園の統廃合・民営化は必要不可欠で避けられない問題であるため、さらなる住民の理解を高めることを推進していくこととしている。

【事例11】資産経営推進方針の確立による施設評価（浜松市）

市町村名	静岡県浜松市
人口	792,104人（平成21年3月31日住民基本台帳人口）
面積	1,511.17k m ² （平成20年10月1日全国都道府県市区町村別面積調）
合併時期	平成17年7月1日
関係市町村数	3市8町1村
旧市町村名	浜松市、浜北市、天竜市、舞阪町、雄踏町、細江町、引佐町、三ヶ日町、春野町、佐久間町、水窪町、龍山村
合併方式	浜松市への編入
聞き取り先	浜松市企画部資産経営課

(1) 資産経営の実施に至る経緯

- ・ 浜松市では、市町村合併後に「行政経営計画」を策定し、組織編成や事務事業の見直しを進めることにより効果を上げてきたが、土地や建物などの保有財産の改革は未着手であった。
- ・ 保有財産について、市町村合併により膨大な土地建物を保有、平成19年4月の政令市移行により区役所を設置、国・県からの権限移譲により新たな施設が設置された。その結果、旧市町村庁舎をはじめとして公共施設に空きスペースが増加、類似の公共施設が多数発生した。
- ・ 中山間地域の旧市町村では、高い住民サービス提供の視点から様々な補助金を活用して公共施設を整備しており、人口規模に比べて施設数が多い。市域全体においても低利用率の施設があり、市全体として公共施設配置がアンバランスになっている。
- ・ そのため、平成20年4月に庁内横断的組織として資産経営課と協議・決定機関として部長級からなる「資産運営推進会議」を設置、平成21年4月に「浜松市資産経営方針」を策定し、庁内及び市民に対して目指すべき資産経営の姿を打ち出した。基本的には、ファシリティマネジメントの導入であり、「保有しているすべての土地と建物」を対象としている。

(2) ファシリティマネジメントの導入結果

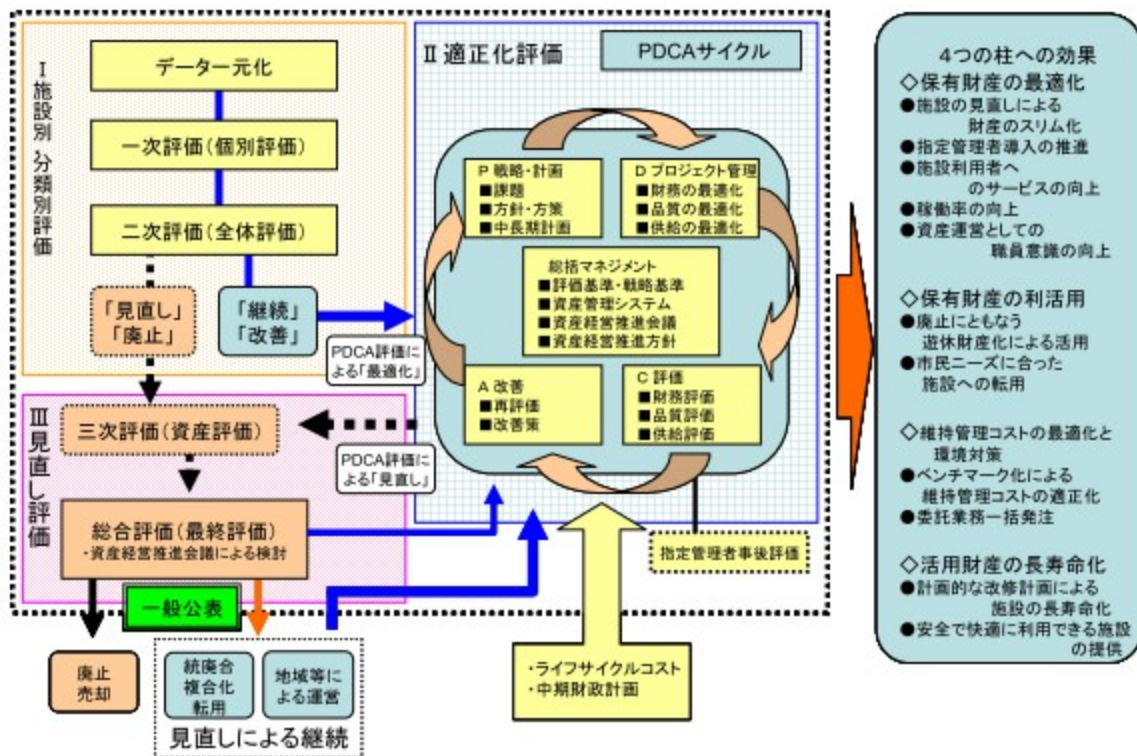
- ・ 平成20年度と21年度は、全2,000施設のうち学校や消防、住宅などを除く約700施設を対象として、品質・財務・供給等の情報から施設評価を実施し、概ね100施設を見直し（転用・統廃合）もしくは廃止と決定した。
- ・ 平成22年度からは、5か年をサイクルとして、継続施設については「適正化計画」に基づく適正化評価により品質・供給・財務の適正化、廃止施設については「廃止計画」により着実に廃止を進める。また、残りの約1,300施設についても、平成21年度と平成22年度に施設評価を実施する。

施設別・分類別評価の手順と内容

評価の手順	内容
① データー一元化によるデータベースの構築	・ 各所管が保有する施設の情報収集とデータベース化（品質、行政コスト、利用率等）により「現状把握」を行う。
② 一次評価	・ 「現状分析」をねらいとして、施設ごとの評価（品質・供給・財務）、指標化を行う。 品質評価：施設の劣化状況や安全性 供給評価：利用状況や土地・建物の余剰の状況 財務評価：サービス提供にかかるコストや収益
③ 二次評価	・ 施設全体の評価により、継続、改善、見直し（転用・統廃合）、廃止に分類し、「保有状況の明確化」を行う。 ・ 一次評価の評価指標を組み合わせ、利用ニーズ（ソフト面）と建物性能（ハード面）の2軸で施設の位置づけを相対評価。

- ・ 二次評価で見直しもしくは廃止とされた 100 余施設には既に廃止になっているものが含まれる。これら施設について、平成 22 年度は、活用に向けた取組みを行う。なお、実態として集会施設として使用されている約 100 施設は、管理主体の変更としており、実質 200 余の施設が廃止扱いとなっている。
- ・ 残りの施設は、更なる効率化と市民サービスの向上を目指すため、平成 22 年度に、再配置計画を策定する予定である。再配置については、旧市町村単位で整備された施設の再編成が課題であり、市域施設や地域施設のあり方を検討する予定である。また、地域施設については、既存施設の有効活用を最優先し、フルスペックでの整備を必要とした施設基準の見直しが必要と考えられている。

ファシリティマネジメント全体推進イメージ



資料：浜松市資産経営推進方針

(3)ファシリティマネジメントの推進課題

- ・ 「資産運営推進会議」は部長級職員 7 名で構成、下部組織として課長級 10 名による専門会議を設置して毎月 1 回程度、資産経営課の資料をもとに、実質協議を行ってきた。
- ・ 評価段階では、国等の補助金により整備された施設について、補助金返納の緩和はされているものの、有償による貸付・処分には返納が必要であるため、活用を進めていく上では、大きな課題である。また、特に中山間地域の大規模施設は、維持管理の負担が大きいため、民間を中心とした用途転用が成立しにくい。
- ・ なお、施設の見直し・廃止については、特に、中山間地域での反対が予想されたが、予想ほどの反対はなかった。統廃合による代替施設の明記と利用ニーズが低く、建物性能が低い資産を見直し・廃止し、有効活用と効率的な運営を図ることについて、賛意が得られたためと考えられる。
- ・ 庁内における従来の縦割り管理の考え方等と横断的な考え方の相違による庁内理解と調整や保有財産総量の縮減の必要性和利用者の存続要望との相違における施設廃止など実務的課題の解決の検討が必要である。

【事例12】公共交通の適正化（豊田市）

市町村名	愛知県豊田市
人口	406,821人（平成21年3月31日住民基本台帳人口）
面積	918.47k㎡（平成20年10月1日全国都道府県市区町村別面積調）
合併時期	平成17年4月1日
関係市町村数	1市4町2村
旧市町村名	豊田市、藤岡町、小原村、足助町、下山村、旭町、稲武町
合併方式	豊田市への編入
聞き取り先	豊田市都市整備部交通政策課

（1）豊田市の合併の概要

- ・ 豊田市は、平成17年4月に7市町村の合併により、人口約41万人の都市となった。面積は約920k㎡であり、人口の約9割を旧豊田市で占め、広大な市域に都市部や中山間部が広がり、都市構造は多様である。
- ・ 自動車産業を中心に発展し、「自動車のまち」とも呼ばれるように、産業及び交通体系とも自動車への依存度が高い都市であり、市民の生活の移動手段として自動車が大きな役割を担っている。
- ・ 特に、旧町村地域は公共交通利用が極めて不便であり、自動車に頼らざるを得ないのが現状である。

（2）公共交通の状況

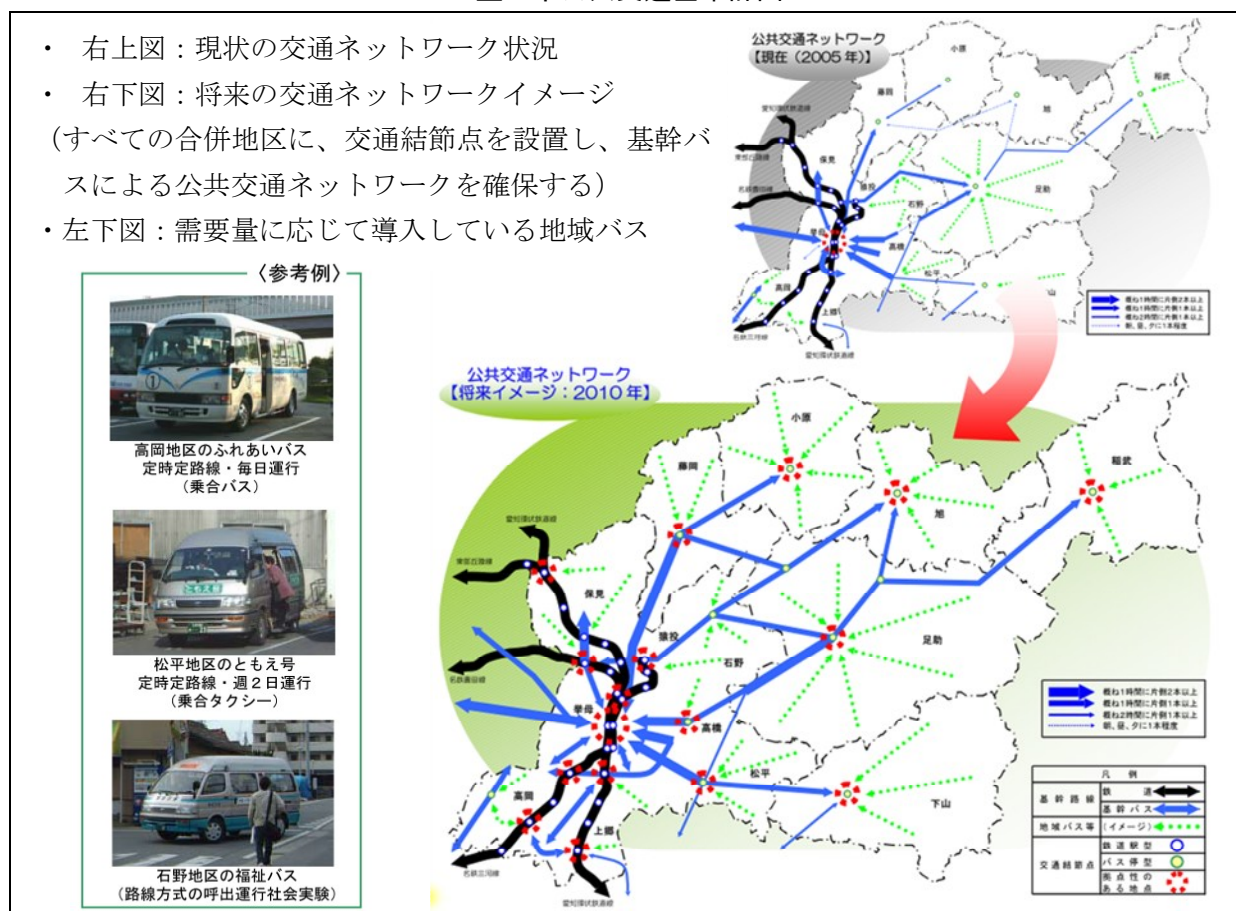
- ・ 高齢社会や地球環境問題などを考えると、自動車に頼りすぎず、誰もが安全で安心に移動ができ、かつ交流が促進され、地域の活性化に繋がる交通体系にしていくことが必要とされた。
- ・ そこで合併年度の平成17年度に、「豊田市交通まちづくりビジョン2025」を策定し、人と環境にやさしい先進的な交通まちづくり・世界に誇れる「かしこい交通社会」を目指すこととした。
- ・ その一方で、中部地方交通審議会の答申第9号に基づき、豊田市と日常生活において結びつきのあるみよし市（旧三好町）とともに「豊田・三好1次交通圏交通計画」を検討しており、市域の枠を超えた公共交通体系の構築も目指していた。

（3）合併を契機とした取り組み、効果

- ・ 7市町村の合併により誕生した新市の「都市としての一体性の形成」、「都市と農山村の共生」、「交流人口拡大による地域の活性化」を図るために、「利便性の高い公共交通ネットワークの構築」を目的とした『豊田市公共交通基本計画』を平成19年3月に策定している。
- ・ 当該基本計画に基づき、鉄道・基幹バス・地域バス等からなる公共交通ネットワークを構築し、合併した旧町村の交通結節点（地域の拠点性のある地点）まで、6時～22時台、1時間当たり1本以上の運行本数を誇る基幹バスを確保した。加えて、交通結節点を介して基幹バスに接続するように、各地域の需要量に応じた地域バスの確保を行った。
- ・ 行政、交通事業者、住民（市民・学校・企業等）の3者により、社会資本としてみんなが共働で支える、公共交通が構築されている。

豊田市公共交通基本計画

- ・ 右上図：現状の交通ネットワーク状況
- ・ 右下図：将来の交通ネットワークイメージ
(すべての合併地区に、交通結節点を設置し、基幹バスによる公共交通ネットワークを確保する)
- ・ 左下図：需要量に応じて導入している地域バス



資料：豊田市公共交通基本計画より転載

(4) 合併後に生じた課題、今後の見通し

- ・ 需要量の少ない中山間地域へサービスを提供する「地域バス」は、地元地域が主体となって企画運営し、展開することになっている。具体的には、地元から地域バスが必要との声が上がリ、検討会が設置されることを条件に、導入を検討することになっている。そのため、すべての地域で地域バスが導入されている訳ではない。その一方で、基幹バス・地域バス等の公共交通サービスは、運賃収入等だけで事業費をすべてまかなえないため、市より財源を投入して維持している。つまり、すべての地域で地域バスを導入したいということになれば、比例して財源投入額が拡大することになる。無尽蔵に財源投入できるわけではないため、単なるバラマキにならないよう、客観的な評価ができる体制「評価会議」を構築し、事業評価手法の導入を進めている（単に採算性のみの評価ではなく、公益性や効率性も考慮した評価手法の導入を考えている）。
- ・ 基本計画の将来目標は、平成13年基準に対して、平成22年のバス利用者数を1.5倍に、2025年には公共交通利用者数を2倍まで増加することとしている。直近の基幹バスの状況としては、平成19年度～平成20年度の日平均利用者数は約2割増加している。今後もPDCAの実施により、事業の見直しを図りながら、将来目標の達成を進めている。

6 ガバナンスを重視した自治体組織の運営

【事例13】総合計画による進行管理と評価（多治見市）

市町村名	岐阜県多治見市
人口	115,709人（平成21年3月31日住民基本台帳人口）
面積	91.24 k m ² （平成20年10月1日全国都道府県市区町村別面積調）
合併時期	平成18年1月23日
関係市町村数	1市1町
旧市町村名	多治見市、笠原町
合併方式	多治見市への編入
聞き取り先	企画部企画課

(1) 市町村合併の効果発揮と組織のガバナンス

- ・ 有識者インタビューでは、合併は行政体制の整備を目指すもので、合併による企画政策の立案や運営能力の向上を通じ住民生活に貢献することが本来的な効果、との知見を得た。また、合併は条件整備であって、効果が実現するか否かは組織風土づくりなど事後の取組み如何であるため、単純に合併を評価することは困難との示唆を受けている。
- ・ こうした状況を踏まえつつ、意思決定の確かさや組織風土の良し悪しなど自治体組織運営に関する客観的評価を行った事例として、(財)関西社会経済研究所が平成16年及び平成18年に実施した「自己評価に基づく組織運営(ガバナンス)評価」がある。本評価は、全国10万人以上の都市・東京都特別区(278市区)を対象に実施されたが、186市区が回答した(回答率:66.9%)平成18年の調査結果において、多治見市は総合4位に位置している。
- ・ ガバナンスを重視した自治体組織の運営は、合併の有無に限らず重要なテーマであり、また、多治見市のガバナンスに纏わる取組みが、必ずしも合併に端を発するとは言い難いものの、中部地域における稀有な事例であり、各自治体における今後の効果発揮への一助として、多治見市のガバナンス評価結果及び背景にある取組みを取り上げる。

(2) 自治体の組織運営(ガバナンス)評価の結果

- ・ 平成18年のガバナンス評価では、評価項目として①総合計画、②予算編成、③財政運営、④行政評価、⑤財政情報、⑥人事システム、⑦監査制度、⑧情報公開・住民参加、⑨自治基本条例の9項目に関して「組織運営の巧みさ(ガバナンス)」に対する自己評価が行われている。
- ・ この中で、多治見市は⑧情報公開・住民参加において1位となったほか、③財政運営は2位、②予算編成は3位、⑤財政情報は6位など財政部門で非常に高い評価となっている。多治見市では、情報公開・市民参加については、情報公開条例、行政手続条例等の制定や市民参加条例・市民投票条例制定に向けた取組み(現在は制定済み)が高い評価につながり、同様に財政部門については、総合計画と予算をリンクさせた仕組みが高い評価へつながったとみている。
- ・ 総合評価は、1位:八王子市、2位:東京都杉並区、3位:東京都練馬区、5位:東京都足立区など、上位のほとんどを首都圏の市区が占めている。この中で多治見市が4位となったことは、市の基本スタンスである情報公開、市民参加、計画的な行財政運営が高く評価された

結果との見方を示している。また、東濃西部広域行政事務組合が「広域だより」に評価結果を掲載した際には、評価の点として、総合計画による市政運営のコントロールなど体系的にシステムが作られていることを挙げている。

(3)組織運営(ガバナンス)の背景にある総合計画における取組み

- ・ ガバナンス評価の重要な要素に挙げられ、また、組織運営の根幹に位置づけられる総合計画について、現行第6次計画の中から、特に計画の運営に係る部分に着目して整理すると、以下の点が挙げられる。なお、平成18年ガバナンス評価が実施された当時は、平成13年度からの10年を期間とする「第5次多治見市総合計画」であったが、平成20年3月に第6次総合計画が議会で承認されたことにより、第5次総合計画は終了となっている。

■第6次多治見市総合計画(2008～2015)

§めざすまちの将来像

○めざすまちの将来像：『人が元気！まちが元気！多治見』

○元気であり続けるための視点

…「1.連携協力」、「2.収入増」、「3.予防と診断（評価）」、「4.選択と集中（「あれも、これも」から、「あれか、これか」へ）」、「5.有効活用」、「6.行政のスリム化」、「7.環境配慮」、「8.将来世代の負担増の緩和」

○基本的な方針 ～計画全体の構造図より

…「みんなで支えあうまちづくり」、「収入構造の転換」、「事業の評価と選択」

§計画の体系と運営

○計画期間と見直し（抜粋）

…市長マニフェストを市の施策として実行して行く上で、総合計画の中に位置付け、より政策実行型の計画とし、市長の任期ごとに見直しを行います。

…基本計画の見直しにあたっては、多治見市市民参加条例、多治見市パブリック・コメント手続条例に定める市民参加を図ります。

○計画的な財政運営

…（略）多治見市健全な財政に関する条例に定める総合計画策定における原則に従い、計画的な財政運営を行います。実行計画期間内の歳出計画額は、（中略）歳入の状況によっては、優先度をもとに事業の規模、実施時期等について検討する必要があります。

○進行管理と評価（抜粋）

…めざすまちの将来像の実現性を担保するため、『計画⇒実行⇒評価⇒見直し⇒計画』のサイクルを確立していきます。

- ・ 計画実行と評価、予算編成を連動させ、一体的に推進
- ・ 基本計画事業ごとに実行計画シートを作成し、進行管理・公表
- ・ 個々の事業の予算化基準として、あらかじめ優先度を明記
- ・ 事業評価にあたって毎年度事業の実施状況、成果等分析・検証、結果の実行計画への反映・公表
- ・ 施策ごとの目標の明確化、施策の成果等の分析・検証、評価結果の公表
- ・ 進行管理・評価について、市民・有識者による外部委員会から意見聴取
- ・ 行政改革との連携を図るため、総合計画と行政改革をともに同一委員会で進行管理・評価実施

7 行政サービスの高度化・専門化

【事例14】子ども総合支援室の設置（亀山市）

市町村名	三重県亀山市
人口	47,711人（平成21年3月31日住民基本台帳人口）
面積	190.91k㎡（平成20年10月1日全国都道府県市区町村別面積調）
合併時期	平成17年1月11日
関係市町村数	1市1町
旧市町村名	亀山市、関町
合併方式	新設
聞き取り先	企画政策部行政改革室、企画経営室

(1) 当地域における合併の経緯

- ・ 当初は、平成13年に鈴鹿市を含む2市1町で研究会を発足。その後、一時期には四日市市、楠町、朝日町、川越町、菰野町を含む8市町での枠組みも持ち上がった。
- ・ 平成14年、住民アンケート結果を踏まえ、2市町による研究会設置、平成15年4月に同じく法定合併協議会を設立し、平成17年1月の合併に至った。
- ・ 当地域では、合併前からごみの共同処理を行っていた。全国的にダイオキシン問題が顕在化した際、旧関町では処理能力が規格に満たない焼却炉を建替えるために14～5億円が必要となったが、単独では負担不可能と判断し、亀山市にゴミ処理を受け入れてもらっていた。また、工業団地用地も一部を等積交換によって市境を変更し、工場誘致に努めていた。
- ・ 合併協議において事務事業、サービスの摺合せは、1市1町の顔の見える間柄とはいえ、気を使った。例えば、保育園保育料が旧関町では最高でも15,000円から16,000円で、国の基準とは大きく乖離していたが、是正にあたっては、ある程度配慮のうえ調整した。また水道料金は下げる方向で調整、固定資産税の見直しなどトータルで考えた。こうしたデリケートな協議を合併後に先送りするケースもあるが、それでは後々苦勞する、あるいは手つかずで放置されると禍根を残すので、大変ではあったが合併協議の中で調整を図った。

(2) 地域振興へもたらした効果(子ども総合支援室の設置等)

- ・ 三重県は、障害児福祉の分野でレベルが高かった。また、福祉ニーズとして、亀山市の中でも発達障害に関するものが増えていた。
- ・ 「子ども総合支援室」は、県職員であった臨床心理士を招聘し設置した。同氏は、高度な専門家であり、地域外からも相談に訪れる。
- ・ 最初は支援を要する母親への相談事業から着手し、次第に教育との連携（教育委員会、保健師）を図り、小さいうちから義務教育への面倒をみる体制を整えた。平成22年4月には、子ども総合センターに格上げして開設する予定である。
- ・ 子ども総合支援室は、合併後の2月の選挙で当選した当時の市長のマニフェストとして設置された。現在の市長は、先の改選時に新たに当選を果たしたが、従来からの施策を踏襲する形で、平成22年4月から総合センターとして機能拡充が図られることとなった。
- ・ こうした施策分野での具体策について、従前の合併協議の最中には明示していなかった。また、平成16年3月にまとめた新市建設計画でも、広い意味での福祉の充実が施策として掲げ

ていたが、室を設置するというような具体的な方策は記載されていない。

- ・ 合併協議の中で、具体的に子ども総合支援室と言わなかったのは、こうした事業の核となるのは人材の確保とその人材の質が重要と考えたからである。また、本当に人材的な裏づけを得て事業の効果が期待できるかどうかには留意し、慎重に取り組んだためである。
- ・ 旧関町のまちなみは、昭和 59 年に国指定伝統的建造物群保存地区に選定されている。東海道の宿場町を 3 宿（亀山宿、関宿、坂下宿）持つまちは、亀山市のみである（政令市を除く）。旧関町の特色としては、2km のまとまった規模があり、宿場町としての趣きを残しつつ、実際に人が住み保存継承している。
- ・ 旧関町内に古くから伝承のあった鈴鹿関（伊勢国）は、不破関（美濃国）、愛発関（越前国）とともに三関と称されるが、合併によって、関跡の試掘が進み、関跡が発見された。

(3) 合併を通じての課題と取組み

- ・ 合併効果を発揮するための課題として、新市の一体感の醸成が必要である。その意味で、旧市町村の区割り感覚が残ることは好ましいものではなく、旧役場の総合支所としての温存は意味が乏しいと考える。当市では、合併直後は約 50 人が旧町役場に駐在した。組織の見直しが進み、今はスペースの事情で上下水道部が配置されているが、そのほかは受付（市民サービス室）スタッフが 5,6 名となっている。
- ・ 市役所の新庁舎建設は、庁内でも内々に検討を行っていたが、現在は凍結となり、既存庁舎の耐震補強を終えた。
- ・ 新市長の就任により、施策の新たな方向感も表れ始めると思われる。平成 22 年 4 月からは、旧関町の支所に、部長級の支所長が置かれることとなった。
- ・ 市の適正規模は 30 万人と示されるケースもあるが、組織が肥大化するとタテ割りのセクト主義が発生し、横断的・総合的な対応が難しくなる。財政基盤がしっかりしているならば、5 万人規模の都市は、施策を行うには意思の疎通も図れてちょうど良い。地域の実状をきちんと踏まえて仕事ができる規模でないと、杓子定規な思考になる恐れがある。
- ・ 市全体の職員数は約 500 人で、合併後 27 人減少した。定員管理適正化計画では 5% 減を目標としている。その一方で、市としては、日曜日の窓口受付や図書館サービスなど、必要と考えられるサービスは拡充を果たしている。
- ・ 合併効果を得るために、亀山市をどうセールスするか、トップセールスが重要である。シャープの誘致には 45 億円を出したが、これまでで十分に元を取った。一方で、シャープの社員は大阪や奈良からの通勤者が主で、県内定住者は教育の関係で津市が多い。それでも若年層を含めて 5% ほどの人口増加があった。
- ・ 中心市街地の活性化は課題である。買い物には自動車で鈴鹿市のベルシティやロックタウンに流出する。まち中の活性化のため、アートフォーラムを 2 年前から開催している。
- ・ 合併は、市町村にとって大きなチャンスである。ただ、それを活かすには力量が求められる。住民が何を求めているか、何がサービス向上となるのか、身の丈にあった考えを持たなければならない。職員がいきいきと頑張れる体制でないと、行政は活性化しない。

Ⅷ 産業経済への効果創出に向けた取り組み事例

1 地域資源を活かした産業育成

【事例1】お茶がんばる課の設置（島田市）

市町村名	静岡県島田市
人口	102,642人（平成21年3月31日住民基本台帳人口）
面積	315.88k㎡（平成20年10月1日全国都道府県市区町村別面積調）
合併時期	平成17年5月5日（平成20年4月1日 旧川根町編入）
関係市町村数	1市2町
旧市町村名	島田市、金谷町、川根町
合併方式	新設合併（平成20年合併は島田市への編入）
聞き取り先	環境経済部お茶がんばる課

(1) 島田市の茶産地の概要

- ・ 島田市は、お茶の生産が盛んで、牧之原台地、川根地域及び志太地域にまたがる広大な茶園を有し、静岡県内有数の茶栽培面積と生産量を誇る国内有数の茶どころである。当市が静岡県にある20茶産地のうち、島田、金谷及び川根の3つの茶産地を有するのは合併によるものである。島田の伊久美地区は、江戸末期に資財を投じて宇治の茶師を招き、宇治製茶法を普及させ、静岡の製茶技術の礎を築いた坂本藤吉を輩出した地である。また、川根は、北に隣接する本川根町とともに川根茶の産地である。金谷は、明治に入って茶園開拓（徳川武士や大井川の川越し人足の授産事業）が行われ、近代茶業のさきがけとなった牧之原台地（5,000～5,500ha）の入り口に位置する。
- ・ こうした恵まれた産業資源、茶文化に代表される地域資源を背景に、お茶を活かした地域振興は合併以前から取り組まれてきた。
- ・ 産地としての規模・位置づけは、指標とするデータによっても順位は変わるが、2005年農林業センサスでは、茶園面積は全国3位で、静岡県の茶園面積の約14%を占める。
- ・ お茶がんばる課は、平成17年5月、島田市と金谷町が合併したときにお茶の郷博物館に設置され、市の茶業振興とお茶の郷の管理・運営を行っていた。現在は、金谷庁舎（旧金谷町役場）で市の茶業振興の業務にあたっている。
- ・ お茶がんばる課の職員配置は、合併前の地域を知っている職員を配置する配慮がなされ、地域の茶業に精通し、また、その関係者とコミュニケーションが図れるようバランスをとっている。

(2) 地域振興へもたらした効果

- ・ 地域振興へもたらした効果としては、まず、島田市がお茶のまちであることの認識が深められたことが挙げられる。認識が深まることは、市職員にも当市がお茶のまちであること、新島田市として、お茶という基幹産業で生きて行くことを明確に意識づけるものである。その象徴としてお茶がんばる課が設置された。

- ・ お茶を活かした地域振興としては、金谷茶まつり、「お茶の郷」の管理運営、グリーンティーツーリズム事業等を行っている。産業・地域振興の面では、従前から各市町の取組みを継続している。例えば、金谷茶まつりは昭和 20 年代半ばから続く金谷町の行事である。今や全国的にお茶のイメージとして定着している井桁模様の紺緋の茶娘は、金谷町が発祥の地と言われている。
- ・ 「お茶の郷」は、お茶がはぐくんだまち金谷町が、平成 10 年に茶処を表現する施設として設置し、日本を代表するお茶の総合博物館となっている。民間活力の導入と産業の振興、観光への波及を目的とし、現在は指定管理者制度で運営している。
- ・ 合併を契機とした最近の取組みとして、島田市が有する 3 ブランド（島田茶、金谷茶、川根茶）のセット茶の開発が挙げられる。3 町の個性が出る普通煎茶、深蒸し煎茶、かなやみどり茶葉のセットで 1,575 円の商品である。3 ブランドのいい意味での競争が期待される。当市の強みとして、お茶栽培に気候が適し、歴史も有している。また、共同茶工場の近代化と生産規模の拡大や個人茶工場もあり、個性も追求できている。
- ・ 茶産業の振興支援として、市独自の茶改植への補助を行っている。茶樹は 30～40 年で植え替えが必要となるが、植え替えると 4,5 年は収入が減少する。国庫補助は対象規模が大きく茶農家が取組みにくく、単独で事業を旧川根町で実施していたことから、これを全市に拡大して実施している。

(3) 合併を通じての課題と取組み

- ・ 島田市の課題としては、①茶業の経営体質強化、②安全・安心な茶業の推進、③売れるお茶づくり、④お茶によるまちづくりを課題としている。具体的には、茶園地の整備、消費者ニーズにあったお茶づくりやブランド化の推進、市民生活へのお茶の浸透に取り組んでいる。
- ・ グリーンティーツーリズムは、消費地の消費者を招き、産地を紹介するとともに茶摘み体験や茶文化に触れる機会を設けることにより緑茶に対する理解を深め、消費の拡大につなげる目的で実施している。取組みとしては、平成 20 年度からであるが、民間では前から取り組んでいる。また、農水省の外郭団体が主催する事業も 3 年目を迎える。テーマは、大井川鉄道で巡るお茶物語ということで、東京都内から消費者を招いたり、こちらから都内の商店街へ出向き茶の PR と販売を活発に行っている。一例として、在京フランス人の茶商が、従来のホテルに泊まる観光でなく、体験ができる農家民泊に関心を寄せているが、課題としては、その受け皿となる農家の確保である。マーケットとして首都圏に目を向けるのは、大消費地という魅力があるからである。
- ・ 1 市 2 町の合併はスムーズに実現したが、その背景として、同じ経済圏で、文化、気質が似ている事が考えられる。しかし、新しい島田市は 4 年ないし 2 年しか経過しておらず、お互いの地域を知り、理解して本当にひとつの島田となるにはもう少し時間がかかるのではないかと懸念されている。
- ・ 平成 19 年に市内の小学校 2 校では、蛇口をひねるとお茶が出る設備を設置した。子どものうちからお茶を身近に感じてもらう事が狙いである。また、おいしいお茶の淹れ方を教える講師を派遣し、需要を拡大したいと考えている。
- ・ お茶ががんばる課がある金谷庁舎は耐震性の問題があり、金谷地区に市民サービスの窓口となる支所を別の箇所に整備している。農林業行政全般の業務を行っている農林課は本庁舎にあり、本庁舎が手狭であることからお茶ががんばる課は、金谷庁舎にあるが、市民（農業者）の立場に立てば、農林課とお茶ががんばる課が同じ所で業務をすることがサービスの向上になるだろう。

【事例2】ネームバリューの向上（伊豆市）

市町村名	静岡県伊豆市
人口	36,074人（平成21年3月31日住民基本台帳人口）
面積	363.97k㎡（平成20年10月1日全国都道府県市区町村別面積調）
合併時期	平成16年4月1日
関係市町村数	4町
旧市町村名	修善寺町、土肥町、中伊豆町、天城湯ヶ島町
合併方式	新設合併
聞き取り先	総務部企画財政課

（1）伊豆市誕生の経緯

- ・ 伊豆市は田方郡のうち4町による新設合併で誕生した。平成14年に土肥町を除く3町で研究会を発足したが、その後、一時は田方郡6町による合併の模索を経て、戸田村、大仁町が参加を見送り、平成15年1月に4町で合併協議会を設立し、翌年に合併を迎えた。
- ・ 旧修善寺町など3町は、従前からゴミ、共同事業など広域行政の面につながりがあった。
- ・ 他の伊豆半島の合併動向としては、当市の北部で、菰山町・伊豆長岡町・大仁町が合併し、伊豆の国市が発足した。また、戸田村が沼津市に編入された。

（2）地域振興へもたらした効果

- ・ 市の名称が地域共通のアイデンティティとなった。市民がひとつになれるものがあることは、合併協議の円滑化の面でも、効果が大きいと考える。他の地域での合併協議の事例をみると、市名でもめて破綻の原因となるケースが多いが、伊豆市はスムーズに協議が進んだ。
- ・ プロセスとしては、新市名募集を行い、上位を対象に協議会で検討し決定した。「伊豆市」「いず市」「伊豆中央市」「中伊豆市」に絞り込まれ、アンケートでの投票数が一番多く、協議会員による最終選考でも満場一致となった「伊豆市」に決まった。
- ・ 伊豆と言う広く地域を示す名称を市名に使用できるかという懸念もあったが、このネームバリューのある名前を確保したいという思いが底支えして合併協議も実質1年と言う早期に進んだ。後から3町によって誕生した市は、伊豆の国市となった。
- ・ 自動車の伊豆ナンバー誕生も追い風である。地域を示す名称として「伊豆」は誰でもわかる知名度があり、半島東部には電車の直通便もある。近年は、カーフェリーが就航する中京圏からも観光客が増加の兆しである。
- ・ 地域内で観光連携の工夫が必要であり、観光協会はひとつになった。現状では、旧地域がそれぞれの方向性を持っており、支部制をとっている。
- ・ 「伊豆ブランド」を活かすための商品開発は、食肉加工センター準備室を設置し、「伊豆鹿」の活用を検討している。ドイツ人など欧州では、鹿肉は食材として需要がある。当地は野生の鹿が対象となるので、猟友会の協力による罠での捕獲など、安定供給の確保を目指す必要がある。食肉事業はそれ自体では儲からないが、有害鳥獣駆除により、しいたけやわさびなど農産物の被害軽減もトータルに考えれば意義がある。

(3) 合併を通じての課題と取組み

- ・ 課題として、伊豆の名前はだれでも知っているが、伊豆市が具体的に伊豆半島のどの辺りに位置するのかわかりにくいといった指摘もある。
- ・ 当市でも、人口減少・少子化対策は重要な課題となっている。5年間で人口は1,800人減った(38,000人→36,000人)。なんとか減少を止めなければならないが、特に15～30才の層が流出している。
- ・ こうした層の定着には、雇用対策も重要である。他の事例では、宅地の固定資産税減免など定住対策プロジェクトを実施してもリタイア層が移住するケースが見られるが、本当は若い人に来てもらいたい。
- ・ 具体的な取組みとしては、ウェルネス産業、温泉活用増進といった分野には力を入れており、県のファルマバレー構想や、連泊型の湯治泊も検討している。ウォーキングや体験施設などヘルスツーリズム、森林浴も資源としては活用が可能であり、値段を抑えて滞在型のスタイルを模索している。中伊豆地域で、体験農園(クラインガルテン)を行っている。申し込みが多く順番待ちの状況である。農に対する関心は高いようで、農業を観光にからめていく方策は重要。農家民宿に関しては、ジット・ド・フランスのシステムのように基準を設けてクリアしたものを認定することも考えられる。
- ・ 国はビジットジャパンキャンペーンを推進しており、観光振興ではインバウンド需要も検討した。伊豆には外国人客(アジア人)が好む、ディズニー、秋葉原、ゴルフ、温泉、富士山のうち3つの要素が存在している。
- ・ しかし、地元事業者においては、あまり積極的な興味は示していない模様。台湾・韓国からの旅行者にも恋人岬は人気である。当地の旅館は、昔ながらの女将が接客し単価が高いスタイルであるが、中国からの団体客は単価が安い。エージェントからのツアー単価では6,000円台でのオファーもくる。
- ・ 既存温泉地は、若い世代は跡を継がない。若い人は重労働を敬遠し、観光業に就かない。中伊豆ではマンパワーとして外国人が活躍している。当地もやり方を変える必要があるかもしれない。
- ・ 新設合併ということで、合併協議が円滑に進むよう、当初、旧町のうち土肥、中伊豆、天城には分庁舎を設置し、職員も4等分で置いたが、現在は、地理的に不便な土肥地区には支所を残し、修善寺の本庁舎に集約を図っている。集約化によって、人員がいない庁舎は活用方策が必要である。なお、旧中伊豆の庁舎は平成15年、旧土肥町は平成元年、旧天城町で昭和56年ということで、現在の本庁舎がある修善寺が最も古い庁舎となっている。
- ・ 組織変更は毎年実施している。人員数は5年間で520～530人であったのが400人と、120～130人くらい減少した。退職者に対して1/3補充で対応している。
- ・ 合併後に誕生した現市長の考えでは、長期的には隣接市との合併も視野に置いている。

【事例3】美濃陶酔ブランドの構築（多治見市）

市町村名	岐阜県多治見市
人口	115,709人（平成21年3月31日住民基本台帳人口）
面積	91.24 k m ² （平成20年10月1日全国都道府県市区町村別面積調）
合併時期	平成18年1月23日
関係市町村数	1市1町
旧市町村名	多治見市、笠原町
合併方式	編入合併
聞き取り先	経済部産業観光課、市民環境課部市民文化課（前任担当者）

(1) 東濃地域における合併の経緯

- ・ 当初は、平成13年に瑞浪市、土岐市を含む3市1町で研究会を発足し、平成14年に東濃西部合併協議会を設置、新市構想が検討された。その後、平成16年に実施した住民意向調査の結果、同協議会を解散した。
- ・ 同年、多治見市と笠原町の研究会を経て、多治見・笠原合併協議会を設立、平成18年1月23日に新多治見市が誕生した。

(2) 地域振興へもたらした効果

- ・ 多治見市は、隣接する土岐市、瑞浪市等とともに「美濃焼産地」を形成しているが、市の財政基盤安定のため、輸入品との価格競争等で苦境に立つ陶磁器産業の活力維持・拡大が課題となっている。また、産地が広域に亘る一方で市内にも複数の産地が存在するため、有田や益子といった他産地と比べ「美濃焼」というイメージが湧きにくいといった課題も指摘されている。
- ・ 旧多治見市内には、滝呂、市之倉、高田・小名田の3産地が存在し、それぞれに特徴を有している。高田・小名田は酒徳利で有名であり、市之倉は日本一を誇る杯（さかずき）を主力に生産を行っている。また、市街地の本町筋は、陶器の卸問屋としてかつてわが国有数の集積地の賑わいを見せた。
- ・ 産業、観光面の施策展開において合併の効果は大きい。多治見市は笠原町と合併し、器と酒が出合うこととなった。ひとつのまちに資源が揃った事によって、新ブランドやPRの面でメリットを発揮できる。
- ・ 合併後に改定した総合計画、産業振興計画では、旧笠原町との融合も意識しつつ、「新規産業・起業家創出環境の整備」「産業観光の推進」「陶磁器産業の構造改革」を柱としている。また、多治見市では、かねてからビジターの産地来訪とブランド力向上の好循環により既存産業の活性化を図る「オリベストリート構想」を掲げてきた。まず「本町オリベストリート」に端緒を開き、続いて「市之倉オリベストリート」、「たかた・おなだオリベストリート」と、陶磁器を活かしたまちづくりを進める中で、笠原町の合併という話が出てきた。
- ・ 旧多治見市には酒蔵がなかったが、合併によって市内に三千盛という地酒が加わった事を契機として、他産地や他業種と融合を図る新たなブランドの開発という考えが生まれた。
- ・ 企画開発は、市高笠プロジェクト（NPO たかた・おなだ、市之倉さかづき美術館、幸兵衛窯及び市立意匠研究所のメンバーが参画）、販売は造り酒屋の三千盛が行っている。NPO たか

た・おなだは、オリベストリート構想による地域のまちづくり活動が盛んになる中、共栄地域で平成 18 年に誕生した、地元の若手作家、主婦、大学教授や行政などによる NPO である。

- ・ 「美濃陶酔」は、合併によって市内で揃った地酒「三千盛」「高田の徳利」「市之倉の杯」という特色ある製品をパッケージし、従来の安い美濃焼というイメージから脱却し新多治見市のイメージを発信するための新ブランドである。直火で爛をつけられる爛鍋を組み入れた「緋」と冷酒用に小布もセットに入れた「涼」の、2 タイプを開発し販売価格は 9,450 円である。ブランドの商品の絵柄は、一年目は鳳凰であったが、二年目から子・牛・虎と干支のシリーズで続いている。
- ・ 企画開発にあたっては、合併自治体を対象とした地域活性化センターによる補助事業があり、その補助を受けた。1,000 万円の補助で、ハード 500 万円、ソフト（イベント、ブランド）に 500 万円であった。ハード事業では、プロジェクトの打合せや美濃陶酔の梱包作業など高田・小名田地区のまちづくりの中核を担う NPO たかた・おなだの拠点施設の改装整備ができた。
- ・ 前述の通り多治見市は産業観光に力を入れており、担当人員は増加した。合併の効果として、旧笠原町には観光協会がなかったが、新多治見市として、組織的な対応が可能となった。
- ・ 地域活性化には、事業所や役所の個の取り組みだけではなく、人と人との心を通じたの交流と、交流を通じての「協業」があつてこそ、想像を超えた産物を生み出すのではないかと。
- ・ 「美濃陶酔」は初販の 300 組を約一ヶ月で売切したが、これは商品の良さとともに、合併を契機に NPO たかた・おなだを中心となって共同開発した話題性も相乗効果として現れた。

(3) 合併を通じての課題と取組み

- ・ 課題としては、開発したブランド商品の販路開拓が挙げられる。東京でもルートを開発し、マーケットに乗せられないかと模索中であり、現在は、NPO にマーケティングのプロの参画も得て検討を行っている。
- ・ 酒類を含む商品は、酒販免許がないと販売できないため、「美濃陶酔」は注文販売が主となっている。店頭での実物販売は、三千盛と市之倉さかづき美術館で行っている。
- ・ 当市に誕生した新ブランドを活かす取組みとして、白川茶との連携を模索中である。また、和紙や漆細工とコラボレーションできないかを、平成 21 年から 22 年にかけて検討中である。
- ・ 滝呂、市之倉、高田・小名田、笠原の各地区では、陶磁器工業組合と陶磁器商業組合が存在している。そういった中で、多治見の市之倉、笠原と土岐市の駄知町、下石町の 4 地区が合同で、イベントを同時開催するなどの動きもある。
- ・ 当市での観光スタイルは日帰りが主である。名古屋から近いという事で宿泊客の確保は難しいが、逆手にとって 2~3 時間で周遊できるコース設定などを考えている。
- ・ 広域観光では、平成 24 年の岐阜県国体の時期を目処に、周辺地域の連携を図りたい。広域での実験的取組みとして、土岐プレミアム・アウトレットに来場する 450 万人を取り込もうと、平成 19 年から東濃ぐるりんバス事業を実施している。多治見市、土岐市、瑞浪市の東濃 3 市に恵那市、中津川市も加えた広域をバスでルート化し、モニターということで無料で体験できる。平成 20 年には名古屋からの誘客を図り、50 人乗り 20 台で 1,000 人を動員した。今年は大阪から取り込み、好評を博した。

2 広域観光の推進

【事例4】広域観光の取り組み（高山市）

市町村名	岐阜県高山市
人口	93,915 人（平成 21 年 3 月 31 日住民基本台帳人口）
面積	2,177.67k m ² （平成 20 年 10 月 1 日全国都道府県市区町村別面積調）
合併時期	平成 17 年 2 月 1 日
関係市町村数	1 市 2 町 7 村
旧市町村名	高山市、丹生川村、清見村、荘川村、宮村、久々野町、朝日村、高根村、国府町、上宝村
合併方式	高山市への編入
聞き取り先	高山市商工観光部観光課

(1) 高山市観光の概要

- ・ 高山市は、大阪府や香川県よりも広く、東京都とほぼ同じ面積を持つ日本一広い市である。周辺 9 町村との合併により、古い町並や祭等の歴史的資源のほかに、温泉や自然景観などの新たな観光の魅力が加わった。また、市街地の郊外には里山のある地域もあり、農山村体験など滞在型・体験型観光も充実した。
- ・ 高山市では、様々な地域資源や宿泊形態を持った異なる地域が 1 つの市となったスケールメリットを活かした広域観光を推進している。

(2) 観光推進組織と観光協会

- ・ 高山市では、官民一体となった観光振興を長年にわたって行ってきた。観光協会など民間団体や事業者と行政で協議会を組織し、合併後も誘客イベントや海外誘客などを実施している。
- ・ 観光協会は飛騨高山観光協会（旧高山市）や奥飛騨温泉郷観光協会など、民間の組織として旧市町村単位で活動している。
- ・ 観光協会員は、飛騨高山観光協会や奥飛騨温泉郷観光協会などでは、ホテル・旅館業者はじめ観光関連事業者が多く、常駐事務スタッフも配属されている。
- ・ 市町村合併に伴う観光協会の統合はしなかった。地域それぞれの観光資源を生かした事業が実施されており、統合によって地域らしさを打ち出せないなどのデメリットが考えられたことも要因のひとつである。なお、各観光協会は独自に事業を行っているが、市内のすべての観光協会が組織された高山市観光連絡協議会により相互の連携も図っている。

(3) 合併を契機とした取り組み、効果

- ・ 市町村合併によるメリットの一例として、これまで旧市町村が個別で PR していた各地域の観光資源をバラエティに富んだ魅力ある資源として結びつけ効果的に発信できることにある。
- ・ 高山市で行っているアンケート調査では、約半数が市内での宿泊を伴っている（主に 1 泊 2 日）。そのため、「歴史・文化」に限らず「豊かな自然」を活かした観光や体験メニューがあることを印象づけ、滞在型・体験型の観光を促している。
- ・ 合併後に「飛騨高山観光ガイドブック」を作成した。旧高山市で使用していたパンフレットの改訂版として作成したものであり、旧高山市の古い町並や文化施設、伝統工芸などや奥飛

驒温泉郷をはじめとした温泉や自然資源、その他農山村体験メニューを新しい楽しみ方として紹介し、長期滞在が楽しめる魅力を紹介している。

- ・ なお、高山の観光というと旧高山市や奥飛驒温泉郷が注目されるが、市域全体の紹介とは別に「飛驒高山ドライブマップ」、「イベントカレンダー」や「道の駅みどころマップ」を作成して、旧市町村それぞれの特徴ある魅力を紹介するパンフレットも作成している。「道の駅みどころマップ」は、市内にある 8 つの道の駅の紹介はもとより、合併前から各地域で取り組んできた特産品も紹介している。
- ・ 合併後の年間観光客数は毎年 400 万人を超えており、その内、宿泊客数はおよそ半分の 200 万人以上となっている。



(4) 合併後に生じた課題、今後の見通し

- ・ 少子高齢化などによって支所地域における観光関連事業が淘汰される可能性がある。既に、一部のイベント廃止など、費用対効果の観点などから見直しをするものも出てきている。なお、市全体で見れば、年間を通じて各地でイベントを実施することも、地域の魅力を高める手段の一つである。引き続き、四季を通じて楽しめる地域資源の情報発信やブラッシュアップ、様々なイベント開催など市域全体の魅力づくりが求められる。

【事例5】観光協会の統合（志摩市）

市町村名	三重県志摩市
人口	58,642人（平成21年3月31日住民基本台帳人口）
面積	179.70k㎡（平成20年10月1日全国都道府県市区町村別面積調）
合併時期	平成16年10月1日（観光協会は平成17年4月1日に合併）
関係市町村数	5町
旧市町村名	浜島町、大王町、志摩町、阿児町、磯部町
合併方式	新設
聞き取り先	志摩市観光協会

（1）志摩市観光の概要

- 志摩市は、三重県最大の観光地域である伊勢・鳥羽・志摩地域の一角をなす。伊勢志摩国立公園内に位置し、リアス式海岸を形成する日本有数の美しい海岸線や、伊勢神宮・内宮の別宮「伊雑宮」を有する。また、年間入り込み客数が164万人（平成20年）の「志摩スペイン村」、三重ブランド認定の「伊勢えび」や「あおりふぐ」、「的矢かき」をはじめ豊富な水産資源もあり、エンターテインメント性や食を集客の魅力としている。
- こうした豊富な観光資源や伊勢神宮に関わりの深い海を背景にした宿泊型観光地という立地条件により、志摩市は宿泊収容数が約15,000人で、年間入り込み客数は430万人、宿泊客数は130万人を誇る。しかし、入り込み客数は、ここ数年横ばい状態にあり、神宮参拝客の増加傾向を考えると、合併前の旧5町が1つの自治体となり、観光資源が充実した点を活かして、集客力向上のための戦略推進が期待される。

（2）観光推進組織と観光協会合併

- 市町村合併後、志摩市では観光戦略室を設置し、観光協会と両輪で観光振興を推進している。観光協会は、メディア等への情報発信やイベント等の企画・実施が主な役割。
- 合併前の旧5町全てに観光協会があり、全て民営で会費収入と市補助金で運営していたが、志摩市合併から半年後の平成17年4月に、2年間の協議を経て組織を統合し、志摩市観光協会を立ち上げた。平成21年3月末の会員数は580団体、うち旧阿児町が4割強、業種別では宿泊業が多い。
- 現在は、鵜方（旧阿児町）に協会事務所と観光案内所を設置しているが、旧町単位で支部を存続し、浜島、大王、志摩の3か所にも観光案内所を残している。本部職員4名と臨時職員5名の体制で、支部を存続させている。ただし、合併を契機として本部職員を補充し、新規公募により採用した。人員を配置している案内所もあるが、本部への案内業務の一元化を進めている。

（3）合併を契機とした取り組み、効果

- 平成21年12月23日には、志摩市観光協会がはじめて実行主体となった新規イベントとして「年末海族市」を開催した。会場である波切漁港では、初日に観光バス17台が訪れるなど、開催期間の5日間を通じて盛況に行われた。
- 観光協会では、スポーツ交流と食による観光振興を推進している。スポーツ交流では、旧磯

部町で開催していたシニア・ソフトボール大会「ささゆりカップ」を、市内にある全てのソフトボール場を活用して拡大開催するようになった。

- ・ 食については、三重県ブランドである「あおりふぐ」や「的矢かき」、「伊勢えび」を「志摩の三大グルメ」として、情報発信の強化に努めている。平成21年11月29日の日本経済新聞では、安乗漁港が「冬こそ食べに行きたい漁師町ランキング」で第3位として掲載された。合併前の旧阿児町単独では、十分な情報発信力がなかったことから、観光協会では、合併による効果と見ている。
- ・ 志摩市では、伊勢市や鳥羽市、玉城町、度会町、南伊勢町とともに、伊勢志摩観光コンベンション機構に加盟しているが、合併を契機として発言力が大きくなり、志摩市の考えが政策に反映されやすくなっている。
- ・ 市町村合併によって三重県で2番目に広い自治体となり、伊勢志摩地区全体で滞在型の観光を目指している。実際には、伊勢市と鳥羽市、志摩市を2泊3日で旅行する人も結構ある。

志摩の三大グルメ(三重ブランド認定)



(4) 合併後に生じた課題、今後の見通し

- ・ 旧5町は、それぞれが特徴的な観光資源を持っているため、それらを活用した観光振興が望まれる。市から協会への補助金は財政状況と行革推進により厳しくなっており、国の観光圏整備事業補助制度を活用した予算確保等を重視している。
- ・ 「もう1泊、もう1度(ひとたび)」の滞在型リゾート地として好条件に恵まれている志摩市は、伊勢市・鳥羽市・南伊勢町とともに中部圏では最初に伊勢志摩地域観光圏として認定を受け、観光圏への多様な支援メニューを最大限活用しながら、着地型観光・体験型観光・スポーツ観光等、中核となり推進し、国際競争力の高い魅力ある観光地づくりを目指そうとしている。
- ・ 観光案内業務については、ワンストップサービスの実現が遅れている中、広いエリアの中で旧町単位の特色を活かしたきめ細かな案内業務の必要性が求められている。
- ・ 観光協会では、ボランティアガイド育成のための教本冊子を作成しているが、将来的には観光検定を実施したい意向がある。観光協会が観光振興の強化やガイド育成を実施する一方、新たな観光資源や観光人材の発掘などは、地域の草の根レベルでの活動が必要であり、そこに支部存続の意義を見出している。

3 経済団体との連携強化

【事例6】商工会議所の統合を契機とした行政との連携の影響（長野市）

市町村名	長野県長野市
人口	377,887人（平成21年3月31日住民基本台帳人口）
面積	730.83k㎡（平成20年10月1日全国都道府県市区町村別面積調）
合併時期	平成17年1月1日（平成22年1月1日 旧信州新町、旧中条村編入） （商工会議所は平成18年10月1日に合併）
関係市町村数	1市2町4村
旧市町村名	長野市、大岡村、豊野町、戸隠村、鬼無里村、信州新町、中条村
合併方式	長野市への編入
聞き取り先	長野商工会議所

(1) 長野商工会議所の合併の経緯

- ・ 長野商工会議所の合併は、長野市の市町村合併と直接的に関係していない。
- ・ 昭和41年10月、長野市で篠ノ井市や松代町など2市3町3村による合併が行われた際、1市町村1商工団体の原則に基づき市内3商工会議所（長野商工会議所、松代商工会議所、篠ノ井商工会議所）の合併が検討されたものの、実施に至らなかった。
- ・ 平成17年1月に新たに1町3村と合併する際には、市内に3商工会議所と9商工会が存在することとなり、商工会が平成18年4月に先行して統合した。長野市が、より広域的観点から商工団体と行政の連携により事業を活性化するとともに、地域の一体的発展を推進するため、商工会議所の合併を働きかけたことが大きな要因となっている。
- ・ 商工会議所の運営資金は、1/3が会員の会費、1/3が保険・共済、1/3が補助金（経営支援事業費補助金）であるが、当時の田中長野県知事から合併をしない会議所の補助金削減の通達を受けたこともあって統合に向けて本格的協議が始まった。なお、平成18年8月に田中県政から村井県政に代わり、補助金制度の見直しが行われ、調整機関が設けられるなど若干緩和された。

(2) 合併方式

- ・ 合併前の3商工会議所の規模は、長野を10とすると、松代が1、篠ノ井が2程度で大きな開きがあったが、対等合併と支部・支所の設置を基本合意し、平成18年6月に市長の立ち会いのもと合併契約書に調印、同10月に組織統合した。
- ・ 会議所合併における最大の課題は、役員処遇であった。議員数は、長野120人、松代60人、篠ノ井60人で合計240人となる。法定上150人まで増員可能であり、会員企業数に基づき松代15人、篠ノ井15人とした。この他、会頭1人、副会頭4人、支部長を設置した。
- ・ また、会費の統一も課題となった。会費の金額の高低に加えて、口数も異なっていた。
- ・ 合併以前から各地域の特色ある文化や産業が一括りとされてしまう恐れがあったため、合併にあたっては、3会議所の事業継続を保証し、松代と篠ノ井の2つを支所として存続、総務部門を統合する形とした。職員配置は、長野30人、松代7人、篠ノ井6人。支部活動のために年間850万円の予算を設けた。

(3) 合併を契機とした取り組み、課題

- ・ 各支部の事業について統一できるものは統合している。例えば、簿記検定は試験会場を大きな施設に一元化している。
- ・ 長野商工会議所では、今のところ旧組織間の人事異動を行っていない。例えば、松代では 3 人の指導員が 1 人あたり 300 社を担当しており、顔の見える指導を行っているからである。しかし、平成 22 年度からは、合併効果を発揮するために、一部人事交流を行うことになっている。

(4) 行政との連携への影響

- ・ 長野市の合併から 1 年 10 か月遅れて商工会議所は合併したが、その前後で行政との関係に大きな変化はない。長野市役所には支所が設置されており、松代や篠ノ井は日頃から行政の支所が窓口となっていた。また、行政の委員会設置などにおいても、会議所合併前は 3 つの会議所に委員委嘱するなど、公平な対応が取られていた。本庁の方が優遇されていたかもしれないが、松代や篠ノ井では不満を感じていたことはない。松代では行政の支所から億単位の事業費（エコール・ド事業）の予算を獲得したこともあった。

「市町村合併後の地方自治体の課題」
調査研究報告書

2010年3月発行

制作発行 財団法人 中部産業・地域活性化センター

担当：地域整備部長 服部健

〒460-0008 名古屋市中区栄2丁目1番1号 日土地名古屋ビル15階

TEL：(052) 221-6421 FAX：(052) 231-2370

URL：http://www.cirac.jp

制作協力 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

担当：政策研究事業本部

研究開発第二部 主任研究員 佐々木雅一

研究開発第二部 主任研究員 筒井康史

研究開発第一部 副主任研究員 岩田賢

〒460-8621 名古屋市中区錦3-20-27 御幸ビル6階

TEL：(052) 203-5322

URL：http://www.murc.jp